

分 科 会

環境問題

司 会 者 福知山市市民憲章推進協議会 副会長 谷 垣 修 身 氏
助 言 者 岡山大学資源生物科学研究所 所 長 武 田 和 義 氏

◎事例発表者◎

JFEスチール株式会社 西日本製鉄所
環境管理部 倉敷環境・防災室主任部員（課長）
滝平 憲治 氏

JFEスチール株式会社西日本製鉄所は、地球環境を重視し、大気や水質などの環境保全に努めるとともに、徹底した省エネルギー活動を展開しています。

- 1 CO₂削減（京都議定書、鉄連自主行動目標）について
- 2 大気、水質、廃棄物にかかわる取り組みについて

鷺羽山の景観を考える会
事務局長 岩中 正則 氏

「鷺羽山の景観を考える会」は、ふるさとの誇りともいえる鷺羽山を後世にまで守り伝えていくことこそ、我々現代に生きる者の使命と考え、地域の財産である鷺羽山で清掃活動や樹木の剪定、また自然教室などを実施しています。これらの活動を通じて現在の子どもたちや地域住民そして鷺羽山を訪れる全ての人に、そのすばらしさや大切さを理解していただければと考えます。

まちづくり

司 会 者 倉敷市民憲章推進協議会 会 長 室 山 貴 義 氏
助 言 者 計画哲学研究所 所 長 三 輪 真 之 氏

◎事例発表者◎

倉敷屏風祭実行委員会
委員長 岡 莊一郎 氏

- 1 倉敷屏風祭の経緯
- 2 倉敷屏風祭の基本コンセプト
- 3 まとめ
「まちづくりは、ひとづくり」
- 4 くらしきTMOの今後

NPO法人倉敷町家トラスト 代表理事 中村 泰典 氏

テーマ：だれがまちに灯をともしのか？

先人の残した歴史的、伝統的な郷土の風景やたたずまいは、市民はもとより国民の誇りと歴史資産として、未来に引き継ぐ責務があります。

行政、商工業者、企業、大学、NPO、地域住民、地域外のふるさとに思いを寄せるものたち、そして地域を訪れる旅人がどのようなしきみで地域資産を掘り起こし、活用してゆくの？だれがまちに灯をともしのか？

市民憲章運動

司 会 者 花巻市市民憲章推進協議会 会 長 三 田 望 氏
助 言 者 (財)あしたの日本を創る協会 理 事 長 高 岡 完 治 氏

◎事例発表者◎

・ ・ 市企画政・部 ・ ・ ・ 画まちづくり課 市民協働係長 杉田 とき子 氏
水沢まちづくり運動協議会 事務局長 村上 ・ ・ 氏

- テーマ
- 1 市民憲章の意義・目的は何か。
 - 2 市民憲章の位置づけや役割は何か。
 - 3 市民憲章の対象は誰か。
 - 4 どんな風にして市民憲章を作っていけばよいか。
 - 5 市民憲章をどう活かしていくか。

身近から始める環境問題

まちづくりにおいて避けて通ることができない環境問題。今回、環境問題に取り組む企業と、地元根ざした活動を行う団体の事例発表から始まり、全国の様々な取り組みが発表されました。



【事例発表】	JFEスチール株式会社 西日本製鉄所 環境管理部 倉敷環境・防災室 主任部員（課長） 滝平 憲治 氏
【事例発表】	鷺羽山の景観を考える会 事務局長 岩中 正則 氏
【助言者】	岡山大学資源生物科学研究所 所長 武田 和義 氏
【司会者】	福知山市市民憲章推進協議会 副会長 谷垣 修身 氏

はじめに —自己紹介—

(司会) それでは定刻になりましたので、分科会の「環境問題」を開始したいと思います。私は来年度の全国大会「どこいせ」の盆踊りでお迎えする福知山市の推進協議会の副会長をしております谷垣修身（おさみ）と申します。本日の司会進行を務めてさせていただきます。皆さま方のご協力の程よろしくお願い申し上げます。

実は、この分科会では、私は環境問題については門外漢ですが、推進協議会の副会長ということで、まちづくりに携わっています。家に帰りまして「環境問題の司会進行をせないかねや」と話したところ、家内が「そうね、家庭の中で粗大ごみにならんように気を付けるのもひとつの環境問題ではないか」ということを聞きまして、「そうか、それも広い意味で環境問題なのか」と言って、妙なところで納得しまして、

この場に立たせていただいている次第です。

さて環境問題と申しますと、今年のノーベル平和賞はゴア前副大統領（米国）が受賞されました。それは今、この地球が緊急事態にある。われわれの文明の存在が脅かされて、地球が居住不能になってしまうということから、2050年までに先進国の温室効果ガスの排出を90%まで抑えるということで、環境問題を取り上げて平和賞を受賞されました。この環境問題は、まちづくりのうえにおいても避けて通ることができないということで、今回の分科会が開催されました。

本日の進め方ですが、まず事例発表をお二方お願いいたします。そして、そのあと助言者からアドバイスをいただきまして、また、皆さま方から、実際に「私のまちではこんなことをやっている」ということをやり取りしながら、われわれは日常

生活をいったいどのようにとらえていったらよいかというようなかたちで進めていけたらいいなと思っています。

まず、事例発表をしていただく方のお名前を申し上げまして、自己紹介に移りたいと思います。

はじめの第一事例を発表していただきますのは、JFEスチール株式会社、西日本製鉄所環境管理部の滝平憲治様です。そして、鷺羽山の景観を考える会、事務局長の岩中正則様、もうひとかた会長の楠本新太郎様もおいでいただいております。助言者には、岡山大学資源生物科学研究所所長の武田和義先生にお願いしております。

それでは、座らせていただいて司会を進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、順番に自己紹介をお願いいたします。

(武 田) 本日、助言者を仰せつかりました武田でございます。資源生物科学研究所は、この芸文館の道を挟んで向かいにあります。これは岡山大学ができる40年ほど前に、大原美術館で有名な大原孫三郎さんがつくった日本初の民間の農業関係の研究所です。私の専門は品種改良でGMO (Genetically Modified Organism: 遺伝子組み換え作物) ということで、市民の皆さんと接点の多い分野を扱っています。

おそらく今日、私がここに立っておりますのは、私自身が生まれたのは北海道で、大学院を終わるまで札幌市にいました。そのあと、最初の任地が青森県弘前市、そのあと2年間をアメリカに留学しております。その後、倉敷市へ移ってまいりました。その間、仕事の関係で1年3、4カ月くらいでしょうか、合わせて40回ほど中国へ行って仕事をしました。それからオーストラリアにも約1カ月、北から南へという

いろな先進地域、後進地域を含めて、実際の生活者としてもいろいろな経験をしています。そういうことで環境問題について、なにかしらお手伝いできればと思いますが、ただ、いいシンポジウム、いいフォーラムというのは、助言者が助言しなくてもいいというのがいいフォーラムだそうですから、今日も私の出番がないことを望んでおりますが、どうぞよろしく願いいたします。

(滝 平) 本日、一番目の事例を紹介させていただきますJFEスチール株式会社、西日本製鉄所(倉敷地区)環境管理部に所属しております滝平と申します。本日はよろしくお願いいたします。

JFEスチール株式会社は、特に水島地区ですと、旧川崎製鉄株式会社ということで、今でも地域では川崎製鉄、あるいは川鉄と言ったほうが通りがいいと思いますが、2003年に旧NKK(日本鋼管株式会社)と合併して誕生しました。旧川崎製鉄と旧NKKも鉄鋼事業だけではなくて、いろいろな事業を展開しておりましたが、製鉄分野だけをつくったものがJFEスチールとなっています。

西日本製鉄所につきましては、旧川崎製鉄の水島製鉄所と旧NKKの福山製鉄所を一体にして西日本製鉄所として運営しております。私につきましては、1991年に旧川崎製鉄水島製鉄所に入社しまして、約9年は操業部門をやっておりましたが、2000年に環境管理部門へ移りまして、かれこれ8年くらい環境を担当しています。本日は、あとで事例発表をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(岩 中) おはようございます。ちょっと地声が大きいものですから、このまましゃべらせていただきます。倉敷市児島の下津井に住んでいます。「鷺羽山の景観を考える会」の事

務局長をやらせていただいています、岩中正則と申します。

「鷺羽山の景観を考える会」ということで、きっかけになりますのは、やはりわれわれが住んでいるまちのなかの生活環境がやはり荒れてきているということを肌身で感じました。

たまたま鷺羽山が 70 周年の記念の年を迎えるということもありまして、地元の方の関心をもう一度掘り起こして、やはり私たちの誇りである鷺羽山を後世に伝えていくべきではないかということで活動をいたしました。そのもとになるのが、やはり地域住民であり、地元でないといけないという、そして、それからは協働ということが入ってきます。そういったことを兼ね合わせていけば、皆さま方とご興味にかなえば大変よろしいかなと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

(司 会) どうもありがとうございました。それでは、さっそく事例発表を始めていきたいと思えます。

J F E スチール (株) における 環境に対する取り組み

(滝 平) では、さっそくですが「J F E スチール (株) における環境に対する取り組み」ということで事例の紹介をさせていただこうと思います。

<スライド>

まず製鉄所の紹介ですが、こちらは水島コンビナートと、主要 10 社の位置を示しております。

当社のほかにも、水島コンビナートにはいくつかの会社が存在していますが、そのなかでご覧のとおり、J F E スチールの西日本製鉄所倉敷地区はかなり大きな範囲で、だいたいコンビナートの半分くらいのエリアの広大な敷地を占めております。

<スライド>

西日本製鉄所倉敷地区の概要ですが、総敷地面積は 11.3 平方キロメートル、広さとしては東京都千代田区とほぼ同じという広大な敷地です。周囲をぐるりと一周しますと 20 キロメートルあるという大きさになっています。

設立は、先ほどもちょっと話がありましたが、1961 年に川崎製鉄水島製鉄所として開所し、1967 年 4 月に第一高炉への火入れを行い操業を開始しております。

先ほど言いましたが、2003 年 4 月に、旧 N K K と合併して J F E スチール株式会社が発足し、旧水島製鉄所については、西日本製鉄所の倉敷地区というようなかたちになっています。

粗鋼の生産量、「粗鋼」と言いますのは、いわゆる鉄板や製品になる前の半製品の量と考えていただければ結構ですが、粗鋼の生産量としては、2005 年度の実績が 921 万トンで、弊社の主力工場ということでだいたい J F E スチールの生産量の 35% を占めております。

主力製品としては、鉄板関係や棒鋼などもつくっていますし、あと変わったところでは電磁鋼板といってモーターとかトランスなど、コイルに使うような磁性を持つような鉄板もつくっております。

<スライド>

従業員数は、現在約 3 千 100 名で、昔はだいたい従業員だけで 1 万人という時代もありましたけれども、それからずっと省力化を図っております。現在でも関係協力会社を含めると 7、8 千人くらいが働いているという大きな所帯です。

<スライド>

こちらが製鉄所のレイアウトですが、ちょっとポインターがないので説明しづらい

のですが、こちらの右下に原料関係のエリアがありまして、そこからずっとつくっていったら、北（上）のほうにのぼっていくというかたちで製品が流れていくフローになっております。

<スライド>

こちらが一般的な鉄の製造プロセスですが、（原料である）鉄鉱石、あるいは石炭は100%が輸入されており、鉄鉱石はオーストラリアやブラジル、石炭は、オーストラリアまたはアメリカ、カナダといったところから輸入し、これらを焼結鉱、あるいはコークスに加工して溶鉱炉に入れます。

そして、溶鉱炉で鉄鉱石を溶かして溶鋼（溶融鋼鉄）をつくり、そのあとは製鋼工程というところで精錬して不純物を取り除いて、強度の高い鋼（はがね）をつくります。そのあとは板状に加工して、最終的には一番右にあります、厚板や自動車や家電関係に使う冷延鋼板というもの、先ほど言った電磁鋼板、あと建築関係に使いますH形鋼といったものをつくっております。

<スライド>

JFEスチールとして環境レポートを出しており、そちらに記載してありますが、JFEスチールの環境理念は、「地球環境の向上を経営の重要課題と位置付けて、環境と調和した事業活動を推進することにより、豊かな社会づくりを目指す」ということで、環境方針としては、「すべての事業活動における環境負荷低減、技術・製品における貢献、省資源・省エネルギー事業による貢献、社会とのコミュニケーションの促進、最後に国際協力の推進」を掲げて活動しております。

<スライド>

本日の説明ですが、環境負荷低減の取り組みということでCO₂削減、先ほど前

アメリカ副大統領のゴアさんが地球温暖化問題でノーベル平和賞を受賞したという話がありましたが、工業につきましてもCO₂は、現在最重要課題になっております。先ほど言いましたように、鉄は鉄鉱石を溶かして還元していくのに多量の石炭を使います。石炭の消費なくして鉄鋼業は成り立ちませんが、（鉄鋼業として）CO₂削減を約束しておりますので、それに向けても活動しております。

2番目として、本当の環境（問題）ということで、大気、水質や、廃棄物などに関する取り組みを紹介させていただきます。

環境負荷低減の取り組み —CO₂の削減—



<スライド>

まずはCO₂の削減ということで、鉄鋼連盟（社団法人日本鉄鋼連盟）の自主行動計画とJFEスチールの実績を紹介させていただきます。

<スライド>

こちらが日本の鉄鋼業のエネルギーの使用量の推移ですが、90年度実績で2千519です。単位がペタジュール（PJ）となっていますが、ペタというのは10の15乗で100兆ジュールということになります。年間の使用量ではありますが、252京（2,519×100兆）ジュールという非常に大量のエネルギーを使っているということです。

それがずっと、当然、省エネルギー活動というのはCO₂問題が起きる前から進めておりますが、2005年の段階で約6.5%を削減しており、その間、生産量については、景気の動向によって若干落ち込んでいるところもありますが、2005年につきましては、1990年からほぼ横ばい状態で、生産量を維持しつつもエネルギーの消費量を6.5%削減しております。

これに対して、京都議定書に基づく鉄鋼連盟の自主行動計画としまして、1990年度比で、2010年度に10%削減、さらに追加的な取り組みで1.5%ということで、全体で11.5%を削減することを約束しておりますので、これに向けて活動しております。

<スライド>

こちらがJFEスチールの粗鋼生産量ですが、先ほど言いましたように、日本の全鉄鋼業では、1990年度から生産量はほぼ横ばいですが、JFEスチールについては、お客さまの旺盛な需要によって、1990年度比で約23%生産量が増えております。

<スライド>

これは、JFEスチールのエネルギー消費量の原単位ですが、原単位というのは鉄1トンをつくるのにどのくらいのエネルギーが必要かという、1トン当たりのエネルギー消費量です。総消費量としましては、生産量が23%増えたということもありますが、若干の増加となっておりますが、(生産量が)23%増えたのに総エネルギーの使用量としてはプラス1.4%に抑えております。

原単位につきましては、約17.8%削減ということで、原単位的には大幅な省エネルギーを達成しているわけですが、生産量の増加にともなって総エネルギーという意味では、現在のところ若干増加しているという状況です。

<スライド>

これに対して最終的には、先ほど言いましたように、10%プラス1.5%の11.5%を削減するという約束をしておりますので、これから約13%の削減を図っていかねばならないという状況になっております。

<スライド>

こちらはCO₂の排出量です。原単位で

は18.2%の減少です。総量については若干の増加という状況です。

<スライド>

続きましては、省エネルギー活動によるCO₂削減ということですが、こちらは日本国の最終エネルギー消費の推移です。1973年の古いデータから載っていますが、推移を示しています。一番下の紫がかかった棒のところは鉄鋼業も含めた産業部門消費量ということです。こちらについては1973年から2003年について、ほぼ横ばいで若干減っているという状況です。

一方で、民生部門や運輸部門ではエネルギーの消費量が増えています。1973年では産業部門と民生部門と運輸部門の割合が4対1対1で、だいたい産業部門が6割強ということでしたが、最近では、産業部門の割合が5割をきっている状況で、残りが民生部門と運輸部門が半々になっております。

これを見ていただきますとわかりますが、CO₂削減では、産業界だけが努力をしてもある一定の限界があるということで、民生部門あるいは運輸部門も削減を図っていかねばならない状況になっております。

<スライド>

こちらがJFEスチールにおける省エネルギー活動の推進です。原単位としては、1973年を100としますと、2006年度の実績で65ということで、35%の削減を図っております。このように省エネを進めておりまして、現在は世界でトップクラスのエネルギー使用効率を実現しております。

さらに、このような技術を使って、特に東南アジアになりますが、技術を海外にも移転することによって国際的な地球温暖化防止の活動を進めております。

<スライド>

こちらが省エネルギー投資の累計という

ことで、1990 年度からの累計です。2006 年度までの累計が 3 千 620 億円で、これが 17 年間ということになりますので、おおよそ毎年 200 億円超の省エネルギー投資を進めてきているということでございます。

<スライド>



**事例発表 JFEスチール株式会社西日本製鉄所
環境管理部 倉敷環境・防災室
主任部員(課長) 滝平 憲治 氏**

こちらが倉敷地区について記載しています。1975 年度から省エネルギー対策活動を進めていまして、2006 年度末で第 10 次の活動が終わったところです。その間、いろいろとこのような省エネルギーの対策設備を導入しており、なじみのない名前が並んでおりますので、それぞれどのような対策設備なのかということは、ご理解が難しいかと思いますが、現在までのところで 1975 年度比で、2006 年度末で 68.5%という省エネルギーを達成しています。マイナス 31.5%ということですが、この消費量というのは一般家庭に換算しますと、1年間当たり 140 万世帯のエネルギーを確保できるほどの省エネルギーを進めてきているということです。

<スライド>

あと至近で言いますと、記載のような設備の投資をしており、中身を見ても設備名が並んでいてなかなか難しいところがあるかと思いますが、やはり鉄鋼業は、かなり熱(エネルギー)を使うということで、そ

の熱をいかに有効的に使うか、あるいは廃熱をいかに有効的に回収していくかということの対策が主流になっており、エネルギーの回収を進めることで、省エネルギーを図るということです。直近で、1999 年度くらいからの案件がずらりと書いてございますが、これらの案件を実施することによって、製鉄所の使用エネルギーの約 4%の削減を図っております。

<スライド>

続いてCO₂排出量の削減、鉄鋼業としての取り組みということでございます。こちらが鉄鋼業における主な省エネルギーのプロセスです。繰り返しになりますが、やはり鉄鋼というのはかなり熱(エネルギー)を使いますので、いかにその熱を有効的に使うか、回収していくかというところの対策プロセスが主になっております。(プロセス中の)このようなところで、これは当社だけに限らず、ほかの会社についてもほぼ同様の対策を行ってございまして、エネルギーの削減を進めております。

こちらが製鉄国のエネルギー原単位比を示しております。一番左側が日本です。こちらを 100 とした場合の比率ですが、お隣の韓国の鉄鋼業もかなり技術的に進んでございまして、日本の鉄鋼業と肩を並べるところにきておりますが、それでも日本に比べるとエネルギー原単位比では 105。最近、環境にうるさいヨーロッパ、EUなどでも 110%というところなんです。さらに一番右側の中国、最近、経済成長が非常に高いということですが、いわゆる大きな製鉄所でも 130、一方で非常に小さな製鉄所が乱立しているという状況もあります。それらも入れると 150 というところで、日本のエネルギーの 1.3 倍から 1.5 倍ほどのエネルギーを使って鉄を生産してございます。

日本の鉄鋼業もCO₂削減対策に取り組んでいるわけですが、いよいよ環境税といった石炭を使う行為に対して税金をかけるかという話もあるように聞いております。このようなものが実際に導入されますと、当然、日本の鉄鋼業はその分価格に上乗せしなければいけなくなりますから、競争力を失うということで、お客さま、ユーザーによっては環境にやさしいところから買うということもございますが、やはり企業ですから高ければ安いほうを買うということで、例えば、日本の製品が高くなると安い中国製品を使おうということになります。そうすると、日本の競争力が無くなってきますので、結果的に、このようなエネルギー効率の悪い中国等々の製品が増え、地球環境という面では、逆に悪い状況になってくるということになります。

<スライド>

あと鉄鋼業としまして、企業として当然、省エネルギーはしますけれど、いわゆる製品による地球環境への貢献ということで、やはり機能性を高めた製品を製造しています。薄くて強度の高い鉄板をつくると、例えば、自動車をつくるのに必要な鉄の量が1割、2割減るということになりますから、重量が軽くなり、その分、自動車のエネルギーの使用量が少なくてすむということになります。あるいは耐食性を向上することによって寿命を長くすることによって消費を抑える。あるいは電磁特性の改善、最近では特に需要が高いのが電磁鋼板というものですが、少ないエネルギーで同じだけの動力を得られるようなモーター、あるいは変換効率が高いトランスといったものに対して製品を供給していくということで、地球環境にも貢献をしていこうということで、1990年から2000年までのあいだに製

造した鋼材製品が2000年で貢献しているCO₂の排出削減量としては、約964万トン、製造段階で314万トン、使用段階で650万トンという削減を、製品を通して行っております。

<スライド>

環境負荷低減の取り組み

—大気、水質、廃棄物にかかわる取り組み—

続いて大気、水質、廃棄物にかかわる現況ということで、まずは大気、水質にかかわる現況ですが。

<スライド>

こちらが大気と排水にかかわる西日本製鉄所倉敷地区の現況です。排ガス量としては、届け出ベースですが、1時間当たりで約10.5百万立米で、炉の数も190基あります。排水量につきましても、1日当たりで約92万立方メートルとなっております。

このうち、その下の括弧4のところには「海水」と書いてありますが、海水が74万5千立方メートルとなっております、このくらいの(多量の)排水が出ております。

それ以外では、新しく水として取り込む量が1日当たり16万5千立方メートルということに対して、製鉄所のなかで使っている水は、1日当たり239万立方メートルということで、鉄鋼業はやはりかなりの多量な水を使うのですが、リサイクルを進めていまして、そのうちの94%はリサイクルを行っているという状況です。

水の原単位的にみますと、鉄を1トンつくるのに、だいたい工業用水で95立方メートル、海水で30立方メートルとなっております。やはり鉄鋼業は水も大量に使いますし、排ガスも大量に出すということで、もちろん環境保全に対する努力は進めておりますが、もともとこのように規模が大きい

ということで、環境への負荷は非常に大きな業種だということを認識しながら日々活動を進めております。

<スライド>

こちらは総量規制ということで、一番上がSO_x (硫黄酸化物)、中ほどがNO_x (窒素酸化物)、一番下がCOD (化学的酸素要求量) という水の汚濁負荷量ですが、これらの年間推移を示しております。こちらは倉敷市、あるいは岡山県と当社のほうで協定値を結んでいまして、1日当たりの排出量は、これ以下に下さいという数字があるわけです。その数値を100とした場合に、実際の数字がどのようになっているかという数字を示しております。

硫黄酸化物については、削減というか、硫黄酸化物を除くような設備の導入等も進めているため、協定値に対して2割から3割くらいの状況で推移しています。

窒素酸化物も削減の努力をしていますが、現在のところ7割から8割という推移です。COD、水の汚濁負荷量ですが、こちらはだいたい半分くらいという状況で推移しています。

<スライド>

続いて大気、排水の環境負荷低減ですが、こちらが年度ごとの硫黄酸化物排出量の推移です。1973年を100とした場合の各年度の推移を示しています。

硫黄酸化物につきましても、いろいろ対策を打っています。例えば、硫黄酸化物というのは基本的に原料、あるいは燃料などに入っています硫黄分が、燃焼に伴って排出されますので、こういったものを削減していっています。

あるいは排ガス中の硫黄酸化物を、直接取り除く装置の導入も進めています。

窒素酸化物につきましても、燃焼に伴っ

て空気中の窒素から生成されるものがあります。サーマルNO_x と呼んでいますが、これについては発生を抑えるような操業、あるいは設備を導入して削減を図っております。

<スライド>

こちらが、焼結工場の排煙脱硫装置で、MgO法を導入しております。

焼結工場の排ガス中の硫黄酸化物濃度は、もとの状態でだいたい120ppmから150ppmです。排煙脱硫装置を通すことによって10ppm以下にし、煙突の排出時には20ppm以下まで抑えて排出をしております。

<スライド>

次に水に関する取り組みです。こちらが製鉄所で使っています水の一般的なフローです。94%はリサイクルをして、循環使用をしております。水は冷却等に使用するため、当然飛散や蒸発等でなくなっていく部分が3%ほどあります。また、水は循環していますと、塩素分などの腐食成分が濃縮してきますので、設備にダメージを与えるということで、全体のだいたい3%を引き抜いて排水として流しています。このバランスの6%を補給水で入れております。

<スライド>

当所はかなり広いということもありまして、全体で8カ所ほど排水口があります。それぞれに連続監視装置等を設けまして、水質の保全には努めております。

<スライド>

副産物の削減ですが、こちらがJFEスチール全社としての廃棄物の量の推移です。1990年度の埋立処分量が、年間48万トンです。やはり最終処分場の枯渇という問題もございまして、排出量の削減をずっと進めており、現在は埋立処分量が6万トン、リサイクル率としては99.6%のところま

で達成しております。

さらにごみを極力減らそうということで削減の努力をしております、なかなか100%は難しいのですが、99.9%のリサイクル率を目指して活動しております。

<スライド>

最後に環境負荷に対する取り組みです。環境負荷という部分については、出ていくものを減らすという活動もございますが、例えば一番上にある社内的な啓蒙ということでマネジメントです。こういった環境関係の監視測定も含めた社内の教育などにも費用を使っておりますし、先ほどの省エネルギー、あるいは資源の有効活用、環境保全というようなところでも努めております。

そのほかお客さまに対する活動ということで、研究開発、あるいは社会活動ということで、全般的なかたちで、社会環境負荷の低減に取り組んでいこうと活動をしているところです。

以上でございます。ご静聴ありがとうございました。

(司 会) どうもありがとうございました。

環境問題と申しますと、国策として行政サイドで進め、企業がそれを受けて対策をする、あるいは企業理念として行う部門と、市民レベルで、われわれがそれぞれ身近なところのできる部分というように大きく分けられると思います。

先ほど説明がございましたが、以前のエネルギー消費量は、企業の部分が非常に大きかったわけです。近年は民生部門、われわれの生活の部門が増えていくということです。それをどうしたらいいかということで、次の事例は身近な問題で、「鷺羽山の景観を考える会」事務局長の岩中正則様より、事例発表をお願いいたします。

鷺羽山の景観を考える —生活と身近な自然—



(岩 中) 先ほどご紹介していただきました「鷺羽山の景観を考える会」事務局長の岩中でございます。先ほどはJFEの方の発表でしたが、われわれは市民サイド、地元根付いた活動を、今までずっと展開してきました。そういったところから今回の発表ということで、しばらくのあいだお話ししたいと思います。

<スライド>

まずは位置関係です。今日は倉敷の方もかなりいらっしゃると思います。もう場所は知っているという方も多いのですが、ご存じない方のために、取りあえず岡山県を中心であります県庁所在地、岡山がこの位置です。

<スライド>

今、皆さんがおられる、この分科会の会場がある倉敷。

<スライド>

そして鷺羽山は海のほうです。ちょっと下のほうを見ていただきたいと思います。こちらのほうになります。瀬戸大橋のちょうど付け根のほうになります。対岸には香川県坂出市の番の州工業地帯が見えるというようなところ。鷺羽山から四国を見ますと、右のほうには高松、南のほうには丸亀などの景色が見える風光明媚なところです。

<スライド>

これが鷺羽山の全体像です。鷺羽山と言われるのが、だいたいこちらです。こちらの山の位置です。この左側手になりますが、このあたりが鷺羽山ということです。瀬戸大橋がこういうふうにつながっていて、こちらに見えるのが坂出の番の州です。

<スライド>

今日、また夜に視察研修に行かれる方が

いらっしやると思います。夜になると、こういう景色になります。鷺羽山の上から見た景色です。ライトアップをされて、大変きれいな景色だと思います。充分ご覧になっていただきたいと思います。

<スライド>

昼間の鷺羽山です。先ほどの瀬戸大橋がこちら側です。こういうふうには走っております。上から見た図ということです。

<スライド>

鷺羽山の歴史



それから、鷺羽山の歴史をちょっと簡単にご説明しておきます。

鷺羽山という名前がついたのが、だいたい江戸中期と言われております。下津井の地に鷺羽山という名前が、最初に書籍に記述されたのが江戸中期。そして下津井には塩田もありましたが、この軽便鉄道（ナロゲージ）もありました。そして鷺羽山にだんだん人が来始めた。やはり人の移動が多くなったということで、鷺羽山が県内・県外に知らしめられたというところですよ。

昭和5年に、下津井鷺羽山が名勝に指定されました。そして昭和9年にも、国立公園のひとつとして指定をされました。時代を経て、昭和63年に先ほど申しました瀬戸大橋が開通いたしました。平成16年に国立公園指定の70周年記念を迎えるような運びになっていったわけです。

そういったなかで、われわれが地元に住んでいまして一番気になったのが子どもです。最初のとっかかりは、子どもたちを地域で育てようというようなことで活動していたのです。子どもたちの様子を見ましたら、皆さんもお気づきだと思います。まちなかで、子どもが駄菓子屋さんでお菓子を買います。お菓子を買って、うれしそう

に歩きながらお菓子の袋を開けます。お菓子の中身を食べています。最近では、お菓子の中身だけを口にくわえるのです。こう歩いています。おいしそうに、友だちと話しながら食べています。そして、そのごみの菓子袋をどうするかなと思ったら、そのまま下に落ちるのです。自然の法則です。道路の上にぼろりと落ちます。

近くにお母さんもいます。普通ならお母さんが、「あんた、ごみ箱に捨てられえ」という声が出るはずですよ。なかなか出ない。学校では先生が、「ごみ箱に捨てましょう」という教育をしていますから、学校はきれいなのです。でもまちなかには、一生懸命掃除はするのですが、チューインガムのカスはあるは、お菓子のカスはあるは、たばこの吸い殻はある。家庭から出たのであろう電子レンジやガス台の廃棄物が、ごみの集積場の横に、「これは回収できません」という札を張られたまま置いてある。そういうふうな状況が多々見られました。

そういったなかで、その自分たちの環境を変えていくためにはどうしようにするのかなということ、一応うちの会長などとお話をしました。いろいろな方が、いろいろな意見を言ってくださって、それはやはり地元の住んでいる者が意識的に変えていかないと、なかなか変わっていかないと。行政がいろいろ指導はしてくれるのだけれども、行政指導では、なかなか地元は動かないだろう。やはり草の根的な住民が動いていくべきではないかというところがありました。

それに伴って子どもにも、やはり環境教育というか、きれいにしましょうという教え方はしっかりしていかないと、これからどんどん変わっていく世の中で、まちなかだんだん汚くなるのではないかなという懸念

もありました。そういったところで鷺羽山をキーポイントに、自分たちの身のまわりにある自然をキーポイントにして、われわれは活動していこうじゃないかというようなことで始めました。

最初に目についたのが鷺羽山周辺のごみでした。これは今、活動が始まって何年かたつてですが、小さいごみが、まだばらばらあります。

<スライド>

ここには谷があります。この谷のなかに冷蔵庫はあるは、テレビ、はたまた車のタイヤはあるは、大変なことだったのです。年に2回、地元の皆さんが努力をしています。うちの会長もそうですが、地元のなかには運送会社があったり、重機を持っている方があったり、いろいろな方がいらっしゃいます。一応、まちのなかの協働です。お互いの力を合わせてなんとかしよう。お金がかからないように、なんとかしようというような協働の動きが、最初にここで芽生えました。会長がトラックを持ってくる。重機屋さんに勤めている人が、小さいコンボを持ってきて、ごみを取ってくれる。人数も少ないので人間の手では大変なのです。そういったことで、「ごみを取る」ということで、今、倉敷市では「クリーンアップ作戦」を年に2回ほど行っております。その日に合わせてごみを撤去しようというふうな動きが出て、最近は小さいごみが、ばらばらと落ちているかなというような雰囲気にもなりました。

<スライド>

そのときに、行政にもしっかり苦情を言いました。「どうにかしてくれ」と。「われらは一生懸命、こうやってごみを取りよんじゃけど、ごみが減らんじゃあねえか」というようなことでお願いをしました。そう

したら、取りあえず最初やってくれたのがこの看板です。「じゃあ行政のほうで看板を立ててみますから」。「看板立てるだけじゃあ、どうにもならんじゃろう。出てこい。お前らも出てきて、この現状を見てみい」というようなことで、口は悪いのですが行政の方にも出てきていただいて、一緒に作業をしました。すると、やはり地元の方も、行政の方と顔見知りになり、お互いに言いたいこともちゃんと言えるようになり、「ああ、きれいになったな」ということで、身のまわりの環境もどんどん変わってくるというようなことがありました。

<スライド>

そのなかでひとつ気付いた点です。今回いろいろな方に出てきてくださいというようお願いをしました。しかし、なかなか反応がありません。では関心がないのかなということで、ちょっと考えたのですが、そうでもないようです。

<スライド>

これは鷺羽山の観光客の動員数です。ここに黒いところがちょっとあります。この年は新幹線が開通しました。開通しますと、やはり動員数が階段状に上がってきました。そのもう一つ上側、こちら側にある水色が瀬戸大橋の開通です。瀬戸大橋が開通すると、なぜか観光客が減ってしまいました。これは、一説には通過点になったのではないかなという話もありました。それはともかく、こちらとこちら、観光客がどっと増えたり減ったりという状況はどうなのかなということで、先ほどのごみの回収の回数と、ちょっと照らし合わせてみました。

<スライド>

下の線がそうです。収集から始まって波線になっているのですが、観光客の数が増えると、生活ごみの数は減っています。落

書きなどもなくなっています。ここらはまた衰退して、運動をしていますから徐々に減ってきてはいるのですが、やはり人がいると、ごみは減るのです。どうしてかと思うと、地元の人、ごみを捨てる人もわかりませんが、人がいると捨てるににくい。やはり鷺羽山というところに関心はあると思います。汚くしたら、外から来た人に不愉快な思いをさせるのではないかなというところもあって捨てないのかなと、私たちは考えています。そういった関心事もあったようです。

とにかく自分たちの生活のなかに根付いた鷺羽山ということで、いろいろ皆さんにアンケートも採りました、ご意見も聞きました。

これは下津井の鷺羽山に隣接している市営の駐車場などがある大島というところです。こちらが下津井。昔からある下津井というところです。

<スライド>



事例発表 鷺羽山の景観を考える会
事務局長 岩中 正則 氏

ふるさと鷺羽山

—今昔と生活とのかかわり—

他府県に行かれて初めての方とお話をします。名刺交換をして雑談のなかで「どこから来られたのですか」とかというようなお話をすると思います。そういったときにわれわれは、倉敷、その次に瀬戸大橋、鷺羽山という言葉が絶対に出てくるのです。皆

さん方もそうだと思います。自分たちのお国自慢ではないですが、やはり誇りに思うところは、絶対に言葉に出てくると思うのです。

地元の方に言いました。そうやって自分たちが他府県に行ったときに、自慢をするぐらいだったら、もっと鷺羽山に関心を持ってくれないかなと。そして、まちのなかの現状を見てどう思いますか。子どもたちがごみを一生懸命捨ててくれます。そういった現状を見てどう思いますか。それを直すためにみんなで力を合わせて、鷺羽山というキーポイントをきれいにすることによって、全体の皆さんの意識レベルを上げ、全体をきれいにしていこう、環境を整えていこうという運動にはつながりませんかというお話をさせていただきました。

<スライド>

前後しますが、これは鷺羽山の古い写真と新しい写真です。これは昭和30年代から昭和40年代。まだ瀬戸大橋がついていません。そういった時代のころです。こちらが鷺羽山、現在は瀬戸大橋がついて、こういう景色になりました。木々もだいぶ上のほうまで上がってきているのですが、これもやはり、後ほど申しますが、植えっぱなしのところがありました。無関心というところだと思います。

鷺羽山の歴史はやはり、われわれの生活とかなり密着をしておりました。鷺羽山は最初、こういったはげ山でした。何もありませんね。松の木はこのへんに少しありますが、ほとんどはげ山です。これは松島という対岸の島です。こちらのほうがまだ多いくらいです。

なぜないのか。児島には昔、塩づくりの塩田がありました。塩田の精製・塩をつくる段階でお湯を沸かしますので、その燃料

に鷺羽山の木を切ったという経過があります。それと下津井は漁業のまちです。昔は、今みたいなFRPの船ではなく、木造船です。木造船は何か月に1回か、落ち葉などで下を焼きます。それに鷺羽山の木を切って使っていた説もあるようです。そして昔は電子レンジやガスレンジなどありませんから、「おくど」というものでご飯を炊いていたということもあります。燃料に使っていたことがあって、鷺羽山は最初はげ山だったのです。

<スライド>

もう1点、食糧難というのがあります。私は経験していないのですが、ご経験された方がいらっしゃるかもわかりません。鷺羽山も例外ではありませんでした。やっぱり食べるものが優先です。鷺羽山の松の木を切り、根を引っっこ抜いて、そこに畑をつくって、おイモをつくって飢えをしのいだという時代がありました。それが昭和20年代です。一回木を引っっこ抜いて畑をつくってしまうと、なかなか再生しません。松を植えても、5年、10年で松は大きくなりません。何十年もかかって、今の松ができたという話です。そういったことで、鷺羽山は昭和10年代、昭和20年代にかけては、本当のはげ山でした。何も無い山でした。

<スライド>

これが、その経過です。こちらが昭和20年代の鷺羽山です。航空写真、これは米軍さんが撮った写真ということです。これが先ほど言っていた大島の港です。こちら側に見えるのが下津井の田の浦港というところ。大島に関しましては、この上のラインに今はずっと木が生えています。このラインになっています。このラインからここまでがイモ畑です。下側、この田の浦の住民たちがつくった畑が、やはり今はずっ

と緑なのですが、このラインから下がすべてイモ畑というような状況でした。うちの会長あたりも、小さいころはイモ畑とかあったので、いろいろ採りにいったという話を聞きました。

<スライド>

そういった経過はありまして、鷺羽山は、本当に木がない状態でした。昭和50年代。一挙に30年飛びますが、この時代から約10年、昭和30年代に、いろいろな人が、「鷺羽山に木がないのは寂しい。やはり木があるべきだ」ということで、植樹やいろいろなことで木を植え始めました。それから約20年、時がたちました。これだけ再生をしてきました。でも、植えたら植えっぱなしです。そのままというような状態がずっと続いていたということです。ですから、生えるところは生える、生えないところは生えない。維持管理ができていなかったということです。

<スライド>

それで現在に至ります。現在はこの下のほうまで、ずっと緑が増えてきているのですが、増えすぎというところもあります。今まで、この状態で見えていた景色がどんどんなくなってきました。上から見れば、木が大きくなって緑が茂りきれいに見えますが、下に行くとベンチに座って前を見ると、大きな松の木が生えて何も見えないという状況になってきました。

<スライド>

そのような経過もあり、鷺羽山のなかをもう一回見ていくということ、住民の力で見ていくというようなことを進めていこうという話になったのです。

<スライド>

先ほど景色が見えないという話がありましたが、ちょうどこの下のところにある

2枚の写真。矢印のところに黒いのが見えますか。これはベンチです。これは昭和30年代から昭和40年代にかけてつくったベンチです。なぜわかるかという、昔はコンクリートのなかに、今のバラスではなくて玉砂利を使ってベンチなどをつくっていました。そのベンチがここにあります。

もう完全に前が見えませんが、こちらは大島のほうを向いたところですが、このラインでちゃんと剪定をしてあげれば、兎島の向こう側の王子が岳というところや、高松のほうまで展望できるというような場所です。その下側にもベンチがありますが、やはり目の前には松の木があり、前が見えません。これはこの下の写真と同じ方向です。この女性の上側ですが、この方向を見た図がこの松の木です。そういった状況です。

<スライド>

だから、植えたら植えっぱなしでは、ちょっとまずいのではないかと、自分たちの生活のスタイルもどんどん変わっている。そういったなかで、鷺羽山だけ取り残すのはどうかということがあると思います。これが田の浦の港のほうですが、鷺羽山のなかだけは、手前の石のところの位置だけは、木も生えていないし全く変わっていない状況です。

<スライド>

でも、港のほうはどんどん利便化されて、人々の生活はだんだんよくなってきていますが、上のほうは、なかなかできないということです。

<スライド>

昭和50年代から平成15年にかけての時期には、やはりいろいろな人が気付きました。どういうふうにしたら鷺羽山が変わっていくかということで、いろいろな調査もありました。現在では162種類の植物が、

鷺羽山には存在しております。そのなかで、帰化植物というような呼び方をするものが41種。栽培植物と言われるものが106種ということで、計162種の品目があるのですが、そういったものも、やはり子どもたちは知らないのです。

われわれの時代ですと——今日はこちらの会長が来ていますけれども、ちょっと先輩です。やはりリーダー的な存在なので、子どものころは下に従えて「おい、山へ行くぞ」「どうするん、ご飯食べとらんのに」「山へ行ったら何でもあるけんついてこい」「ヤマモモはあるし、何じゃかんじやいうてある」大きい先輩は、みんな知っていたのです。そういう知識は、今の子どもにはないです。親が山に行かせない。鷺羽山はハイキングコースで、そんなに危ないところではないです。本来ですと、お弁当を持って、ちょっとピクニックに行こうかなというところなのです。そういったところも、やはりもう一回取り戻してほしいという思いはあります。

これからに向けての



今、われわれが活動しているなかで、やはり鷺羽山を知ってもらって、もう一回自分たちの環境を整えるのであれば、やはり鷺羽山の環境も整えようということで、先ほども申しましたピクニック形式で子どもたちにどんどん普及をしようという活動しております。日曜日の9時ぐらいからお昼ぐらいまで、お弁当と水筒を持って、お父さんやお母さんと一緒に来てねというような活動。これでお父さんやお母さんにも覚えてもらう。そして、子どもにちゃんと説明ができる親御さんになってもらいたいということです。

そしてこの場に、やはり行政の方に来て

もらうような努力もあります。先ほども「協働」いう言葉がでてきましたが、今まで昭和 30 年代にいろいろな方が植物を植えたと言いました。そのなかで、やはり行政が行った事業というのがかなりありました。それでも、言ったように短年なのです。短い期間しかやらない。昭和 35 年、昭和 40 年代に「今年、鷺羽山に木を植えますよ」と、いろいろな人を呼んで、いろいろな木を植えてもらいます。「ありがとうございます。これできれいになりました。植樹ができました」といって終わったら、あとは水もやらなければ管理もしない。それで強い木だけは残っている。そして 10 年、15 年たって「もう一回植樹をしますよ」と、今まで同じことの繰り返しだったのです。

そうではなく、やはり現場に出てきて、お互いに意見を交わしながら、そんなに無駄金は使わなくていいのです。実際にいるところだけでいいのです。これからはそういった活動をしていかないと、環境にしても、いろいろなことにしても、なかなかできていかないということです。ベースはやはり地元ですが、やはり行政も引き込むといった活動も必要ではないかなという感じでとらえております。

とにかくやはり子どもたちに、次の世代に受け継いでいってもらえないと、どうにもならない話です。私も会議などに行って「私もそんなに若くはないですけども、あと 30 年、40 年生きるかどうかわかりません」と言います。「だから今、若い人にしっかりと教えておかないと間に合いませんよ」と。このへんに生えている木と一緒にです。このへんの木で、だいたい 10 年、15 年ぐらいの木です。木はいっぺんに大きくはなりません。ですから今から準備する。まちのこともそうです、今から準備する、

ないから準備する。自然に関しては、ないからではなくて、これから先を見据えて準備するというような心構えもやはり必要ではないかなと思います。

<スライド>

目指すものということで、いろいろな活動をしています。これからも日々努力をしていかなければいけない、一人ひとりができることということで、これは子どもに当てはめたいかなと思います。

<スライド>

悪い例を言いますと、今の親御さんがそういう教育というか、知恵を授かっていない。われわれの責任もあると思います。われわれが次の世代に申し送っていないぶん、その下に申し送れないという部分があります。その責任を果たすという意味では、われわれはもう一つ下、今の小学校、中学校の子どもたちに、自分たち一人ひとりで何ができるかなという。自分のまわりの環境でもそうです、鷺羽山の環境でもそうです。いろいろところで自分が、何ができるかなということを経験してみたいに教えるのではなく、自分で体験させて、自主性を重視して覚え込ませるというような動き、これがまず、われわれが目指すところなのです。おじさんやおばさんが、「これをやりなさい」と言うのではなくて、自分たちが木を植えたいとか、ここに木がないからどうしたいとかいうようなことを、自分たちで考えて行動できるような子どもに育てていただきたいと思います。

<スライド>

それから、「共働」の形態を模索して、目標を持って行動するという。「おい、字が違うじゃろう」と言う人がいると思いますが、われわれはこの「共働」です。皆さんが言うのは、協力の「協」ですよ。わ

れわれは「共働き」のほうです。この字の意味は、お互いに作業はします。お互いは、作業はするのだけれども、お互いに影響し合えるということなのです。Aという人と、Bという人が共働で作業をします。この共働をします。そうしたら、Aという人が持っている力を、Bという人が持っていないとします。それを見たときに、共働することによって、Aの力をBがまねをします。まねをすると、そのうちにBの力になります。そして、まち全体がどんどん大きく、力強く膨らんでいくというような意味の「共働」です。そういったことを目標にやっていきたいなというようなこと。

鷺羽山の自然を取り巻きながら、この下にあります清掃作業であるとか、観察会であるとか、こういう場を通じて、こういったところで、知識を持っている人が知識を子どもたちに伝達するとか、そうじゃない一般の参加の人なのだけれど、この先生よりは、ほかのことを知っているかもしれない、そういった方の知識をまた子どもに教えろとか、お互いに知識をもらいながら、こういった問題に取り組んでいきたいということです。

<スライド>

それと、楽しみながら活動できる環境づくりです。鷺羽山にしても、どこにしてもそうです。強制的に「何月何日、何とかをやりますから来なさい」ではなくて、ちょっと時間があったら来ませんか。お弁当を持って来ませんか。お茶を飲みに来ませんか。気軽に来てもらおう。気軽に体験をしてもらって、自分が考えて、「あ、やっぱりやらなければ駄目なのだ」と、ここで感じてくれればいいのです。ここで感じてもらうこと。強制では、どうしても駄目です。最初は動員で、いくらでも人は呼べます。

100人でも、200人でも人は呼べます。でも、潮が引くようにすっと引いていきます。でも自分が楽しみでやることに関しては、必ずまた次に出てきてくれます。そういう環境づくりをしていきたいのです。

<スライド>

それと、やっぱり次世代を見据えての息の長い活動です。短年ではなく5年、10年。われわれが扱うのは、樹木とか草ですから、1年、2年でどうなるものではないです。やはり5年とか、10年、15年という長い目で見ながら、同じ活動を地道に繰り返していつても環境を整えていくという考え方を持たないと、今の若い人は1年で、「おじさん、植えたのだけれど、これ枯れたけん、もう次回は無いわな」などと言いますが、「そうじゃないんよ。1年で駄目じゃったら、どこが駄目じゃったかみんな考えてみようや」。水が足らなかったのか、土が悪かったのか、いろいろなことがあります。鷺羽山は水を含みにくいという土壌ですから、そういったところも研究の材料だと思います。子どもたちに考えさせるものだと思います。そういったところを子どもたちが一生懸命覚えてくれて、こういった展開をしてくれれば、これから先、私は大変心強いと思います。私みたいなおじさんが一生懸命言うよりは、子どもたちが、きゃっきゃっと言いながら松の木を植えたり、ドングリを植えたり、秋になったら、それこそヤマモモなどを食べながら、そのへんで遊んでくれるということが一番の理想ではあるのですが、まだまだ目的半ばなので頑張ってまいりたいと思います。本当にありがとうございました。なかなか資料的なものがないので、皆さんにお伝えすることができないのですけれども、思いの丈を話させていただきました。今後

とも活躍してまいりたいと思いますので、
よろしくお願ひしたいと思います。ありが
とうございました。

事例発表を終えて

(司 会) 岩中さん、どうもありがとうございます
た。今、岩中さんのお話を聞かせてもらい
まして、ふと思い出したことがあります。
今、子どもたちをこの鷺羽山へ連れて行っ
て、そのなかで、実体験で環境教育、知ら
ず知らずに楽しみながら教えるというの
は非常に大切なことだと思います。

今から45年前にベストセラーになった、
『沈黙の春』。これはレイチェル・カーソン
という方が、環境問題を告発した非常に有
名な本で、皆さんのなかにもご存じの方が
おられるかもしれません。

この方は海洋生物学者で、また作家でも
あります。今から35年ほど前に亡くなって
いるのですが、最後の本は、『センス・オブ
ワンダー』という本です。この「センス・
オブ・ワンダー」というのは「感じる」と
いう意味ですね。

「知る」ということは、感じることの半
分も重要ではないと、確かそういうことを
言ったと思いますけれども、この人は、こ
ういう野山に行って感受性を持つ。子ども
たちを海岸とか、山のなかに連れて行って、
これが食べられる木でいいよとか、それが
自然に、自然環境をわかっていく、そうい
うことが大事だということを書いていたの
を、今ふと思い出しました。

今お二方が、企業レベルで取り組む問題、
市民でなすべき問題というのを発表してい
ました。それを踏まえまして、助言者の武
田先生にコメントをいただきたいと思いま
す。お願いします。

(武 田) 助言というよりは、今の段階は感想とい

うことで、おそらくフロアの皆さんと、そ
の感想を共有するということだと思います。

日本の国が、今のような近代国家のかた
ちをとれたのは、言うまでもなく明治維新
後の約30年ぐらいでしょうか。いわゆる富
国強兵ですね。そのなかで例えば、工場の
煙突から出る、もくもくと出てくる煙とい
うのは、近代化のシンボルみたいなもので、
わがまちの製鉄所とか、これは非常にポジ
ティブなイメージがあるのです。ところが
それが結局、いわゆる公害という言葉で、
ひとことでくられるようなネガティブイ
メージに、一気に転落したわけです。

例えば水俣病の有機水銀ですね。これは
チッソという会社。それから、イタイイタ
イ病のカドミウム。酸性雨の原因は硫酸
化物、窒素酸化物。今日、滝平さんがお話
しになった温暖化ガス、CO₂あるいはメ
タン。さらにオゾンホールというのはご存
じでしょうか、南極の上空あたりで、オゾ
ンという大気成分が失われて、紫外線が直
に太陽から地球に入ってくる。それによっ
て、例えばオーストラリアあたりの住民は、
紫外線を強烈に受けるものですから、皮膚
ガンの被害を受けるというようなことです。

こういったさまざまな、いわゆる公害的
なものが、民生サイドに責任がある部分も
あったのですが、しかし量的にいうと、や
はり産業活動というのは、非常に大きな責
任を持っていたわけです。

例えばフロンガスというのは、エアコン
とか冷蔵庫の冷媒ですから、これは民生じ
ゃないかと言われるかもしれませんが、こ
れは家電メーカーの責任であるとい
う言い方もできます。

それはそれとしまして、こういったいわ
ゆる公害というのは、原因がはっきりしま

したので、例えばフロンを使わなければ、オゾンホールはこれ以上拡大しないというかたちで、抑え込むことが可能になってきています。これは、やはり科学の勝利だと思いますが、今日滝平さんご紹介になったCO₂の問題も、企業サイドがあそこまで考えて、将来的に排出が、地球全体で今のレベルの半分ぐらいまで抑え込むことができれば、なんとかこの地球環境は維持できるだろうということです。要するに、その原因と結果さえはっきりわかれば、人間というのはばかではありませんから対策を考えます。

むしろ私たちが注意しなければいけないのは、今、気がついていない環境破壊の現況だと思うのです。私は、そのことの一つの要素として、水を挙げておきたいと思えます。

今日も滝平さんのお話にもありましたけれども、1トンのスチールをつくるのに、真水と海水を合わせて百数十トンですむという話を聞いて、実は、私は非常に驚いているのです。そんなに製鉄は、水利用効率のいい産業だと、実は思っていなかったのですから。なぜそう言うかという、皆さんももうお気づきになっている方もあると思いますが、1トンの穀物、コメでもコムギでもトウモロコシでもいいですけども、それをつくるのにどのくらいの水がいるかご存じですか。この分科会にいらっしゃるような方は、環境問題に敏感といいましようか、関心がお強い方でしょうから、当然ご存じだと思いますけれども、どのくらい水がいると思えますか。

ちょっと教師の悪いくせで、皆さんの意見も聞いてみたいのですけれども。さっきの1トンの鉄をつくるときに、水は120、130トンでしたね。では、この鉄をつくる

よりコメをつくるほうが、水が少なくですむと思う方は手を上げてみてください。つまり百数十トンぐらいの水があれば1トンのコメが取れると思われる方。いらっしゃらない。ということは、鉄をつくるよりもコメをつくるほうが、水はたくさんいるということはわかっているわけですね。だいたい、どのくらいだと思われますか。これは、実際に田んぼに水を流してコメをつくるというのを考えると、蒸発したり、あぜから逃げたり、いろいろしますので計算は難しいのですけれども、ざっと1トンのコメをつくるのに、1千トンから2千トンの水がいると言われています。農業というのは莫大に水を使う作業なのです。

そのへんのことに、実は、一般の方は気がついていないので、21世紀はともかく、22世紀は水が問題になるだろうと、われわれは考えていますが、このへんの危機感が、なかなか皆さんと共有できないです。共有できないままいくと、かつての公害と同じように、そのことにつまずいて、われわれの子孫は、大変な目に遭うということはあるだろうと思います。

このことは、またあとで議論を進めたいと思いますが、滝平さんのお話をうかがって、そうか製鉄産業というのは、そこまで水を上手に使っているかというので、ちょっと私はショックを受けました。

岩中さんのお話は、非常に地元直結のわかりやすいお話だったのですが、こういう環境問題というのはよく言われるように、「シンク・グローバル、アクト・ローカル」と。グローバルに考えて、ローカルに行動すると。

そう言えば、皆さんが中国の黄土高原へ行って、砂漠に木を植えてくるというのを悪いとは言わないのですけれども、その旅

費を拠出していただくと、何百本という苗木が買えるのです。

だから、考えることはグローバルに考えるべきなのですから、やはり行動はローカルであるだろうなという意味で、私は中国で仕事が長いものですから常々思っていて、今日、岩中さんの「鷲羽山に苗木を植える」と、「子孫のために植える」という話には、大変感銘を受けました。以上、感想をとりとめのない言葉ですが。



助言者 岡山大学資源生物科学研究所
所長 武田 和義 氏

(司 会) ありがとうございます。今の事例を発表していただいたのですが、皆さん方のなかには、もっとこの地域に関するものなり、こういうものを取り組んでいると、それをまた皆さんに伝えてみたい、あるいはやっているうえでの悩みとか、そういうものがございましたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。何か環境問題に、実際に皆さんは何か取り組んでおられますか。全くない。グループで、全くやっていないというところは、挙手をお願いできますか。ということは、何らかのかたちで、自分なりの環境でとって取り組んでおられることがあるわけですね。そこをちょっと参考にでもお聞かせいただいて、やりとりをしてみたいと思いますけれども、何かございませんか。お願いします。

各地域の取り組み

(倉敷市 1) 私は育ちが北海道ですから、岡山に来て 30 年あまりになるのですけれど、学生時代に集団就職でためたお金で外国のほうへ行ってまいりました。そのときに、学生ですからお金がなくて、観光地はまわらないで、あまり人の行かないところ、わりと自然が豊富なところを歩いてまいりました。

北海道の片田舎で育ちましたので、自然がなんとなく好きで、そういう日本との違いというのが気になりまして、そういうのを視点に見てきました。今 50 歳を過ぎまして、子育てが終わり、夫の仕事を通して、それから介護も経験しました。それを見て常々思うのですが、田舎のほうに行きますと、やはりものを育ててつくった方というのは、理性が高くて、物事を見極めて、自然から受けられる大事さというのが、身体に染みついてわかっているような気がします。しかし都会になりますと、大変ものが豊富になりまして、底辺から物事を考えてくる意識が薄れてくるように思います。

田舎の方は、「都会に行くと汚くて嫌だ」「空気が汚い」、「人の意識も、まわりの考えよりも自分がイチバン」ということをよく言われます。私もそれをよく感じます。どういう点で感じるかというと、ふるさとが懐かしいとか、昔の郷愁を感じると、私ぐらいの歳になりますと、地方へ行かれる方が、最近すごく多くなったと思います。何に触れていいのかなと思うと、やっぱり心の素直さというのですか、一生懸命生きている、豊かではないけれども、高い理性に感動させられるというか、そういうところがあると思うのです。

日本は外国から比べると、小さなスペー

スですけど、すごく環境の変わり方というか、まちの暮らし方の違いとかいうものを短期間で経験できるのです。だからおかしな話ですけど、倉敷から一步島に渡りますと直島とか、ちょっと遠いところ、広島県内のほうに行きますと大崎島とかあります。あちらのほう、このごろNHKで盛んに放送されますけれども、島の素朴さ、ああいう環境を取り上げた民放の放送もあります。人の一番大事な素養といたしますか、学歴とか財産とかがあるよりも、まず人間として一番大事なものは理性というか、道徳というか、難しいときは哲学的なことも入ってくるかもしれませんが、それがすごく地方に行けば、奥地に行けば行くほど高いのです。

そして亡くなっていくときでも、今いろいろ介護保険などが問題になっていますけれど、案外、介護保険に頼らない生活をされている方が多いのです。それで、都会に見るようなレジャー産業にうつつを抜かさない、浮かれないといたしますか、地道に人のために、身体が老いていくから人のためになるようにコミュニティー活動をするという方が多いのです。なおかつ、どうするかという郵便局や、鉄道や、ご年配になられた方が、皆さんのためにそういうところへ花を植えてとか、草を取るとか、無償の奉仕をされるのが、そういう地域です。特に私もそれを感じますし、四国は、こうやって四国遍路を盛んにやるのは、奉仕精神が強いからですね。どこのまちでも、それはできると思うのですが、得てしてそこまで都市化すると考えないというか見えてこない。

だから、介護をしてちょっと思ったのですけれども、地方から来られた方が、だんだん家族も都会へ出て行っていなくなる。

私一人だけこのうちにおいて、身体はなえてくる、やることなく毎日寂しいとかとこぼされるのですが、「じゃあ、おばあちゃん、ちょっと近所の公園に行って、公園のちょっとごみ拾いをしたり、草を取ったりしてみましようか」と言われると、「なんで私がそんなことせにゃいけんのだ」と言われます。でも田舎は盛んに、それを平気でやるのですね。道路の草刈りとか、少ない人数のなかで、わりと地域で固まって定期的に作業をするのです。

都会に住むと、そういうことを嫌がる。だから、おかしな感じですけど、田舎の道はほっとするけれど、都会に来ると、どんなに高速が通って、高い税金がかけられて、すごく設備が整っていても、高速道路でさえ草が生えて1メートルも伸びて、平気でどんどん走っている、そういう意識が、何も感じないとは思っていないでしょうけれども、私がしても、行政がやることだからという。行政は、私たちの税金で、どんどん膨らませていっているのだけれど、その気持ちを動かすとしたら、やっぱり地方のそういう、たった一人の人ですけど、もう家族の担い手にはならないから、地域に行ってコミュニティー活動をするということから人育てになると思うのです。

そういう姿を見せれば、次の子どもたちも、きっと心の豊かな子になると思います。ぜひそういう感覚を、これから50代以上の方、シニアに向かって、死を前にどんな生き方をしたらいいだろうと考えるようになった方は、ぜひ近所の公園を清掃するとか、子どもたちの安全パトロールなどの活動をして、治安が悪いとは言っていますけれども、早朝起きて登校する道なりを清掃するとかそういう姿を年配者、シニアクラスの人が見せると、「ああ」ときっと心がほださ

れて、社会がもっとよくなっていくのではないかと常々思っています。私は今、天城というところに住んでいて、種松山に上がるのです。種松山は市の霊園がありますから、よく皆さんがご利用なさると思うのですが、ここ15年ぐらい非常に山が汚くなりました。その山道もよくごみが落ちていて、15年ぐらい、見るに忍びないので、結構ボランティアで黙々と拾って歩くのですが、それでも……。

(司 会) ……要点を言ってください。

(倉敷市1) 失礼しました。だから、ちょっとした気持ちでいいのですが、皆さんが日々やって、空いている時間に、身近なところの清掃とか、そういうことから、人は変わっていくのではないかなと思います。



環境問題分科会 会場内の様子

(司 会) ありがとうございます。確かに現代は利便性とか、そういうものが中心になっておりまして、世の中の仕組みとか、食べものひとつにしても、過程というのを全く知らずに、恩恵だけを受けているということで、原点を見つめてみたいということをお話をいただきました。

確かに皆さん、そういうことを気付きながら、つつい日常生活の豊かさに転んでしまうというのですか、負けてしまう。しかし、それではいけないということが、今回の環境問題に対する取り組みだと思います。そのほかにまた、地域を盛り上げるためにどうしたらいいかということも、また皆さん方のなかから、ご意見等をお聞きし

たいと思いますけれども、どなたかほかの地域で、地域ぐるみでこういう環境問題に取り組んでいるというまちがございましたら、ご意見をいただきたいと思います。

お願いします。

質問 —活動を定着させる方法・工場の煙について—

(倉敷市2) 私も、非常に環境問題に関心がありまして、今日は一市民として、倉敷市の北外れの菅生学区というところから参加したものです。

鷺羽山の件は非常に参考になるし、教えていただきたいと。私も昭和39年からこちらへ来ていて、鷺羽山へはときどき行きます。ああいうふうに地道に取り組まれているということに感銘を受けました。

お尋ねしたいのは、この「鷺羽山の景観を考える会」、これはどんな組織で、子どもたちを引っ張り出せるのか。

全所帯等、どのくらいかというのを参考にしたいと。私も菅生学区でコミュニティー協議会のなかの環境部というかたちで位置づけしていますけれども、徐々にはきれいになっていったのですが、まだまだ組織的に、子どもたちもというのは、年に2回の清掃ぐらいでなかなか定着しない。おいおい花壇づくりとか、そういうことを考えているのですけれども、参考にしたいなというのが一つです。

それから西日本の企業の発表の方で、これは経済的と、あるいは技術的に難しいのかもしれませんが、種松山から上がって水島を見てみますと、やはりコンビナートの半分を占める、旧川鉄さんの赤い煙がちょっと気になる。これは、今は規制の対象ではないかもしれませんが、なんとなく倉敷市民として、煙の色が消えることが技術

的にできないのかというような点です。お答え願えればありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

(司 会) それでは、初めに岩中さんのほうから。

(岩 中) ただ今のご質問についてのお答えというか、わかることだけお話しします。私どもが考えます取り組み方というのは、先ほどの助言者、武田先生のお話のなかにもありました、地域がグローバルに見ていくということです。ですから、先ほどのご質問、女性の方のお話にも、安全パトロールという話がありました。まちのなかで今、もうほとんどの地域に行っても、安全パトロールというのがあると思います。そういった組織、それからわれわれの組織、お互いに共働していくというのがベースにあります。

小学生をどうやって連れてくるのかという質問なのですけれども、われわれ、会長も、私も、役員も、学校などにも足しげく三日に1回くらい行きます。べつに用事はないけれど子どもの顔を見に行ったり、どうしているかなと行って行ったりということで、やはり学校サイドとも顔見知りになる。また、行政もそうです。警察署もそう。消防署もそう。ほとんどのところに、いろいろ顔を出します。だから人のネットワークです。人のネットワークをまずつくる。それでお互いに情報を共有しながら、「じゃあ今度「鷺羽山の景観を考える会」は、こんなのをするのでどう？先生、子どもはどんなじゃろうか。親御さんに話してみる」と言って集まりの場を紹介してもらって、そこへ行ってわれわれが説明をする。今度、この鷺羽山でこんなものをして、目的はこういうものをするのですよ。最終的には、お弁当を広げてみんなでお話をして帰るような会ですが、一回来てもらえませんかというような、直接顔を見てお話をするとい

うような状況なのです。

そのあたりを踏まえていけば、輪はどんどん広がっていくと思います。ですから、まちのなかの自分一人、われわれ「鷺羽山の景観を考える会」だけの動きでは、なかなか難しいところがあると思うのです。ですから、地域のなかにあるいろいろな組織の方と共働を考えながら行くというようなことがベストかなと思います。

まちづくりということに関しましても、お互いに力を携えて、協力し合って、まちのなかで動き始めると、まち全体が強化されます。ですから、環境問題にしても、安全問題にしても、防災問題にしても、そうしていろいろな面に対応できるまちに変わっていきますので。ですから私たちは、まず考えるのは地域のなかの共働と、あとは行政サイドとの共働。お互いに力を合わせながら、自分の持っていない力を貸してもらい、持っている力を貸してあげるといような考え方で、まちのなかでやっていけば、子どもたちを動員するのも安易というか、簡単に安心して親御さんも出してくれるという雰囲気ができます。それくらいのところを一番に、今は心がけてやっています。よろしいでしょうか。

(倉敷市2) ありがとうございます。大変参考になりました。一応、環境部という狭い範囲ではなくてコミュニティー、小学校も巻き込んだというところが、今日のいただきになったと思います。ありがとうございました。

(滝 平) 2番目のご質問で、当社から出ている、いわゆる有視煙のご質問だったと思います。当然、われわれもこの有視煙の問題というのは、認識しておりまして、毎年それなりに対策はとってきているということではございますけれども、やはり製鉄所の規模はかなり大きいということで、規模が

大きいということは、経済的には非常に競争力があるということなのですから、片や、そういう面で対策すると大きすぎて、なかなか遅々として進まないというようなところがあるかというところが現状でございます。

ただ、環境問題については、有視煙以外にも、ほかにもいろいろ問題がございますので、そういったところを、どういったかたちで経営資源が限られるなかでどう配分していくかというところに問題があるというふうに考えております。

また、悪い状態に決して手をこまねいているわけではございませんで、毎年、投資もかなり行ってございます。かなり時間がかかるわけですが、そういったかたちで、少しでも着実に前進して行って、これが来年、再来年、すべて解消できるというわけではございませんけれども、近い将来には、こういった問題を解決できるようなかたちで対策を打っていきたいと考えているということで、ご理解いただければと考えております。

(倉敷市2) ありがとうございます。水島というところは公害もない、きれいなまち、倉敷というイメージですから、できるだけ前向きに考えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

(司 会) そのほか、まちでの取り組みはございませんか。

環境問題と申しますと、最近、各家庭で行っていることがたくさんあると思いますが、やはり地域全体で取り組むというのが非常に有効と申しますか、皆さんに環境問題を考えてもらうというのが非常に大事だと思いますが。

そのほか、環境というのを大々的表に出さずに、振り返って見たら環境の問題か

なというのが多々あると思います。自然の観察会というのも、自然を直視するというのは非常に重要な項目だと思います。そういうことを踏まえて、地域で、これぞまいこといっている、毎日楽しいな、いろいろな人が集まってくれるなという例がございましたら、もう2、3例、お聞かせいただきたいと思いますが、ほかにはないですか。

(福知山市) 質問でもよろしいですか。

(司 会) はい。

質問 一企業の家庭への

協力要請・社員教育

(福知山市) 福知山の林と申します。福知山にはこれだけ大きな企業はございませんので、お尋ねしたいし、事例がありましたら教えていただきたいのですが、このまちのなかで製鉄所の占める人口は非常に大きいですね。企業サイドでのいろいろなお取り組みをお聞かせいただいたのですが、企業にお勤めをしておられる社員さん、例えば企業が家庭に対する協力要請とか、そのようなことはないのでしょか。

というのは、人口として非常に大きいので、地域社会を挙げて運動をするときに、本体が動くかどうかというのは、非常に大きく左右しますね。ですから、行政は何も携わらなくても、自分たちの会社のいわゆる家族として、どう取り組もうかというようなことが社内でありましたら、ご紹介いただきたいと思います。

もう1点は、これだけ大きく影響するわけですので、当然、企業責任として企業が社員にどういうことを言っているのか、こういうことが参考になりますよというのがありましたら、ぜひとも、ちょっと脱線もしていただきたいと思います。

(司 会) 企業での取り組みや、家庭、社員に対

することで、答えられる範囲でひとつお願いいたします。

(滝 平) 企業という面で、コンビナートのなかでかなり大きな割合を占めていますし、従業員の数も大きいわけですが、そういったなかで、まず特に社員の啓蒙ということで、教育等々は定期的にやって、環境に対する意識を高めていただく。これは、もちろん事業活動を行ううえでのということが主体になっていきますけれども、そういったところで派生していった、「家庭環境でも」というところは教育を進めているというところがございます。

あと、至近の活動でいきますと、例えば環境家計簿というのを導入しております。ひとつはCO₂対策というところを企業は企業として、従業員も家庭からやっというところ、例えば先月の電力使用量はいくらだったとか、ガス使用量、こういったものはいくらだったというところを家計簿的につけていって、それで、要は社員自身が自分のところでいくら使っているのだというところを認識してもらう。それで少しでも削減していってもらえればという活動も、地道に始めているというような状況もございます。

やはり事業活動以外、従業員の生活のなかにおいても、そういう活動をやっというところ、進めているというところがございます。

(司 会) ただいまの答えでよろしいでしょうか。そのほかに何かございませんか。

地域での取り組み、あるいは個人的にこういうことを地域でやっみたいのだけれども、なかなかそれができないとか、そういう悩みでも結構でございます。

それと、先ほど岩中さんがおっしゃっていましたが、「共働」というのが一番のキーポイントだと。実際に皆さんが共働でやっ

みたいというのは、頭の片隅に必ずあると思います。ところが地域では、なかなかそれに賛同というか、どう広げていったらいいのか、そういうのもポイント、進め方に大きな影響があるかと思うのですが、皆さんの地域でいったんそういうことに取り組んだけど、途中で終わってしまったという例はありませんか。それも反面教師で、それならこうしたらいいのだというのを別の方からアドバイスをいただけるかもしれませんし、悩みでも結構でございます。

後ろの女性の方が先に。あとでお願いいたします。

各地域の取り組み—生ごみの堆肥化—

(倉敷市3) 失礼いたします。倉敷市の船穂町に住んでおります。環境の役員をしております。

私は、船穂町はとても誇れると思っております。生ごみの堆肥化をしております、もう13年になります。各家庭でEMぼかし(EM発酵資材)を利用して一次処理をし、それを1週間に1回シルバー人材センターの方に門のところまで来ていただいて、次のバケツと入れ替えるというかたちでずっとしておりまして、13年目になっております。

生ごみをごみステーションに出さないということは、ごみステーションの環境がとてもきれいです。生ごみが出ると、どうも水分が多いのでべたべたしたり、におったりしますが、生ごみが出ないということは、古紙とか雑紙を取ってしまいますと、倉敷のほうはまだプラスチックは分けていないので、プラスチックの本当に軽いごみだけになります。

堆肥化になりまして、その堆肥も順調に出荷しているように聞いております。循環型社会を本当に地域で構築しているという

のが私たちの地域での自慢でして、県内外からの視察も相当来られるみたいで、そのたびに私たちも交流会に出ていくのですが、それはとても誇れることだなと思っていて、ちょっと紹介させていただきました。

(司 会) ありがとうございます。今のごみの堆肥化ですけれども、それは各家庭で、コンポストでされているのか。実際にはどういうかたちでされているのでしょうか。

(倉敷市3) 各家庭が大きいバケツを2個買わせて、これを台所に置き、生ごみを入れて、ぼかしを入れます。それを1週間に1回取りに来ていただいた折に、次のバケツが返していただくようなかたちで。

いろいろな地域の人が来られるのですが、どうも、ぼかしなどをきっちりされておられても長続きしないというようなことを、この前四国のほうの方が言われていました。電気でするので月に1千円ぐらいの電気代がかかるのですよとか、ぼかしは市役所へ1袋 80 円で買いにいかないといけないということで経費がかかるのですが、私たちの地域ではそれが無料です。全部、取りに来ていただけますし、来るときにはバケツの上にぼかしがついています。だから長続きするのだなと思います。

環境に関心のある方も、家でぼかしを利用して自家処理しているのですが、それを埋め続けるということができないから、ついつい生ごみとして出すという声も町外で聞きます。私たちは取りに来ていただいている。埋め続けるということは、1回、2回ならいいですが、生ごみは毎日出るものなのでそれも大変です。それを私たちの地域では、とても誇れることだと私は思っております。

(司 会) ありがとうございます。家庭でできる環境対策ということで、生ごみを出さない

と。先ほど、「ぼかし」という言葉が出てきましたけれども、皆さん、「ぼかし」はわかりますか。ご存じない方もおられるかもしれないので、少しだけ「ぼかし」の説明を。

(倉敷市3) 船穂町では、EM菌を利用して農業公社のほうでつくっていただいているのですが、処理剤です。だから、生ごみを一週間バケツの中に入れてお台所へ置いていても、とにかくにおいがしないのです。

この前も、メキシコのほうから見学に来られたのですが、「ぼかし」というのは全国共通語だそうです。

(司 会) 補足させていただきますけど、生ごみの発酵促進剤とご理解いただいたらいいと思います。

ある地域では家庭の生ごみを出さないということで、大きなコンポスト、バケツを逆さにしたようなもので、そこで腐るものは全部自分のところで腐らせてしまおうではないかと。それでできたものを畑に入るとか、そういうリサイクルを図っているというところもあるそうです。そのコンポストを買うために、市がちょっと助成をするとか、それで環境対策に取り組んでいるというのも一端だと思います。それでは、次に、ひたちなか市の方。



司会者 福知山市市民憲章推進協議会
副会長 谷垣 修身 氏

各地域の取り組み —ごみでコラボレーション—



(ひたちなか市)

茨城県の水戸市のすぐ北の、ひたちなか市から来ております。

私どもでは、家庭から出るごみをどうしたらいいかということで、まず、先ほど共働というコラボレーションのお話が出ましたが、これをやっております。ということは、市民憲章と、各中学校区にコミュニティー組織があります。コミュニティーのほかに、自治会組織が81あります。これがコミュニティーとの連携をとっている。したがって、市民憲章とコミュニティーとして、自治会として、それと行政とがひとつの共同体をつくって、ごみ処理の問題を解決しようと、現在やっております。

そのなかで、特に今のコンポストは既に10年前から行政指導でやっております、市や県の補助もやっております。これは連動して行っておりますが、先ほどお話がありました生ごみは同様に処理しております。

あとは、資源になるごみをどうするかということで、今までは普通のごみと資源ごみの回収日というふうに決めて。それから町内ごとに、何曜日はペットボトルというふうに決めて、それを回収するのは業者と市が提携してやっている。いわゆる業者に資源ごみを依頼するというようなことです。

そのなかで一番問題になってきたのは、紙の問題。新聞紙はよくあるのですが、そのほかに出る紙も相当ありますので、紙もいわゆるリサイクルに使うということから、また別に10月から特別に回収してやっております。これは、新聞、ほかの広告とか、あるいは家から出るいらぬ紙、包装紙、ダンボールはもちろん、そういったことも別にやっております。

それから、鉄くず、瓶、とにかくリサイクルできるもの全部、先ほど申しましたように、日程を決めて集めるようにしてやっています。

それを誰がやっているかという、先ほど申しました自治会の、また下の組織である自治区の中に班があり、組があるというところに集積場所を設けて、そこから回収日には奉仕者が出て、そして市民自ら手だて、分別をして、業者に回収してもらうという方法を取っております。以上です。

(司 会) ありがとうございます。市民が市民ぐるみで、組織的に、まず分別ということで環境問題に取り組んでいくというお話をいただきました。

今、ごみの話がたくさん出てきましたけれども、一週間前、京都で環境会議がございまして、そのときに東大名誉教授の養老孟司さん、『バカの壁』でベストセラーになった解剖学者の方が発表されていまして。今までのエネルギーというのは、化石燃料、鉱物利用のものでまかせてきたけれども、これからは継続可能なエネルギーを考えなければならぬと。継続可能とは何かというと、やはり太陽光というのをひとつのキーポイントにおっしゃっていました。

よく考えてみたら、私たちはいろいろな利便性がある、夜更かしをすることもありますが、早寝早起きで電気を節約するのもひとつの環境対策なのかもしれません。一番大事なのは、われわれの生活態度を、ちょっと頭を切り替えてみてとらえていくというのが非常に大事なかなと感じました。

そのほか、特に、今後を担う子どもたちに対して、大事なことだと思いますが、環境というものを教える機会がなかなかなかった。次世代へ環境問題を伝えていく活動をされているところがあれば、ご参考に

意見をいただければうれしいと思います。
どこかございませんでしょうか。お願いします。

各地域の取り組み

一四国遍路・イベントのごみ一

(徳島市1) 徳島県でございます。世界遺産に登録しようかというぐらい有名な四国遍路、歩き遍路の方がたくさんお見えになりまして、ずいぶんのごみの問題があります。毎年、大きな経費で企業を巻き込んで、それから行政も巻き込んで、家電製品と申しますか、冷蔵庫とか車、タイヤ、大きな廃棄物でございます。多額の費用がかかります。

おかげさまで、朝日新聞、徳島新聞、毎日新聞、たくさんの報道でご案内いただきまして、先日は、大阪から団体でバスを仕立てて、ごみの収集にということでお出掛けくださいまして、全国的な催しになってきております。四国圏内では、徳島県だけが取り組みを盛んにしておりますけれども、まだまだ他県にたくさん存在しておりますので、それを何とか世界遺産に持っていきけるぐらいまで、活動を続けなければいけないなということの1点をひとつご披露させていただきます。

そして今、地域での取り組みとしまして、徳島にも阿波踊りとか、吉野川フェスティバルとか、いろいろなイベントが年に何回かございます。その何日間も、ごみ分別のコーナーを設けまして、そこへごみを持ってきていただくようなシステムで取り組んでおります。非常に協力をしてくださる市民の方もおられますが、阿波踊りのときなどはやはり、なかなか皆さんが浮き立つような気分のところがございますので、いろいろなところが徹底しないのか、飲んだり食べたりしたものをそのまま、目の前で分

別して集めているのにもかかわらず、平気で捨てて立ち去るといような若い者がたくさん見かけられます。

(司 会) いろいろな会場で分別されているというお話をいただきました。

(徳島市1) 子どもたちのほうの取り組みも、あとで触れさせていただきたいと。

(司 会) 手短に要点だけをお聞かせいただけたらうれしいと思いますので、要点だけをかいつまんで、説明をお願いいたします。

(徳島市1) 人々に対するマナーをどういうふうにしたら徹底するだろうかということが大きな問題です。私は個人でガールスカウトをやっておりますので、小さな子どもたちにそれをわからそうと思って、ごみ処理場やいろいろなところの見学などで徹底させようというような環境問題の取り組みをしております。長い目で見ないと、なかなか効果が上りません。失礼いたします。

(司 会) ありがとうございます。マナーについては、現場の裏方の処理が大変だということを知らせて、マナー向上に役立て、子どもたちに教えているということでございますね。ありがとうございます。

残り時間がだいぶ少なくなりました、もうお一方だけ、どなたかご意見をいただきたいと思っております。お願いします。

各地域の取り組み一川を守る方法一

(徳島市2) 私も、徳島県からまいりました。徳島県は川がとても多い県なので、吉野川を守る会というのを始めて、まだ1年半か2年ぐらいにしかありませんが、第十堰を可動堰にするというので、国から話がありましたけれども、反対がありまして、結局それは成功しなかった件です。その川を守るために、私たちは今、土手を清掃するなど、会員を集めてその運動に携わるように一生

懸命に努力をしている最中でございます。

そのようなことで、川をどういうふうにして守っていけば、県民とか国とか、近隣の人間のためになるかというのも、皆さんに教えていただきたいと思ひまして質問をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

(司 会) 川の問題で、地域住民の目、関心を集めてみたいということで、川に関するイベントとか催しものをされているところがございましたら、ご参考にちょうだいしたいと思ひますけれども。

参考になるかどうかわかりませんが、10年ほど前に、地域の非常に限られた30、40人ぐらいのグループで、エコトーンといひまして、川と陸地の境目の小道をずっと歩いてみました。そうしたら、自然がすごくわかりますね。今まで気づかなかつた花が咲いていたことや、あるいは川筋が見えてきます。そういうのは、人々を川に関心を持たせるには非常によかつたと思ひます。

実は、先週の日曜日にカヌーで下つてきました。そうしますと、川を目線で自然を見られる。川に泡が立っていたりすると、「何で泡が立っておるのかな」と言ひますと、生活廃水やそういうものがずっと本流に流れていると……。

(徳島市2) それは、第一級河川としてですか。危ないということで禁止されているところなのですかけれども。すごく大きな川ですので。

(司 会) 今、申し上げましたのは一級河川なのですね。その場所によっては、そういうところもありますので、ひとつの方法かなと思ひます。参考になるかどうかはわかりませんが、たまたま私どものところも一級河川ですがけれども、ちょっと申し上げたわけです。

そのほか、一級河川でどうしたらいいか

というのがございましたら。

(徳島市2) 可動堰と、自然にできた昔からの堰との違いというのをご存じの方があればと思ひうのですけれども。

(司 会) 可動堰と自然の川との違い。これができから、こうなつたということがございましたら、参考に生の声を聞かせていただきたいと思ひます。

特に吉野川については、井堰の問題は全国的にもクローズアップされましたので、皆さんの注目度は高いと思ひます。そういう問題について、参考にご意見をいただきたいのですが、実際に目で見えて感じたことでないと、なかなか発表しにくいかもかしれませんので、今、お聞きしたなかではございません。

また、皆さんのご意見をいろいろいただきたいのですが、限られた時間で環境問題全体をとらえていきたいという欲がございましたので、十分に皆さんのご意見をちょうだいできるようにコーディネートができなかつたことを申し訳なく思ひています。

最後に、今までのお話をお伺ひさせていただいたうえで、まとめといひますか、総括を助言者の武田先生にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

さいごに—まとめ—

(武 田) 総括ということになるかどうかわかりませんが、今日、発表者の方、それからフロアの方のお話を伺つて、いろいろ勉強させていただきました。

結局、今、私の感じていることは、要するに私たちが今さえいいのだったら、今だけいいのだったら何をしてもいいのですね。今の利便性の追求だけでいいわけです。だけど、なぜ私たちがこういうふう環境問題について考えるかという、私たちの将

来、あるいは私たちの子孫の将来、やはりそれを考えるからですね。

これも1万年の将来を考えろと言われても、そこまでは責任は負えないので、私たち研究者としては100年ぐらいの単位で将来のことを考えるようにしないと、と思っているわけです。そのときに、どうしても避けて通れないことが三つあると思っています。

第1のポイントは、地球人口は増え続けるということです。これは、「いや、そうじゃないんじゃないか」と思っている方もあると思います。出生率は下がっていますので、地球人口はそう増え続ける心配はないのではないかと思っている方がいるかと思いますが、増えます。なぜかという、途上国の平均寿命が延びるからです。

今朝の朝日新聞に、中国の徹底した一人っ子政策で結婚届けを出していない夫婦が子どもをつくって、これが官憲によって流産させられたという悲惨な事例が出ていたのを、もうお読みになった方もあるかもしれません。

中国は一人っ子政策を徹底してやっていますが、それでも1年間に1千500、600万人、首都圏ぐらいの人口が増えているのです。要するに年寄りが死ななくなったと言うと、表現に語弊はありますが、平均寿命が延びて、増えていくのです。ですから、地球人口が増え続けるということがまずひとつ。

この人たちを食べさせないといけないということになりますね。食糧は不足すること、これが第2のポイントです。これも2、3日前のテレビで、今、世界の穀物生産というのは消費量の2倍ぐらいあるから、食糧の心配はないのだということを行っているのを聞いて、私も農学者の端く

れですから、びっくり仰天しました。

なぜそういう計算になるかという、それは正しいのです。今、世界の穀物生産量を世界の人口で割ると、われわれの消費量の2倍ぐらいあるのです。じゃあ、半分はどこへ行ったのかと。どこへ行っていると思いますか。これは家畜のえさになっているのです。それから、お酒の原料になっている。

人間はぜいたくになりますと、経済に豊かになってきますと、必ず肉が食べたくなる、チーズを食べたくなる、卵を食べたくなる、お酒が飲みたくなる。こうなりますと、地球人口が増え続ける限り、必ず食糧に対する需要というのは増え続けます。

それから、第3のポイントは、これも言うまでもないのですが、資源が枯渇します。必ずなくなります。なくならないのは、太陽のエネルギーだけだと言われてはいますが、これも計算上、100億年ぐらいでアウトになると言われています。そういうふうには、世界人口が増える、食糧が不足し続ける、そして資源は枯渇するという条件のなかで、私たちは無事に22世紀を迎えられるかどうかということで、皆さんの個々の生き方を考えていただきたい。

いわゆる身近なエコというか、節約の概念というか、先ほど“ぼかし”が国際語になったというお話がありましたけれども、実は「もったいない」という言葉が、今、国際語になっているそうですね。これは、数年前にアフリカの女性でノーベル平和賞をもらった人が、日本には「もったいない」という言葉がある、この考え方は非常にいい考え方だということを行ったそうです。

「もったいない」ということをわれわれの行動規範、われわれの行動の憲章として考えると、うまくいくと私たちの子孫は22

世紀を迎えることができるかもしれない。それに失敗すると、もしかすると地球自身まずいことになるのではないかというふうに考えております。

少し悲観的な結論ですけれども、やはりわれわれは身を慎まないと、子孫の代にかなり厳しいツケが回ってくるだろうということも科学的にも予測される状況だということに思っています。以上です。

(司 会) ありがとうございます。最後にまとめていただきましたけれども、「もったいない」。孫を持った身で言えば、非常に身近に置き換えて、環境問題をとらえることができるかもしれません。

つたない司会でしたけれども、本日はこれをもって分科会を終了したいと思います。皆さん、ご協力どうもありがとうございました。

出演者プロフィール



事例発表 滝平 憲治 氏
(JFEスチール株式会社 西日本製鉄所 環境管理部 倉敷環境・防災室 主任部員(課長))

JFEスチール(株)西日本製鉄所(倉敷地区)

所在地：岡山県倉敷市(水島コンビナート内)

面積：11.28km²(東京都千代田区とほぼ同じ)

規模：周囲 約20km

1961年：製鉄所建設開始(川崎製鉄水島製鉄所)

1967年4月：第1高炉火入れ

2003年4月：JFEスチール発足(西日本製鉄所倉敷地区)



事例発表 岩中 正則 氏
(鷲羽山の景観を考える会 事務局長)

1954年生まれ。岡山県青少年相談委員，児島子ども会副会長，下津井地区安全パトロール隊隊長，青少年を育てる会会長を務める。



助言者 武田 和義 氏
(岡山大学資源生物科学研究所所長)

1943年北海道生まれ。北海道大学農学部卒業，大学院修了，農学博士。弘前大学助手，助教授，米国アイオワ州立大学客員教授(2年間)を経て現在，岡山大学資源生物科学研究所所長。イネおよびムギ類の遺伝・育種学的研究に従事。1988年以来40回(約460日間)にわたって訪中し，主として黄河流域の乾燥地帯に適するムギ類を育成。その功績により中国科学院から名誉教授の称号を受ける。1990年 日本育種学会賞受賞，2000年 日本農学賞受賞。文部科学省，環境省，農林水産省，日本学術振興会などの専門委員を歴任。元，日本幾首学会長。現在，日本学術会議会員。

まちづくりへの取り組み

倉敷のまちの良さを知ってもらうためにはじめた「倉敷屏風祭」と、まちの再生のために起こした「倉敷町家トラスト」の事例発表をもとに、各市の事例もまじえて、まちづくりへの様々な思いが議論されました。



【事例発表】 「倉敷屏風祭」実行委員会

委員長 岡 莊一郎 氏

【事例発表】 NPO法人 「倉敷町家トラスト」

代表理事 中村 泰典 氏

【助言者】 計画哲学研究所

所長 三輪 真之 氏

【司会者】 倉敷市民憲章推進協議会

会長 室山 貴義 氏

はじめに ー自己紹介ー

(司会) おはようございます。定刻になりましたので、分科会を始めさせていただきます。

私は、今日このまちづくりの分科会の司会を務めます倉敷の室山と申します。よろしく願いいたします。すみません、拍手までいただいて恐縮です。

分科会を設けるまでに至った経緯を簡単にご説明いたしますが、この市民憲章の全国大会で分科会というかたちを取り入れたのは今回が初めてだそうです。何とか全国からお集まりの皆さんに、収穫を持ってお帰りいただきたいと、前々からあしたの日本を創る協会の高岡理事長などの多くの方から、そういったご提言をいただいております。今回は分科会をやろうということを決心いたしました。

私は、そのテーマを時の問題の「環境問題」と、全国各地とも真剣に取り組んでい

らっしゃる「まちづくり」の問題、そして新しいメンバーも含めて市民憲章運動をどのように進めていったらいいのかということをお話し合う「市民憲章運動」という三つの分科会を設けました。

そして、私が「まちづくり」を担当することになったのですが、そのときすぐに「あ、それならば事例発表を倉敷のこの2団体をお願いしよう」と思い付きました。今日、事例発表をしていただきますのは、「倉敷屏風祭」の岡莊一郎さん、それからNPO法人「倉敷町家トラスト」の代表理事の中村泰典さんをお願いいたしました。

前もってお断りしておきますが、全国大会をこの日に決めましたのは、倉敷の秋祭り、屏風祭も開かれていますので、どうせならその日に開いて皆さんに見ていただくということで計画したわけです。したがって岡さんのほうは、屏風祭の真っ最中で、

しかも取材が次から次へ予想外に飛び込んで多忙なので、最初にご発表いただいて、どうしても本人がいるあいだに聞きたいという方がおられましたら、若干の質問を受けさせていただき、あとはご退室いただく予定にしております。町家トラストの中村さんも「少々のことなら僕でもわかるで」と言ってくれましたので、あとはそちらにお任せいたします。

今日は、市内・市外からお見えの方が同数でこの分科会をやるわけですが、環境問題分科会は、市内の人が多く、市民憲章運動分科会は、市外からの人が多いと。このまちづくり分科会は市内・市外、半数ずつというような構成になっております。私のほうで、市外のどちらのまちからお越しということを知る資料がございますので、随時、場合によっては水を向けさせていただきます。

では、先ほど紹介したようなしないような格好になりましたが、事例発表をしてくださいます方は、「倉敷屏風祭」実行委員会の岡荘一郎さんです。

この方は、できあがった催しのあとから実行委員会の委員長を引き受けたのではなく、最初から手掛けられた方で、初めは「倉敷屏風祭の復活を願う衆」の親分として、東奔西走され、まとめ上げられた方です。よろしくお願いいたします。

それから、「倉敷町家トラスト」の中村泰典さんは、あとでご本人が詳しくお話すると思いますが、倉敷のまちなみをちょっと裏に入ったら、空き家になっているところが点々とあるわけです。それをそのままでは、まちなみも壊れてしまう。なんとかその空き家を有効活用して、灯をともしようということで、非常に貴重な動きをしてくださっています。今日もお話しがいた

だけだと思います。中村さんです。

(中 村) よろしくお願ひします。

(司 会) それから、今日助言をいただきます、計画哲学研究所の三輪真之先生です。もともと早稲田大学におられた方で、建築のほうでご専門とも伺っております。よろしくお願ひいたします。

実は昨日の打ち合わせのときに、事例発表者、助言者を私どものほうで相談しました。みんなが一番、「それで、いいの？」と頭をかしげたのが、この会場の席の取り方です。今日は教室型ですが、これは一番まずいです。一番かたくなりがちなのです。なんとか机を取っ払って、椅子だけでこちらの登壇者を囲むような格好にならないかなど、いろいろ考えましたが、機械のほうの都合もありどうにもならず、これで行うことにしました。

先ほどスタッフを務めてくれます、倉敷JC(社団法人倉敷青年会議所)やその他JCのメンバーのほうから、「かたくなりがち、それをほぐすのが司会者の腕でしょうが」と言われて、そのとおりでいささか緊張しましたが、私のほうも返す言葉で言いました。「皆さんをほぐすために、マイクを持って走るときに、わざわざこけたりせんでよろしい」と言っておきました。だから、そこまでの演技はしないと思いますが、ぜひスタッフの方のお力添えもいただいて、和やかに分科会を進めてまいりたいと思います。それでは最初、岡荘一郎さん、「倉敷屏風祭」をお願ひいたします。

「倉敷屏風祭」の始まり □ - 倉敷の人は冷たい感じがする - ■ ■

(岡) 皆さん、ようこそ倉敷のまちへお越しくださいました。実は今日のことがあるのは、室山会長から既に2年前に、私の

ほうへ内々の話がございました。こういう催しがあって、全国から人がお越しになる、ぜひ屏風祭の日に合わせてということでお申し出がありました。そういう下積みがございます。本当に、今日はお待ちしておりました。ありがとうございます。

「倉敷屏風祭」のスライドを用意しておりますが、そのスライドを見ていただく前に、なぜ「倉敷屏風祭」をすることになったかということをお話ししないと、よくお判りにならないだろうと思います。20分間の時間をちょうだいしております。約10分程度、このお話しをさせていただいたあと、これはもう実況中継でございます。会場へ歩いていただきますと、見える風景を収録しておりますので、その前にちょっとつたない話をさせていただきます。

実は、私たちの住む倉敷は、現在47万人のまちであります。合併をいたしました。実質的に、旧倉敷のまちと申しますのは、約18万人から20万人の規模のまちであろうというふうに言われております。要するに、ポリセントリックシティ(多機能都市)というふうに、うちの会頭は言っております。

いろいろな職業・産業、水島コンビナート、さらに児島という地域の繊維の地場産業。そして玉島という、昔海運で栄えたまち。この大きく三つの核を持ちながら、旧倉敷はまさに、皆さまご承知のように大原美術館を中心とした美観地区という伝統的なまちなみを持っております。その複合のまち、中国地方3番目の人口を要するまちでもあるのですが、その人口の密度は、ふわっと広がっているまちであります。

実は、そのなかにもありまして、今から7年前、倉敷商工会議所に大原会頭が就任さ

れました。大原美術館の理事長であります。またさらに、倉敷に根付きました大原孫三郎さん、そして大原総一郎さん、大原謙一郎さんというクラレ・倉紡の創業者でもございます。このお家を引き継いでおられる方が、現在の大原謙一郎氏であります。倉敷商工会議所の会頭にご就任なされ、そして倉敷がご多分に漏れず、ある意味非常に足踏みをし、衰退の曲がり角にたちました。

観光の話を申し上げたいわけではないのですが、判りやすいので申し上げます。瀬戸大橋が開通いたしましたとき、倉敷は970万人とも、1千100万人とも言われる観光客が押し寄せました。まちが歩けない状態になりました。そしてそれが、右肩下がりになりまして、今から7、8年前、倉敷のまちへの流入観光の方々の最低がチェックされました。440万人という数字でございます。ピークの半分を割るという観光の状態がまいります。

まちなかには、やはり活気が失われてまいります。ホテル・旅館も空き室が目立ち始めます。もうまさに、土産物店は、本当の意味で閑古鳥が鳴くという時代になります。倉敷に、もう一度活気を呼び戻そうや。そして倉敷は、どうあるべきかということで、私たち商工会議所のメンバーはいろいろなことの議論に入りました。その議論のなかに、やはり私たちは、住みたいまち・住み続けられるまち、そして良いまち、これをもっと考えるべきだ。そしてそのなかで、何が足りないのか。私たちには何が大変な財産なのか。自分たちが、まず良いところも悪いところも知らないといけないという、ひとつの話の結論となってまいりました。

さらに、美観地区周辺でいろいろな聞き

取りをいたしました。そのなかで、非常に残念な言葉をたくさん耳にしました。「2時間観光」であります。倉敷のまちへバスでお越しくださいます。2時間、倉敷の掘割と大原美術館と柳並木を歩きましたら、観光バスへお乗りになって、交通の便が良くなりましたので、瀬戸大橋を通過して、四国へお行きになります。2時間観光の姿です。

そしてさらに、残念なことにぶつかりました。大原美術館の前で、「倉敷の見る場所は、ここだけですか」という声をたくさん耳にいたしました。それを私たち会議所のメンバーが、議論の場でどうしたらいいの。「倉敷はここだけですか」と言われるのです。もっと倉敷を見てほしい。そして歩いてほしい。このような思いが募ってきました。

そして倉敷の皆さんは、「なんか冷たい感じがする」と言われます。決してそんなことはない、私たちは思っています。でも、倉敷は冷たいと言われます。実は、そうしてたどり着きましたのが、「屏風祭」です。



事例発表 「倉敷屏風祭」実行委員会
委員長 岡 莊一郎 氏

「倉敷屏風祭」の復活まで

数年前のことですが、私がある日、細かいまちの歴史を調べる際、郷土史家の本を読んでいたところ、ある一説に「倉敷の秋の阿智神社の祭礼は、今から 200

年前、倉敷のまちの屏風祭という名前で呼ばれていた。そして、倉敷の古いまちなみの本町・えびす町では、各家々が玄関を開放し、そして座敷を解放し、そこにわが家に伝わる屏風を並べて、道行く人々にそれを見ていただき、その日は無礼講としてお酒を振る舞う家、お菓子を振る舞う家、お茶を振る舞う家。このようにして秋の阿智神社の祭礼を楽しみにし、そしてその二日間は、本町・えびす町は、袖振れ合わんばかりのにぎわいであった」という記述がございました。

私は、こんなことが倉敷のまちにあったのかと思いました。そしてそれは、「どうも明治の初期ごろに理由の無きまま廃っていた」というふうに書かれておりました。

「ペルーの黒船が来た文化・文政期（1804年～1830年）のころは、もっともにぎやかであった。そして屏風倉を持つ家もある」という記述もございます。

私は、このことを皆さんに提言しました。私たちの時代です。私は昭和16年生まれであります。昭和20年の、あるいは昭和30年の私たちのメンバーに、「屏風祭を知っているか」と問いかけました。誰一人、倉敷に屏風祭があるということを知りませんでした。「それ、何だ」という答えです。そのとき、大原会頭が「本当にそれは間違いないのか」と言われ、「間違いありません」と。郷土史家の人がうそを書いていれば別ですが、間違いありません。「おまえそれ、やってみよ」という話になりました。大原美術館ができる最大の後援はすると。われわれの手で、もう一度倉敷のまちに、それが復活できないか考えてみよう。実は、6年前の第1回は、それがスタートであります。大原会頭もポケットマネーを出します。そして私たちも、1万円ずつの

お金を募りました。実は、47万円の資金でスタートしたのが、この「屏風祭」であります。

行政の方々には、その翌年からいろいろなことを手伝っていただきました。二日間で、3千人か4千人でも来てくれれば関の山だわと。べつに私たちは、これを観光資源にするつもりもなければ、観光振興のためでもなければ、物を売りたいわけでもない。倉敷のまちに根付いた、長く続いた倉敷のまちの良さを知っていただく、ひとつの手段だと。そしてそのことを見て、1軒1軒の方がおもてなしの気持ちを持ち、来る方々を本当に温かくお迎えする。こういうまちである倉敷を広く知ってもらおう。そしてなおかつ、表に立った倉敷の美観地区から一本入った、毎日の生活に根ざした倉敷らしい町家が続くこの1キロのまちなみを、もっと知ってもらおう。ここが本当の倉敷なのですよと。この意味を込めたのが「屏風祭」でございます。

しかし、東町・本町というのは昔の間屋街であり職人街であるまちが、今はもうそれがほとんどやめて住宅になっています。そのなかにはまだ、造り酒屋さんも残っております。ちょうちん屋さんもあります。しかし数軒の家しか残っておりません。あとはただの町家になっております。

町家トラストの中村くんも、実はこの屏風祭の副委員長であります。「少々のごことはわかる」ではなく、少々ではありません。ほとんど全部知っております。彼は、そのなかでまた、まちの再生のために「町家トラスト」を起こしました。私たちも同じ気持ちです。手段・方法は違います。倉敷を知ってもらおう。良いまちであり続けたい。そのために倉敷の心根を皆さんにご披露しよう。こういうふうな思いで始まりまし

た倉敷屏風祭が、47万円の費用でスタートいたしました。そして今申し上げましたが、3千人か4千人が来てくれれば関の山だろうというふうに思っております。3年続けば関の山だろうとも思っております。復活を目指す12人の衆は、実は始まる前にはそのような思いでスタートいたします。

第1回目、3万5千人。第2回目、4万5千人。第3回目、7万2千人。去年の第5回目、8万人の人が、駐車場をほとんど持たない倉敷の古いまちなみのなかへ押し寄せてくださいました。そして、これがいろいろなかたち「まちおこし」というふうに呼ばれるようになりましたが、私たちはべつにまちおこしを狙ってやったわけではなかったのです。まちを知っていただくために「やろうや」と言いたしたひとつのことが、実はありがたいまちおこしにつながったのかもしれない。

その日には、商店街にも大勢の方が通ってくださいます。そして今まで、20年、あるいは30年本町にも東町にも足を運んだことのない近隣の方が、「あら本町、こんなだったかな」「東町、こんなだったかな」と言われながら、このまちに足を運んでくださいます。私たちは、「知っていただくということ」の楽しさを味わっております。

これから、実際の風景をパワーポイントで映します。また後ほど、お時間がありましたら、今その会場でそのままのものをやっております。1キロ、200に及ぶまちなみのなか、それぞれの店が、35軒のお家が参加し、そしてお迎えをいたします。ご覧ください。

<スライド>

「倉敷屏風祭」の様子



「御法度五か条」ということを書いています。これはやはり、作品に触ることや、雨の日に玄関の中が傘の滴でびしょぬれになってしまう。このようなこともやりましたが、あまり難しくは考えておりません。どうぞ続けてください。

<スライド>

「倉敷～わが家のおひろめ祭～」という副題を取って、屏風だけでなくその家に伝わる自慢の品々を飾ってくれということをお願いをしております。そしてそこに、ちょっと濃い字でございます。ちょうどこのスタートのところが大原美術館です。そしてこの大原美術館の前に、大原謙一郎さんがお住まいの重要文化財の大原邸がございます。ここが会場第1番であります。そこから古いまちなみのなかを、美観地区の柳並木のところから、ちょっと1本裏通りをずっと通っていただきまして、ここまでのあいだが屏風祭の会場であります。

このまちをお歩きいただく。そして町家を見ていただく。このことも重要なポイントでございます。先ほど申し上げました阿智神社というのはここにあります。阿智神社の祭礼として始まった屏風祭、ここに神様がおられまして、お祭りがどうもこのあたりで古い昔にやっていた。本当のお祭りでございます。おみこしも出、それから明日は「御神幸（ごしんこう）」というふうなことも行われます。

<スライド>

皆さんの資料のなかにもマップを入れております。わかりやすく見て歩いていただくために、順番に、この家には屏風があるので見てくださいというのを番号順に

ふっております。先ほどの大原邸を1番としております。そして2番目で、ここには屏風は飾ってないのですが、このあたりの中核的な銀行であります中国銀行発祥の地がここにあります。この石造りの中国銀行も、ご協力をいただきまして、今日と明日は銀行が休みでございますが、開けて中を見ていただけるように準備して、お待ちしております。

ここを曲がっていただきまして、ゆっくり歩いていただき、それぞれのところに番号をふって、そしてどの屏風が良かったか悪かったかは、皆さんのご批評にお任せいたしますが、それぞれがわが家のおひろめ祭り、わが家に伝わった自慢の品々ということで、それを飾っておりますので、屏風に限りません。3代続いた嫁入りの着物を飾られているお家もあります。そういう催しであります。

<スライド>

これは、この裏側に、それに伴いますいろいろなことを企画いたしました。着物を着て歩いてください。着付けは無料です。あるいは、この民芸館でもこんなことをやっています。そして実は、倉敷美術館では「良寛一生誕 250年記念」ということで、木村家伝来の良寛作品など、秋の大きな行事をっております。

さらに、有隣荘のご紹介をいたします。これは、大原家の別邸でございます。一名「緑御殿（みどりごてん）」と呼ばれる、非常に建築の粋を集めた建物であります。通常は公開をいたしません。この中を見ることも非常にまれでございますけれども、ここを第1回の屏風祭から、大原家の協賛で特別に秋のこの時期だけ開けるという催しが続いております。これは有料でございますが、人間国宝・芹沢銈介とい

う染め物作家の作品展を併せてやっております。

<スライド>

これが古いまちなみでございます。通常は2,3人の方がぼつりぼつりと向こうのほうへ見えたり,こちらへ見えたりですが,本日はこういう状態になっております。

<スライド>

次に,これもその風景であります。ここに森田畳店とあります。ここは職人のまちでありました。この向こうには桶屋さんや,提灯屋さんがこの向こうにございます。実際に私の子どもころには桶屋さんで,トントコトコやっている風景を覚えております。さらにこちらのほうには,おまんじゅう屋さんもあるという,そういうふうなひとつのノスタルジーを私たちは今,再現して楽しませていただいております。

<スライド>

ずっとこの連続的な風景であります。実は,家によっては,中を見ようとしましても,10人,20人とずっと待っておられまして,なかなか屏風が見られないということが起き始めました。これもひとつの典型的な例でございます。中に入っている屏風を,私も見ていないのでよくわからないのですが,本当に町家ですので狭いお家もたくさんございます。「うちには,ご先祖のひいじいさんか,その前かよくわからんのだけど,屏風があるよ」という家は,このようなことをして玄関を飾っていただいております。

<スライド>

これはお祭りの日の,このあたりの風習であります「千歳楽」,これがこの細い通りをうねり歩きます。この人通りのなかをかき分けて歩くお祭りも,この屏風祭が復活しましてから,こういう人通りになります。

した。それまでは,実は人のいないところでみこしを担ぐと,これはさみしいと言いながらやっておりましたが,今はこういう状況になりました。

<スライド>

これは,大原家が一昨年に展示した屏風であります。今まで私たちも見たことのないものが,今順次大原家から表へ出てまいります。これは後ほど油絵作家に転出しました,岡山県の作家赤松麟作さんと,2名の方の共作で,「天女」と「天と地」を書いたものというふうには伺いましたが,どうもそこらあたりが詳しくございませんで,申し訳ありません。今年はまた違うものを展示しております。

<スライド>

これは,この屏風祭に出てびっくりしたのですが,どうも江戸時代よりさらに前,南北朝期に書かれた鷹之図であろうということで,奈良県立博物館のほうで鑑定に入っているというふうにも聞きました。こういうふうな珍しいものも出てまいります。

<スライド>

大正期の美人画ですが,こういうふうなものが順次展示しているというふうにご覧くださったら結構でございます。

<スライド>

これも,このお家に伝わったものということで出ておりますので,私も内容がよくわかりませんが,こういうふうな行事でございます。お時間がありましたら,ぜひ散策を含めて,お歩きいただきたいと思えます。

この倉敷のまちには,古い家を取り壊さないで再生をするという設計者がおります。「町家再生」と申します。表のたたずまいはそのままにして,そしてさらになか

の1本1本のはりや、それから柱を、あるいは壁を、ほとんど現在も、本当に古いものですが、これを再利用しながら、町家の家のなかは近代的な現代に合う生活空間に切り替えてしまうというのが、私たちの仲間にあります。この中村とも非常に仲良くしているのですが、彼が再生をした町家が、このまちのなかに点在しております。これも説明よりは、どうか倉敷の町家も再生するとこんなになるのだということ、また見てお帰りいただければというふうにも思います。

だいたい予定した時間で、以上でございます。大変つたない説明で申し訳ございませんが、どうかあとあと、倉敷のまちをよろしく願いいたします。ありがとうございます。

「倉敷屏風祭」一質問・意見交換



(司 会) 地元の私が言うのはちょっと気が引けるのですが、本当にいい発表をしていただいたと思います。先ほどお断りしましたように、今日大忙しの屏風祭の現地に、もうすぐ帰らないといけません。どうしても、本人がいるあいだにこれだけは聞いておきたいというご質問がありましたら、どうぞ遠慮なく手を挙げてください。私は「どうしてもこれだけは」という言い方をしました。それほどでなくても、「これは聞いておきたいわ」というのがありましたらどうぞ。はい、どうぞ。

(岩 手) 岩手の者です。この屏風祭が行われている場所は、この阿智神社のあれを中心に。

(岡) はい。

(岩 手) あれでも地域が一緒ですが、このまち全体としては、この屏風を持っているお

宅もたくさんあるのでしょうかね。

(岡) はい、ございます。それについても一部書いておりますが、協賛展示というふうにはちょっと数件、20件ばかりあると思いますが、これが今の会場としたこのまち、それ以外のところで屏風があるか、「この日に合わせて飾るよ」というお宅は、協賛というかたちを取らせていただいて、展示されております。

(岩 手) はい、ありがとうございます。

(司 会) ありがとうございます。ほかにどなたかいらっしゃいましたら。はい。ぜひマイクをお使ください。こちらに聞こえるだけではいけませんで、後ろの人に何を聞いているのか。

(福山市1) 恐れ入ります。実はですね、有名な裸祭りがあるのですよ。立派な、大きな裸祭りが。ありますよね。何か、もっと離れたほうでしょう。

(司 会) 西大寺という。

(福山市1) 西大寺だ。あれはどのような。この岡山での取扱いいますか、復興といえますかね。これは関係ございせんか、このまちと。

(司 会) はい。お隣の岡山市の、さらに言えば合併する前の西大寺市という、その祭り、これは詳しいことは存じません。あれも結構にぎわっておるようで。ただ一晩だけです。

(福山市1) 私は2回まいりまして、非常に激しい競り合いを拝見したわけでございますけれども。

(司 会) 参加なさったわけじゃないですね。

(福山市1) いや。

(司 会) あれはすごいですね。本当に裸の群れで上から水をまいたらぎあっと湯気が立ち上るというくらい。

(福山市1) わかりました。

(司 会) はい。

(福山市2) ついでに結構でしょうか。ここへ参加するために、ステーションからタクシーに乗りました。今発表なさいました「屏風祭というのはどこであるのですか」「どういうんですか」という問いかけしました。したら、あまりにもこう、詳しくなくて、「どれくらい続いているのですか」と言ったら、「もう何百年前ですわ」「古いもんですわ」と。「どこらへんでしょうか」と言ったら、「この向こうのほうです」いうようなことで、わずか5分ぐらいの縁でございましたので、同乗者が案外冷たいなど。委員長さんのほうでは、「心を込めて出会う、にっこりして別れようじゃないか」と。「人づくりだ」というあたたかい言葉をちょうだいしましたが、まだまだ、一番宣伝になるのは、口コミなんかで、ハンドル持っている人かなと思いつつ、ひとときを過ごしました。

(司 会) そうですね。

(福山市2) 失礼申しました。

(司 会) いえ。貴重な……。

(福山市2) それから福山でございますので、3月のひな祭りに、鞆町、鞆の浦、あそこの民家でこういったものもやっております。

(司 会) ぜひそれはあと、うちでもこんなやっとなるぞというところで、詳しくご説明いただきたいと。

ちょっと、さっきの方が、運転手に聞いたら「ようわからん」なんて、冷たいという印象を受けられたようですけど、冷たいのではなくて、知らなかったから、答えようがなかったと。

頭の端に、200年ほど前にそんなのやっていたというのが、記憶が残っていたから、そう申し上げたのでしょう。でも、おっしゃるとおり、タクシーに乗っての印象というのは、そのまちの印象を決定づけます大

きな要素だと思いますので、ぜひこれからは、次第にそういうところでも知っていただくように、働きかけをしていきたいと思っております。ありがとうございました。

(福山市3) いいですか。さっき岡さんから話をお聞きいたしまして、倉敷は何か冷たいところがあるということをおっしゃいましたが、私は、福山でございますけれども、そうおっしゃれば、そういうことを感じましたね。確かに冷たいような。いやいや、いいことをお聞きしまして、いいところをつかんでおられるというふうに拝見いたしました。ありがとうございます、どうも。

(司 会) ありがとうございます。今のご質問、ご指摘、うれしいような悲しいような。でも、気をつけてまいりましょう。ほかに。はい。



まちづくり分科会 会場内の様子

(花巻市1) 岩手の花巻から来ました。今日は楽しいお話をお聞かせいただいて、ありがとうございます。最後に「まちづくりは人づくり」と、ポンと最後に言葉を残してくださったのが、とても印象強かったのですが、数人の商工会の方たちがスタートなさったとおっしゃいましたが、その発想というか、それは素晴らしいなと思いました。それを現実にこういうふうに屏風祭にするまで、それこそ「まちづくりは人づくり」といった、その人づくりをどんなふうになさって、地域の方

を巻き込んで、素晴らしいお祭りにしたかを、ちょっとだけヒントを教えてくださいなればと思います。

(岡) この中村くんがひとつの代表的な例であります。このまちのなかで、彼は東町というこの地域に住んでおります。そして、やはりまちのことに関心は持っておりました。でも、関心もありましたが、その関心も高さがゆえに、あるいは不満もたくさんありました。でも、ある意味で言えば、そのまちを思う気持ちは同じであります。「みんな手をつなごうや」というところから始めたわけです。

20万人の人がおりましたも、じゃあ、まちづくりならまちづくりに持って行って、一生懸命な時間と、そして労力を出せる人というのは、おそらく200人ではないでしょうか。ひょっとしたら100人ではないでしょうか。

そして、その思いを持った人間がいかにか手をつないで、そしてそれぞれの自分の思いを実現するように努力を。あと考えることは、私は一緒だろうと思います。そのそれぞれが、ネットワークをつくり、そして手をつなげば、それが5人なら5人の集団、また5人の集団、3人の集団がまたそれぞれ手をつなぐ。私はそれが人づくりだろうというふうに思いながら、今やっております。

(花巻市1) ありがとうございます。

(司会) はい。それでは岡さん、向こうはテレビ局なんかがお待ちでしょう。どうぞ。ありがとうございます。

それでは、次の倉敷町家トラストの中村さんから、ご発表をお願いいたします。

「倉敷町家トラスト」 —倉敷美観地区の現状と問題—



(中村) こんにちは。倉敷町家トラストの中村です。先ほどもいろいろ名前が出てまいりました。屏風祭の最初の12人衆、何で呼ばれたかと言うと、さっきも話がありましたように、屏風祭をやる町内で会って、それでいろいろいちゃもんをつけていたので、こいつは、いちゃもんをつけるぐらいならやるだろうということで、たぶん呼ばれたと思います。

そういうこともありまして、実は岡さんなんかとのつながりがありまして、商工会でいろいろまちづくりをやっていた最中に、東町・本町あたりに空き家はないかと。随分前に、外から来られる方に空き家を提供したいのだという話があったのです。それがあって、実は自分のまちを調べました。そうすると、実は表通りではない裏通りに空き家がいっぱいあった。それが大きなきっかけになったかもわかりません。

<スライド>

私たちはNPO法人格を取ってしまして、町家トラストは、もうこのひとことで活動を進めていこうというふうに思っています。「まちに灯をともしていこう」と。まちに灯をともしのはいろいろな仕組みがあると思いますが、この言葉でいろいろなひらめきが、たぶんそれぞれの方に、今もう既に「あ、私のまちではこんな灯をともしよう」というふうに思われたと思います。そういうわかりやすい言葉で、市民の方々に参加していただきたいということで、こんな言葉を考えました。

<スライド>

さっきも、まちの映像が出ましたけれども、ざっと美観地区というのはこんな状況で、ぼろぼろの家もあれば、美しいまちな

みもあり、路地もあるということです。

<スライド>

現状はどうなっているかということで、倉敷は昭和の戦災を逃れまして、貴重な景観が残っていました。昭和23年に、まちの人たちが、この景観はたぶん残さないといけないだろうというふうな思いを持ったようです。私たちよりも二代ぐらい前の方です。その先見の明は素晴らしかったと思います。たぶん戦争がなければ、どこのまちも倉敷のような風景が残っていたにもかかわらず、戦争があったおかげとっては何ですけども、それで戦災を免れたからこそ残っていた。それを、「いや、これは貴重だ」ということでやられた人たちがいました。それがきっかけでした。

あとは行政の方々の努力もしていただきました。今まではどちらかというと倉敷のまちは行政が主導でまちなみの景観保全がされてきました。

<スライド>

今ご覧のように、これは東町のまちなみです。表通りは、かなりきれいになっています。

<スライド>

ただ、ちょっと裏のほうに入りますと、これは美観地区の表通りの裏側です。向こうの山がさっきの阿智神社のある鶴形山ですが、こういう近いところに廃屋、空き家、不在の家がたくさんあります。それをどうしようかということで、私たちの運動が進んでいるのですが、たぶん表通りを歩いていてもわかりません。美観地区はこういう細いすき間の奥に路地があります。そこに生活の場があるのですが、実はこの奥にも空き家がいっぱいあるわけです。

<スライド>

これが入ったところですよ。ずっと入って

いくと井戸があって、たぶん井戸端会議をやっていたのでしょう。これはもう空き家になっています。人影は少なく、何人かは住んでおられますが、どんどんまちのコミュニティが壊れていっています。

<スライド>

それと同時に、これは鶴形山の北側、駅のある方面の風景で、見ておわかりのように、ある程度昔のものは残っていますが、無秩序に景観がつけられている状況があります。おそらくどこのまちも同じだと思いますが、鶴形山を境にして、北側は無秩序な景観があり、南側は条例があるからこそ守られていた倉敷の美観地区があるのです。

美観地区はそういうふう守られてきましたけれども、実際まちなかはこういうふうになっているかと言いますと、倉敷河畔のお土産物屋があるところはほとんど人が住んでいません。今日は屏風祭の話が出ましたが、屏風祭をやっている表通りの地域はほとんど人が住んでいます。裏通りに空き家があるということですが、そのまちがどうなっているかと言うと、どこのまちも同じで、中心市街地は人口が減っています。そして高齢化をしています。

その結果、コミュニティの形成が難しく、もう風景も変わっていっています。美観地区では、もう子供会がないような状況になっています。そして実は、高齢化率は17%以上(※)です。岡山県でいうと、中山間地域と同じ高齢化率です。どこのまちの中心市街地もよく似た状況だと思います。

<スライド>

そういうところから、私たちの活動では空き家を何とかしようというふうになってくるのですが、実は倉敷には特殊な事情がいろいろあるのです。一般的には、経済

※訂正:倉敷市伝建地区の高齢化率について、17%は誤りで、正しくは約38%。17%は一般的な中心市街地の空家率でした。

的な理由があって、なかなかまちを直せない。団塊の世代の人たちが外へ出て行き、高齢者ばかりになっているということ。それから、その方々が亡くなることで、空き家になり、相続者が外に行く、もしくは複雑な相続関係があってなかなか直らない。それともうひとつ倉敷の特殊な事情は、土地を持っている方と家を持っている方、それから住んでいる方がそれぞれ違うことで、なかなかうまく再生ができていないところが残っている状況です。

きれいに直ったのはどういうところかという、行政がお金をある程度出した、それから個人で余裕がある、それから企業が買収をしてきれいにする、そういうところは直っていきます。そうではないところは、さっきのような理由でなかなか進まないということです。それから裏通りが進まないのは、誰かがやってくれるだろうと思っている節があります。

先ほどのお話で、団塊の世代が出ていったということですが、僕がもうほとんど一番若い状況ですけれども、僕たちのまちも戦後はぼろぼろになった家、あの小さな家には実は5家族が住んでいました。私の同級生も2家族いて、6畳1間に1家族が住んでいた。それはたぶん戦後、どこのまちでもそういう状況があったと思います。

そして20年後に子どもたちが出ていき、その後40年ぐらいたっています。今まちのなかではもう高齢者しかなくて、もう亡くなったらもうそのままになっているということですが、そこから先、30年後を考えたときに、ではこのまちは、どうしていくのだろう。誰がこのまちの景観を保全していくのだろうということ、何人かの人たちが、どうするのだ、こうするのだというようなことを、ここ何年かは言って

いた状況です。

そのような状況がありまして、まちづくりを何とかしようという気運は全国どこにもあったわけですが、誰かがやらないとなかなか進まない。私たちは、思いが集まるということで、いろいろな人に声をかけながらやっという人たちで集まっていますが、倉敷の美観地区というのは、たぶん普通の場所ではなくて、市民はもとより、国民の誇りではないかと思っています。特に私は美観地区に生まれたので、これは一種の宿命だというふうに考えています。岡さんや倉敷のまちづくりのいろいろなことに影響を受けながら、変なことを言いますが、天の声のようなかたちで、「おめえがやらにゃ誰がやるのだ」というような声が降ってわいたのです。これは言い換えると、天の声ではなくて、おそらくまちにいるみんなの声だったというふうに思っています。みんなが思ったのですが、じゃあ誰がやるのかということで、今回テーマにしていますが、誰が灯をともしのかということで、取りあえず手を挙げて、思いのある人たちに少しずつ声をかけたらこんなことになっているというのが現状です。

<スライド>

誰がまちに灯をともしのか —町家の再生と利活用—



「まちに灯をともしよう」ということで活動しています。そして、NPO法人ができるわけですが、私たちは町家の再生と利活用を進めながら、いろいろなことをたらたらやっというということで、町家に灯をともしこと、それこそがコミュニティの活気を取り戻すことではないかというふうな思いで活動しています。

<スライド>

今までどんなことをやったかと言うと、今1軒直しています。チラシの左側のほうに「町家の再生第1号」というのがあります。これは今日の屏風祭を終わって、もう1カ月ぐらいしたら完成をするものがあります。第1号ということで、町家の再生をやっています。その町家をどんなふうにしていくかというのは、場所が非常にいいので、独り占めにしてもいいのですが、みんなで使っていただくということで、町家の体験施設にします。

「One day賃貸」ということで、一日一日いろいろな方にお貸ししようと。食事は出さないけども鍵を渡して、一日その町家を体験していただいて、町家を暮らすように体験していただきたいというふうな、町家の体験施設にします。

それとともに、伝建地区、その周辺の町家の調査をしています。約1千軒の町家の調査をしました。1割ぐらいが空き家の状態になっています。これからは、空き家になったところを相続人や持ち主に話をし、それをどういうふうにしていこうか、まず意思の確認をして、貸してもいいところがあれば、順次いろいろなかたちで、私たちの活動の思いを込めたいというふうに思います。

情報発信もホームページでやっています。ホームページのほうは、かなりしっかりしたものができています。パンフレットのなかにアドレスを書いていますのでご覧ください。

<スライド>

それとともに、先ほども話が出ました「人づくり」ということで、人材育成もやっています。これはたまたま、先ほど話が出た建築家の方が「倉敷再生塾」という、35歳までの方に「倉敷のまちで何かやろ

うや」ということで塾を開いていまして、そことコラボレーションしながら、私たちの活動を進めています。

それと、町家をどういうふうに直したらいいかという古民家再生は割と敷居が高いので、なかなか相談ができない。「相談しちゃったら建てにゃいけんのじゃねえか」というようなことがあります。NPOなら敷居が低いので、気軽に相談していただけるのではないかということで、町家の相談窓口やまちづくりの講座をやっています。

<スライド>

これが今年やったものです。別府のオンパクという仕組みの講座をやりました。

<スライド>

これは京都の町家の研究会。これは京都の町家再生は一步も二歩も進んでいますので、そういう人たちの話を聞きました。

今見せた二つは、実はエル・グレコというところと倉敷民芸館、これは両方とも民営のものですが、なかなかこういうところで講演はさせていただけないのですが、私たちが「貸してくれ」と言うと、まちづくりをやるということで、まちの人たちが非常に好意的になっています。以前とは随分まちのなかが変わってきていまして、なかなか貸してくれないのですが、「じゃあ使ってくれ」と、そういう協力がまちのなかに芽生えてきているというのが倉敷の状況です。

<スライド>

私たちが直そうとしているのはこれで、今ここへ行かれたら、もうあの姿はありません。新しいものになっています。

<スライド>

これが直す前の家で、今こんなふうになっています。外はできるだけそのままにし

たいというのはなぜかと言うと、ここに建っている建物の記憶が残っているだろうということで、できるだけそのままの形で残したいというふうに思います。ただ、中は今の暮らしですから、やはりいすの生活が多いので、畳の間もあります。そういうモダンな生活ができるようなかたちで、新しい民家・町家ということで、皆さんに体験していただくというふうに進めています。

<スライド>

NPO法人でこの家をつくるときに、お金もかかるのですが、せっかくの機会だから、まちの人たちやいろいろな人たちとコラボレーションしながらやっていると、よくあるやり方でボランティアと一緒に作業をしました。ここは高台にありますので、普通に建設すると、おそらく1.5倍から2倍ぐらいかかるところを、何とか経費を抑えようということで、ボランティアの人たちに瓦を運んでもらい、土壁を塗り。

<スライド>

この土壁も古民家再生の方法だと、壊したときに土を残して、混ぜながら入れて壁を塗ると、より強いものになるということで、女性の方や、近所の人やNPO法人の会員の方と一緒にやりました。

<スライド>

これは女性。近所の子供会にも声をかけてやってもらっています。

<スライド>



事例発表 NPO法人「倉敷町家トラスト」
代表理事 中村 泰典 氏

小さな家にこそ灯をともしたい —コミュニティの活気を取り戻す—

もうひとつ大切なことがあります。「小さな家にこそ灯をともしたい」というふうに思っています。倉敷は表通り、大きな家はかなり直りました。ただ、さっきも言いましたように、いろいろな状況で直らないのは、やっぱり小さな家であり、普通の市民の家です。その家が壊れていくということは、たぶんコミュニティがどんどん壊れていくということで、私たちはできるだけ、小さな名もない家を少しずつ直していこうということで、「小さな家にこそ灯をともしたいな」というふうなことを念頭に置きながら、活動をやっています。

それともうひとつ、灯をともすことでひとつ成果が出たのは、地域に「伝建地区を守り育てる会」というものが同時期に設立されました。その団体の事務局長もやっているのですが、私がいろいろな会に入っていることで、コラボレーションしやすくなっています。町家トラストが「灯をともす」ということを言っていることを、守り育てる会で、「夜間、門灯をつけてください」ということを言っています。案外最近では、門灯がついていません。「門灯をつけてください」ということを言いましたら、今夜見ていただいたらいいと思うのですが、本町・東町は、かなり門灯をつけてくださるようになってきました。

門灯をつけるときに、JRの倉敷駅に最終電車が着いて、その家の前をとことこ歩いて家に帰るまではつけておいてくださいと。そういうことをやりましょうよということで、皆さんにお願いしたら、かなりの数、門灯をつけてくれました。この家はたまたまヤモリがいるというところですけど。

<スライド>

うまく写真が撮れないのですが、こんなふうに点々と門灯と防犯灯がつきだしました。防犯灯は味気ないです。門灯というのは、やっぱりその家が意思を持ってつけてくださっているので、たぶん灯の質が違いますし、まちの安心・安全という意味では、こういうことのほうがいいのではないかと思います。

<スライド>

もうひとつ別のことですが、これは伝建地区のそばのアイビススクエアというところに、こういう看板がありました。

<スライド>

それがなくなったわけですね。これはトラストがやったわけではありませんが、まちの人たちが、この倉庫を改装しようと思ったときに、なぜか自分のところがもうかるにもかかわらず、取ってくださるというようなことが、倉敷のまちでは起こっています。それもたぶん、まちづくりの活動が、あれやこれややっているなかで、多少は何かしようかなということを感じてくださったのではないかというふうに思います。

また、いいことばかりではありません。これは活動のことですが、実はさっき話をしました伝建地区という条例があるなかは、建築物の規制はあります。私たちが町家の調査をしたときに、その条例のないところは、無残なかたちになります。実は空き家は少なかったです。なぜかと言うと、空き家になったら倒して駐車場にする。駐車場がまとまればマンションになると。そういう状況が起こっています。これでいいのかということで、倉敷市は景観計画をやっていますけど、このあたりをちゃんと進めないと、非常に無秩序なまちの景観がで

きていくのではないかというふうに思います。

福山は福山で、たぶん鞆の浦の大変な問題を抱えていると思いますけども。

ということで、ちょっと時間をオーバーしたのか、ちょっと覚えていませんけれど、まちにとにかく灯をつけていこうということです。課題があるわけですが、大きな課題は下のほうです。お金が足りないのです、なかなか次の物件が直せないのです。

<スライド>

これは余談ですけども、昭和17年、伝建地区の東町の風景です。

<スライド>

これが今の風景で。

<スライド>

この家がああいうふうになったのですが、実はこの家が私の家で、実は昭和26年まで茅葺きの家でした。そういうのが倉敷の町なかにはありました。実は私、昭和26年生まれで、生まれる前におやじが壊して、実はさっきの写真が、この新しい家を建てたあとに見つかったので、自分の家が茅葺きの家だったとは知らなかったのです。

昭和30年代に倉敷のまちなかにもかなり茅葺きの家が残ってしまっていて、実は伝建地区内にも、調べた結果、2軒、茅葺きの家がまだ残っています。たぶん、皆さんが歩いても見つからないとは思いますが、そういう状況です。

<スライド>

僕は一番残念なことがこの写真なのですが、これが昭和37年です。大原美術館の上から西方面を見た写真です。これは今、伝建地区でも何でもありません。今の風景は映し出しませんが、今は無残にビル群が建ち、道路ができ、どんどんコミュニテ

イが壊れていっています。これがあれば随分前に、世界遺産に名乗りが上げられていたのではないかと思います。

つたない話ですけども、以上で説明を終わらせていただきます。

倉敷市行政の美観地区への対応



(司 会) ありがとうございます。ここですぐ質問を受けたいのですが、やはりお話を伺っていて、ここに至るまでの背景という流れを若干ご説明しておいたほうがわかりやすいと思います。

私は行政にいた人間ですが、倉敷のまちが観光的にも脚光を浴びたのは、もうご承知のとおり、太平洋戦争でほとんどの都市が戦災で焼かれてしまいました。山陽線沿いの主なまちで、焼かれないで残ったのは倉敷と広島県の尾道ぐらいで、あとは軒並みやられてしまった。

そういうときに、今の文化庁ができる前の文化財保護委員会、当時の担当課長がおみえになって、私がまちなみを案内したことがあります。そのときに、今までの文化財保護というのは、ひとつの建物を屋根から外観から内部に至るまですべて厳しい規制を敷いて、そのままに残していく、これが今までの文化財保護でしたと。今度、この倉敷のようなまちなみぐるみ残したいということを今、考えているのだと。その場合、現代生活を営んでいる住民がなかにはいらっしやる。中はお自由に改造してくださって結構、ただし外観はそのまま残してほしいという、そういう制度を今考えているということを話されました。

それから10年たって、今の伝建地区、伝統的建造物群保存地区という制度ができました。ですから倉敷のまちは、その区域内の建物はきっちり法律で守られるよ

うになりましたが、それ以前何回かピンチがありました。市独自で伝統美観保存条例をつくりましたけど、非常に拘束力がない。その区域内の建物に手を加える場合には、行政に届出しなければならない。要するに届出制で、そのときに行政指導をする。「いや、うちはどうしてもこれで建てたい」と言われたらどうすることもできなかった。

そういう弱い条例があったころ、向山という倉敷のまちなみの背景にある東側の山のとっぺんに、10階建てのホテルができるという計画が持ち上がりまして、当時、私は企画部の次長をしていました。民間の開発行為はまず企画に届けるという立場にありましたから、すぐにわかった。これは危ないと。これを計画通り建てられたら、倉敷のまちなみの背景に山がある、その上に大きなホテルが建ってしまう。気になることがあるから、ちょっと調べさせてほしいということで、現地に同じぐらいの幅と高さのアドバルーンを上げて観測したら、5階から上が丸見えと。そして、その写真を撮り、切り抜いてこんなかたちになると。「これは、まずいからやめてくれ」と言う、「これの何がまずい」ということになって、それから苦しい闘いが始まりました。その区域内、伝建地区ができるはるか前、伝統美観保存条例のその区域内でさえ、届出すればオーケー。それなのに、それをはるかに超えた山の上に来たものは、何としてでもその計画を崩したいと。それをやられたら本当に、倉敷のまちなみの景観は根こそぎ損なわれてしまうということで、そのときを第1回目として、私は辞表懐に随分頑張りました。

それから二度目は、今度はまちなかにいくつか、ちょうど全国的に開発ブームが起こっていたところで、どんどん高層建築物が

建てられ、函館あたりも、大切なところが景観台無しになったような例がたくさんありましたけども、それもちょうど私が助役のころでした。何としても食い止めたいものがありまして、実は法律に基づく、建築基準法という法律で建ててよろしいという許可を出したあと、それよりはるかに弱い市の条例で、その条例を根拠にして、「待ってくれ」と言う。もう無理を通り越して無茶でした。でも誠心誠意お願いして、その家の人が聞いてくれまして、背景保全条例というのでできたのですが、それがきっかけになって、建設省のほうも景観ということを考えなければいけないということで、現在の景観三法につながっているということを知っています。

先ほどの中村さんのお話でも、今までは行政がとにかく頑張ってきた、今は住民サイド、これが一番いい流れのような気がします。法令的なことはだいたい段取りができた。あとはまちなみのなかの、その1軒1軒に中村さんのような人がおられて、魂を込めてくれていると。さらにさっきの屏風祭のような催しも復活したということで、いい流れになっているなど。これからは、住民の方々の力をぜひ借りたい。今、そういう思いであります。余計なことを申しましたけども、そういう流れできているということをご理解いただくために、あえて補足いたしました。

それでは、今の中村さんの事例発表につきまして、何かお尋ねがありましたらぜひどうぞ。今の私のしゃべりが堅かったのかな。特になければ、次の話し合いに入りたいと思います。そのときに、またいろいろとお尋ねもいただくことにします。

実は、残されたこれから12時半までの間に話し合いをしていただくわけですが、

私はこう考えております。話し合い、討議というのは会議ではないと。したがって、あえて結論を出す必要はないと。会議の場合は結論を出すのが目的ですから、どうしても最終的には結論を導き出す必要がある。でも、討議という話し合いの場では、その経過が大切なので、自然に結論が導き出されることもあるでしょうけど、あえてそれを出す必要はないと。「ああ、そんな考え方もあったのか」と、「ああ、そういう例もあったのか」ということを知るだけでも大きなプラスだと思いますので、これからの話し合いは、あえて結論らしきものは出さずにいきたいと思います。

平たく一般的にものを考えるときに、「誰が」「何のために」「何をする」というふうに分解して考えてみました。まちづくりの場合で言いますと、まちづくりの主役は誰か。それから、「何のために」というのは、まちづくりの目的ということになりましょうか。「何をする」というのは、今、事例を発表していただきました内容そのもの。

まちづくりの主役に関しては、今日、聞いていただきました倉敷の二つの事例は、完全に住民です。住民が自ら立ち上がって頑張ってくれたということで、行政はむしろあとからその恩恵を受けているという、そういう立場です。しかしまちによっては、行政が頑張って住民の人を引っ張ってという事例もきっとあると思います。それも、どちらが正しくてどちらが間違いということは言えませんが、やはり住民がその気になって動いてくれる。これが一番強いと思いますが、まちづくりの主役は誰か。そして、まちづくりの目的。先ほどの岡さんのお話では、地域を知ってもらおうということで始めたのが、そのままその地

域の活性化につながったという、そういったケースもございます。地域の活性化が目的、あるいは魅力度のアップが目的、あるいは経済的なプラス、それが狙いの場合もありましょう。そういったことを、順番にということではなくって、ひっくるめて、これからお話し合いをしていただきたいと思います。

助言の三輪先生、今までのところで、何かご助言いただくことがありましたら。



(左)助言者

計画哲学研究所

所長 三輪 真之 氏

(右)司会者

倉敷市民憲章推進協議会

会長 室山 貴義 氏

各市の取り組み・問題点

—小さなことが、何かを見えるようにしてくれる—

(三 輪) それでは、ほんの少しお時間をちょうだいしまして、今までのお話をお伺いした感想といたしますか、これからの討議にいくらかご参考にしていただけるかと思うようなことをちょっと申し上げます。

それはどういうことかと言いますと、今、室山さんのほうから、市民憲章とまちづくりというようなことを念頭に置いて、誰が何のために何をやるのだろうか。そういった観点で貴重な時間を過ごしていきましようというようなご提案があったわけですが、実は申し上げにくいのですが、そのような討議とか議論がうまくいくためには、やはり関心がそのことにしっかりないと無理ですよ。これは、今日来て

おられる方々、地元といいますか、それぞれの活動の場でお感じになっていることだと思いますけれども、多くの方が強い関心を持っていただいて、一生懸命頭を使い、知恵を出し合おうという態勢になっていれば、何も問題ないと思います。

ところが実際はそういう状況になってない。そのときに、先ほど中村さんが言葉として、「灯をともし」という表現をされたのは、非常に示唆に富んだ言葉だと思います。

それで、ちょっと例えが悪いかもしれませんが、私はご覧のように眼鏡をかけておりますので、初めて眼鏡をかけたときの印象、あるいは初めて子どものころに虫眼鏡を与えてもらったときの記憶、初めて顕微鏡をのぞいたとき、いろいろな思い出を皆さんもお持ちかもしれません。そのことをちょっと思い出していただきますと、あることをきっかけに、劇的に世の中が変わって見えるということがあるわけですよ。それで大事なことは、だいたい何かが見えるようになると新しい世界が広がりますし、素朴にうれしいのですよね。何かうれしくなると、何かいいことをやってみたくなるのですよね。それがおそらく人間の本性だと思います。

したがって今日の屏風祭も、中村さんがおやりになっている民家の再生なども、言ってみれば、日本や世界というような言い方をすれば小さなことかもしれませんが、間違いなくそういったことで何かを見えるようにしてくれていると思います。そういう目でものを見ると、さっき室山さんがおっしゃった、本来誰がこういったことをやるのだろうかとか、何をするためにこんなことをやっているのだろうかということが、非常によく見えるようになると思います。

ます。

実は私が市民憲章の研究をしている一番大きな理由も、市民憲章というものがいろいろなものを見せてくれる。私のホームページでは「光」という表現をしていますけれど、いろいろなことを見えるようにしてくれるものが市民憲章だと思っています。

したがって今日のご議論も、最終的にはやはり市民憲章がベースにあってほしいとは思いますが、今日ご発表になった事例が、いろいろなものを考えさせてくれる。正しいものの見方というか、本来好ましいまちというものはこういうものじゃないかというようなところへ目を向けさせてくれる。そういった観点からご議論が発せるとうれしいなと思います。以上です。

(司 会) ありがとうございます。それでは残された時間、話し合いに入りますが、先ほど福山の方が、輦の事例をちょっと紹介してくださいました。もうちょっと詳しくその話を聞かせていただけませんか。

各市から一輦の事例（福山市）

(福山市 4) 傍観的で無責任な発言と思いますが、ちょうど隣のまちということで、新聞紙上等でも住伝建の問題と、あるいは公安の維持・改良はいますか、そういう点で随分、古いまちなみで問題になっておりますけども、古いだけに、民家にいろいろなものが残っていると。それを皆さんにひとつ公開しようじゃないかというのが、何年ぐらい前でしょか。

(司 会) 最近特に……。

(福山市 4) 数年くらい前ぐらいから、各家の軒先に、おひな祭りのおひなさんですかね、そういったものを飾っていると。

(司 会) おひなさんですか。

(福山市 4) はい、そうでございます。3月のね。

(司 会) 輦は昔のまちで道路は狭いし、通りにくいから新しい橋を架けるとかで、その反対の声も上がって、大問題になっているということを、前、新聞記事で見ましたけども、あれはまだ進行中……。

(福山市 2) まあ進行中でございます。先ほどちょっと触れたのですが、あまりこう、言える立場ではないし、行政、あるいはまた地域住民のおおかたの方は、現状の生活の不便さというのは考えてほしいという願いはありますけども、片や大変な文化遺産を守っていこうじゃないかということで、ジレンマに陥っているというのが現状です。

(司 会) そうですね。はい、ありがとうございます。ご参加の他都市の方で、うちにはこんな事例があるよと、聞かせていただく事例がありましたら、お願いします。

各市から一市民憲章推進協議会と町内会について（高知市）

(高知市) 高知市の野崎です。今、司会者の方から事例ということでございましたが、その前に、実はこの組織問題で、ひとつ助言者の皆さんも含めて、助言をいただき、ご討論いただいたらと思いますので、時間をいただきました。と申しますのは……

(司 会) 組織というのは、市民憲章の。

(高知市) はい。というのは、分科会という方法が、組織ができて初めて企画をされたということで、「まちづくり」「市民憲章」「環境問題」というような三つの分科会で、どこへ参加をしようかと迷ったわけですが、私は高知市の町内会連合会の会長を8年ほど務めておりまして、現在、高知市は人口 33 万人、町内会自治会の組織数が、

1千を超えます。そういうことで、組織運営に非常に苦勞しているわけですが、市民憲章も同じようなかたちで、市民をすべて網羅したかたちで運営されていると思いますが、予算の大半は行政持ちで行っているのではないかと、こういうふうと思うわけです。

そこで、組織が町村合併によってだんだん減って、加盟数が減っていったと。そこに起因しているのではないかと。高知市の例では、その協賛金の7割、会費の7割から8割町内会が負担しております。だから、行政が合併しようとするとうとうと、市民憲章から抜けるということは、町内会が賛同しない限りできません。そういうふうな組織形態を取っていけば、もう少し全国組織も強くなっていき、運動も活発化するのではないかと。

特に、町内会自治会の場合、結成目標は安心・安全、自分たちの住んでいるまちを住みよいまちにする。これは共通の目標だと思います。市民憲章も同じだと思います。そういう意味で、組織問題について、やはりもう少し検討する必要があるのではないかと。後援団体に、全国自治会連合会の名前が出ておりますが、この関係などももう少し積極的に検討して、どういうふうな運動を分担し合っていくのか。そういうことなどもやはり、ひとつは全体で討議する必要があるのではないかと。

(司 会) わかりました。お一人で、市民憲章の分科会にも参加したい、このまちづくりにも参加したい。そういったお気持ちがあつて、ついその市民憲章の組織のことにお触れになったのだと思います。まちづくりのことで、直接今の問題を議論することは避けたいと思いますけども。あと、市民憲章運動分科会のほうで、その組織に

についてもおそらく話し合いがなされていると思いますので、午後からのそちらの発表をまずお聞きになって。そのときに、そちらの分科会の担当なさいました助言の方からのお話もあると思いますので、それで何かヒントになるようなことがつかめるのではないかと思います。

ただ、非常に心強く思いましたのは、町内会が経費もほとんどの部分を担いでいると。市民憲章の推進協議会にしても。したがって、市のほうが勝手に脱退しろとか、そんなことを言わせないというところが非常に心強く思いました。また後ほどその機会があると思いますので。ありがとうございます。

ほかのまちで、特別に「こういうことがうちにあるぞ」という、聞かせていただくまちがありましたら。指名するのは一番下手なやり方なのですが、こちらからご指名させていただいてもよろしゅうございますか。駄目だったらかぶり振ってください。

この分科会に大勢参加して下さっているのは、さっきの福山さん、それから次の福知山さん。福知山さんは、この分科会はお二人ですか。花巻さん、何か事例がございますか。先ほどはご質問いただきました。

各市から —大迫のひなまつり（花巻市）—

(花巻市2) すみません。岩手県の花巻でございます。先ほど、こちらのほうからも、おひな祭りのこととお話が出ましたが、花巻も2年前に合併いたしまして、こちらとは人口は全く違いますが、10万7千人になりました。その1市3町が合併したのですが、そのうちの1町の大迫というところですが、そこでは本当に昔からの、先祖代々伝わってきて、残されてきてい

るおひなさんが、江戸びなとか、それから残されておりますおひなさんを、各お家で、やはり玄関先から入れていただきまして、奥座敷に飾っておられます。ずっと昔よりは少なくなったのですが、今もずっと続けておられます。

ずっと山あいのまちですけれども、3月には20日間ぐらい展示しております、そちらの各お家でいろいろなおもてなしをしてくれるのですが、ブドウが盛んでワインもつくっておりますので、お茶やワインなども各お宅で振る舞っていただく。そしてそのおひな祭りの期間は、本当にいつもにない山あいのまちがにぎわうというような感じでございます。

そして、国の無形文化財にも指定されておまして、海外にも派遣されておりますが、昨日もお神楽を見させていただいたのですが、「早池峰神楽」というお神楽がありまして、にぎわっているまちでございました。ほんの一部をご紹介させていただきました。

(司 会) ありがとうございます。福山の鞆のひな祭り、そして今の花巻のひな祭りの事例もご発表いただきました。宇都宮さん、何か聞かせていただくことがありましたら。安心していらっしゃる、急襲してごめんなさい。

各市から —宇都宮城の復元（宇都宮市）—

(宇都宮市) 今、お話を聞いていまして、「ああ、いろいろなことをやっているのだな」ということで、まず感心をしました。

宇都宮は、ちょうど昭和20年の7月の12日にB29、120機の猛爆を受けまして、焼け野原になってしまいました。これを復興するのに、いわゆる「宇都宮っ子魂」と

いうものがありまして、現在50万人という中核都市になりました。

今年度、宇都宮城、いわゆる釣り天井の有名な宇都宮城を復元しようではないかというようなことで、復元できました。それをひとつのまちづくりの核にしてやっていったらどうだろうかというようなことで、今、いろいろな方向から検討しまして、進めているというような状況です。以上です。

(司 会) はい、ありがとうございました。今の宇都宮さんのお城の復元は、行政でやっているのですか。

(宇都宮市) はい、そうです。

(司 会) 市民も協力して。

(宇都宮市) ええ、もちろん市民も。

(司 会) はい、わかりました。ありがとうございました。ほかにも。

各市から

—電柱の地中化とまち維持のための相続（石垣市）—

(石垣市) 沖縄県の石垣市からまいりました。昨日、おとといと、私、初めて来たのですが、大変素晴らしいまちで、素晴らしいまちなみだと思っております。

ただ、まわって感じたことは、今の本町ですか、そこも行きました。今日まで、もう3回行きました。道路が大変狭いので、交通も大変激しいわけですね。だから電柱が出ていると。これ、地中化できないかということですね。それをすると道路幅が広がって、景観も全く変わってくるという感じがいたします。

また私の地区にも、竹富島というのがまちなみ保存景観になっています。そこも地中化してあります。それは、大変金がかかりますので、大原会頭が中国電力の大株主だと聞いておりますので、ぜひ中国電力に

働きかけて、やられたらいいのではないかと思います。

まちが冷たいという感じがすると言っておりましたが、私から見ていると、その電柱をなくしたあとにフラワーポットでも置けば、大変生き返って、この華やかさというか、そういう活性化ができるのではないかなと感じました。

もうひとつは、次に大切なのは、このまちを維持するための相続ですね。先ほど出てまいりましたが、この相続。何か、新しく建て替えるのに1億とか2億とかかかるということを聞きましたが、その相続の問題をどうするかということですね。どこでも同じですけど、特にこういうところは高齢化されて、どうするかというのは今後の本当に生きる問題だと思う。そのへんの問題提起があるので、よろしく。感じたことです。生意気なことを言ってすみません。

(司 会) いいえ、とんでもありません。ありがとうございました。事例としては、竹富島でさえ電線の地中化をやっていると。倉敷は「あれ、まだ電柱はそのまま残っている」と、おっしゃるとおりで、今計画が、遅まきながら進んでおります。

だいたい私は、美観地区といういい方は嫌いなのですが、倉敷の人間が外の人に向かって「うちの美観地区」と言うのは、「うちのきれいな娘が」と言うようなもので、どうも気が引けるのですが、まあそれで通っていますので、言わせてもらいます。美観地区の表通りは、電線の地中化はできていますけど、今日・明日、屏風祭を見たいきますと、本町・東町というのは、そのまま電柱が残っています。

私も今までは、そういう雰囲気の中かで暮らしておりましたから、もうまるで不感

症になっておりましたけれども、一回、何かヨーロッパのほうへ仕事で視察に行くことがあって、向こうのまちが非常にすっきりしているという印象を強く持って、どうしてかなと思っていたら、「あ、電線、電柱がないのだ」と気が付きました。

その気で倉敷のまちを見たら、本当にひどいところもあります。もう天空を遮られて、ひどい状態のところもありますが、少なくとも今の東町・本町、あの通りは地中化したいと、行政のほうも考えております。しかし、やはり何年かかかりますので、その間の交通の問題や、お店をなさっておる方々の問題とかもありますし。でも遠からず、その地中化をやることになっています。全部、目に付くようなものは建物の裏のほうに引っ張ってという方式で、やるのならもっと完全なものをやればいいと思いましたが、お金もかかりますようで、ご指摘いただいたそれはそのとおりです。いずれ、今度全国大会を開くことがあったら、もうきれいになっていると思います。

(中 村) さっきの話で。電線地中化は、私が地域の伝建地区を守る会ということで、事務局をやっていますので、そこらあたり、現場にいまして、今年度の後半からアーケードを取り、公民館がある通りは電線の地中化に入ります。ただ、ほかの地域のコンセンサスを取るのは非常に難しいですけども、まあだいたい進んでいくということになっています。

私たちの伝統的建造物群の地域は、観光業者の地域と生活者の地域とに分かれていまして、実は生活者は電柱があっても困りません。何ら困ることはありません。景観という意味では、それは外から見ればそうでしょうが、毎日生活しているなかでは、実はそんなに困らないと。その部分を、

ではみんなで景観のために電線を地中化しようよというのは、なかなか難しいです。特に、生活者のなかの事業者が難しいです。それは、商売をするために、道路を掘り返すということでもいろいろなことがありまして、そこらあたりの意識を高めていただかないと、ということもありますが、ほぼ皆さん、コンセンサスは取れて、これからやっていこうというふうにはなっています。

それから道路が狭いので、地中化が非常に難しいということもあります。

それともうひとつ、相続の件ですけども、私たちも町家トラストを動くうえでは、資金が潤滑にないと、建物が直せません。そういう意味で、まだ私たちはできていませんが、ほかのグループがやっているのは、相続を遺言に、「町家トラストにいくらか寄付せよ」と。そういうことを生前に積極的にやってもらおうと。これは本当の話です。そういうことをやっていると、相続をしたときに、あるNPO、どこかに寄付する仕組みをつくると、多少なりともそこのお金や建物がほかに回っていくのではないかと、最近あるところから聞きました。ヒントになったかどうかわかりませんが。

各市から

—「協働のまちづくり」との混乱(福山市)—

(福山市5) 福山でございます。福山は昨年からの協働のまちづくりと。要するに協力し合う、働く、協働のまちづくり。これが新しい組織なのです。これは理事会が主体になって進めていまして、市はこれに対するいろいろな補助金を出しています。その組織ともうひとつは、「明るいまちづくり協議会」があります。これは一種の慣習

で、市が予算をつくって、それから1口が5千円ぐらいの寄付をもらって、口数によって、その予算で運営していると。予算的には1千万ぐらいですかね。こういう運動、この組織の目的は市民憲章の具現化です。市民憲章を具現化していこうというのが、この明るいまちづくり協議会です。会費制でございます。これとさっき申し上げました協働のまちづくりが非常に混線状態にあるという難しいものでございます。

今から数年前、市長さんが最初に協働のまちづくりというのを市で、予算で寄付をもらってつくっていこうというのでつくられたわけです。その次に今度は市長さんが、触れ合い事業ということで、81の公民館、1公民館あてに70万円の金を出して、地域で考えてやりなさいということがあったわけです。

そして今度は、去年からの協働のまちづくりいうものができまして、これはあくまでも自治会が主体で運営していこうと。それで、予算の総額は市が持ちましようということで、学区が今81ございますけれども、1学区に……。

(福山市6) 100万ぐらい……

(福山市5) 平均108万ぐらいですか、1学区につき。1学区は81ございますが、それに補助金を出しているというようなことで、今ちょっと、組織的にはちょっと混乱しているという状況でございます。ある地域に行きますと、明るいまちづくりはもういらんじゃないかという、役員の選出も浮いてこないというところもございます。

それから、協働のまちなどは昨年からのスタートしたばかりで、事業は順調に進んでいますけれども、各地域においてはまだ手

探りだということでやっております。

したがって、よく似たような組織が二つあるわけです。片一方は会費制で、この目的は市民憲章を具現化することであるという内容でございます。それから、もうひとつの協働のまちづくりは、これは教育、福祉、安心・安全のキーワードでやっていくというような目的でございます、地域によりますと非常に混線していると。もう明るいまちづくりはいらんじゃないかというような、ひとつのジレンマがございます、そういう問題を抱えておりますのが福山市の、本日われわれがまいりました組織に対する、皆様のご意見です。そういうほかの地区もございましたら、参考のためにお聞きしたいと思います。

(司 会) はい。市民憲章運動の分科会にまたがるような部分もありますけれども、福山の事例をお話いただきました。前から、市民憲章の具現化のために、明るいまちづくり協議会というのがあって、それは市がつくって会員制。だから市のほうもかなり補助金を出すとかでやっていたのですね。それが昨年から協働、ともに働くのまちづくりという新しい組織ができた。それも市のほうの補助金が出ていると。今、両方出ているのですか、その補助は。

(福山市 5) だいたい、協働のまちづくりは全部、ほとんど全市です。

(司 会) 全市。

(福山市 5) はい。市が全部負担です。

(司 会) 今のご発言のなかで、この分科会のテーマのひとつと考えておりました、「まちづくりの主役は誰か」というテーマを、少しほかの方々からご意見を伺ってみたいと思いますが、今のような市長が代わるたびに方針が変わったり組織が変わっ

たりするのは、これは困りものですが、とにかく行政のほうがかかり予算を出し、力を入れてやっている事例もおそらく、全国はたくさんまだあると思います。完全に民間でやっておるところもあれば、両々相まっとうまくやっていると。

そのどちらがいいとか悪いとかではなく、うちのほうはこういうかたちでやっている、住民だけでやっている。まずその住民だけでやっているという事例がありましたら、市の名前を教えてくださいたいと思いますが。

今、お考え中。それでは、行政主導でやっているという、そういう例ならあるぞというまち。こういうお尋ねをしても手が挙がらないのは、おそらく聞き方がまずいので、本当はもっと複雑にかみ合っているのだと思います。

残り 20 分ほど、ここで三輪先生のほうからご助言をいただいて、それで、「ああ、そういうことか」というふうに、皆さんに納得していただければありがたいと思っています。

市民憲章が今抱える問題点



(三 輪) 先ほど高知市の方が、町内会費を協議会のほうへ回すというようなことをおっしゃっていましたが、今また福山のほうで明るいまちづくりうんぬんという、市民憲章の実践活動とか推進活動にかかわる組織が、いわば危機に瀕しているかもしれないというようなお話をちょっとされたわけですが、これ実は、そもそもという言い方をあえてさせていただきますけれど、市民憲章が今抱えているものすごく大きな問題とかかわることなので、せつかくの機会ですから、いくらか

差し障りがあることは承知のうえで、はっきりちよつとものを言わせていただきたいと思います。

それはどういうことかと言いますと、最近全国的に、「協働のまちづくり」という、いかにもまことしやかな言葉が出回っていますけれど、これは非常に危ない言葉ですよ。私は専門が都市計画とかまちづくりですから、地域政策とかコミュニティ政策というようなことももちろん範囲に入れて、いろいろな情報だとか勉強はさせていただいていますけれど、ものすごく大きなポイントがありまして、市民憲章というのは、もともと「主役」という言い方をすれば、市民がやることですね。それで行政というのは、もともと税金を使って公務員がやるというのが原則ですよ。

ところが、協働のまちづくりというような言われ方をしますと、本来税金を使ってやるべきことと、税金ではなくて自腹を切つて、みんなが自主的に自発的にやるということの境界が、ものすごくあやしくなるのですよね。

それで、先ほどの中村さんのご発表でもありましたが、最近、実はご承知かと思えますけれど、まちづくりとかコミュニティとか地域福祉関係のNPO活動をしている組織というのは、もう全国でおそらく4千とか5千を超えるのではないかとわれているのです。ところが、そういった活動をしているNPOというのは、もうご多分に漏れず、ほとんどのところが運営費の捻出が非常に厳しい。あるいは活動の担い手が、若い人なんかも含めて非常に苦しいというようなことが、実情としては相当多く報告もされていまして、はっきり言いますと、もう四苦八苦の状態のNPOがかなりあるということですね。

ところが、目を転じて、あらためてそういうNPOを見てみますと、ほとんどが実は趣旨とか活動目的とかやろうとしていることは、市民憲章の実践活動とか推進活動そのものといっていいようなことばかりですね。

そうやって私は、実はほかの場でも申し上げていることなのですが、市民憲章運動とか市民憲章の推進活動というのは、今非常に大きな転機にあります。したがって、先ほど申し上げたNPO的なところと広く手を結んで、広く大同団結という言い方はちょっと妥当ではないかもしれませんが、もう一度大きくまとまる。市民が主体になってやるべきことというのをもう一度まとめる。

そして現実問題としては、その運営費の捻出が非常に苦しいということであれば、例えば高知の方がおっしゃった、今は正直言いますと、どこの地方でも、町内会費の使途とか目的について、若い人からかなり批判も出ているというような話も聞いていますけれど、そういったところもあらためてクリアにして、市民が自分たちの気持ちで出しているお金で、実は市民憲章の推進活動は進められるべきであると。そこは本来、税金で公務員がやるべきことは公務員でやると。ただ、それについて、市民の希望であるとか、あるいは市民が協力できることは協力して行って、冗費を節減すると。そういう筋目を今、はっきりさせなければいけない時期だと思います。

少しとげのある言い方になってしまったのは申し訳ないと思いますが、逆に言いますと、市民憲章の運動を、若い人の共感も得て進めていくには、今ものすごくいい時期だと思っていますので、今日ご参集の方々、もう一度そういった観点でものを考

えていただけるとありがたいと思います。
以上です。

(司 会) 先生は、「少々とげのある言い方でごめんなさい」と言われましたけど、そのほうがわかりやすいと思います。今の三輪先生のご提言を、このまとめ方、間違っておいたら訂正してほしいのですが、市民憲章運動、今、まちづくりの運動としてやっておるそれが、ほとんどというか、その大半は市民憲章運動そのものだと。一方、そういう目的を持って全国各地にNPO法人が誕生して頑張っているけれども、財政的な面も中心に四苦八苦の状態だと。市民憲章運動とそういうNPOの方々がタッグを組んで、手を組んでやっていく方法はないのかというご提言。勝手にまとめましたけど、そういった貴重なご提言をいただきました。それができれば市民憲章運動のほうも助かるし、NPOのほうも助かるということになるのでしょうかね。

倉敷で、町家トラストのほうは、そんなに困ってないかもしれません。少し困っている……。私ども市民団体がやっている市民憲章運動と、どこか接点があるかもしれませんね。

思いのある人をつなげるために — 互いが目指すものをわかり合う大切さ —

(中 村) 話のなかで言ったと思いますが、NPOというのは点を結んだ組織です。思いのある人たちが、まちのなかにいろいろ散らばっている人たちが集まっています。一方、社会福祉協議会、ちょっとわかりませんが、自治会等は面でつながった地縁団体ですよ。それは全然、やっぱり役割分担が違いますけども、オーバーラップすることたくさんあると思います。それは、私がNPOをやりながら、実は地縁団体にも入

って、まちを守り育てる会に入ってやっと気がついたのですが、やっぱりコミュニケーションをまずすることで、お互いが何を目指しているのかというのをわかり合わないと、接点はないなというふうに思います。

私は事務局長をやり、こっちのほうで代表理事をやっていると、非常に大変で、言葉が違って、NPO語とコミュニティ語は違う。その上に行政語があるので、通訳をしなければいけない。そういう人が求められているのだと思います。そういう方が周りにいけばたぶん、ほかの団体とのつながりも楽になるのかと思います。今まさに、言われていたように過渡期なので、そういう人を探すなり、そういう役目を果たすというのはおかしいですけど、適役が周りにおられれば、そういう方にぜひアプローチをしていただければというふうに思います。

(司 会) ありがとうございます。司会が下手くそで、あちこち話がもう遠心分離器にかけたほどではないにしても、広がってしまって、それをさっきの三輪先生のご助言、それから今の中村さんのご発言で、何か何となくまとまったような気がいたします。特に中村さん、最後にもおっしゃった「人」ですね。そういう場に立って両方を結んでいく、動ける人、それがやっぱり一番大切ではないかと。

倉敷の場合は、先ほど事例発表していただきました岡さんや中村さん、こういう人がおられて、これは人づくりの、誰かがそういう人間に仕立て上げたのではなくて、そういう方がおられた。それはたまたま、地域から見れば見つかったというか、ご本人はその気になって立ち上がってくれた。そういうことですが、やっぱりどういう問題も最後は人という気がいたしますが、

そういうご発言をいただいたところで、何となくまとまったような気がいたします。

先生、特に補足していただくことはありますか。

(三 輪) いえ。

(司 会) そうですか。それでは、今日の分科会、一応これで終わりたいと思います。あとは昼からの分科会報告で、短い7分か8分程度の時間しか差し上げていませんが、三輪先生が、今日のこの分科会の話し合いをお聞きになって、その感想というかたちでご発表くださいますので、ぜひお聞きくださいませ。今日は本当にありがとうございます。

出演者プロフィール



事例発表 岡 莊一郎 氏 (「倉敷屏風祭」実行委員会委員長)

1941年生まれ。倉敷製帽(株)代表取締役。平成15年倉敷商工会議所くらしきTMO会長就任。平成16年倉敷商工会議所副会頭就任。



事例発表 中村 泰典 氏 (NPO法人「倉敷町家トラスト」 代表理事)

1951年倉敷市生まれ。NPO法人倉敷町家トラスト代表理事、倉敷まちづくりネットワーク代表世話人、備中国地域づくり交流会事務局長、倉敷伝建地区をまもり育てる会事務局長を務める。

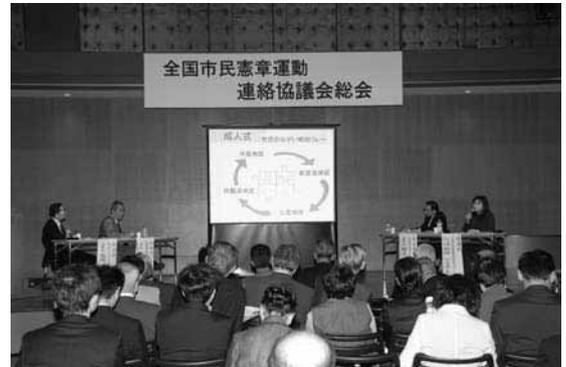


助言者 三輪 真之 氏 (計画哲学研究所所長)

1946年岐阜県生まれ。早稲田大学理工学部建築学科卒、同大学院理工学研究科博士課程修了、博士(工学)。建築計画・都市計画・まちづくりを基にした「計画哲学」を専攻。計画哲学研究所を主宰し、市民憲章の制定・推進活動支援、市町村政策・企業戦略のコンサルティング等を行っている。東京デザイン専門学校講師・早稲田大学客員教授等を歴任。主要著書は『日本の市民憲章』(詩歌文学刊行会)・『概念の分析・資料(改訂版)』(詩歌文学刊行会)。「司 真」のペンネームで、詩集『濡標の歌』・『空蟬の歌』を出している。

これからの市民憲章とは？

平成の大合併のもと、新たに市民憲章を制定した七尾市と水沢まちづくり推進協議会の事例発表を参考に、これからの市民憲章について、市民憲章と協働のまちづくりの関係についてなど、多くの意見が交わされました。



【事例発表】	七尾市企画政策部男女参画まちづくり課	市民協働係長	杉田 とき子 氏
【事例発表】	水沢まちづくり運動協議会	事務局長	村上 徳也 氏
【助言者】	財団法人あしたの日本を創る協会	理事長	高岡 完治 氏
【司会者】	花巻市市民憲章推進協議会	会長	三田 望 氏

はじめに ー自己紹介ー

(司会) 皆さま、大変お待たせいたしました。若干開始の時間を過ぎました。ただいまから第3分科会、市民憲章そのものについて、あるいは市民憲章運動について考えてみましょうという分科会でございます。これから始めさせていただきます。時間は、一応10時半から12時半までになっております。できれば少し早めに終了させていただきたいと思っておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、最初に自己紹介というかたちで進めさせていただきます。助言者の高岡先生、今日の事例発表者のご紹介は自己紹介でやっていただきと思っています。それが終わりましたら、お二方に事例発表を約20分ずつ発表していただきます。次にその事例発表を基にしながらお話を進めていきたいと思っておりますが、このとおりそれほど

多い数ではございません。できれば助言者の先生も交えながら、それから皆さま方も一緒に参加するというかたちで、この分科会を進めさせていただければ大変ありがたいなと思います。

ですから、途中で私のほうでふらせてもらうこともあるかもしれません。それから手を挙げて発言をちょうだいしても結構です。どうかひとつ、そのへんのところもご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、私のほうから簡単に自己紹介をさせていただきます。本日のこの分科会の司会進行役を仰せつかっております、花巻市市民憲章推進協議会の会長を務めさせていただいております三田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは先に、事例発表者の方から自己紹介をお願いします。杉田さんからお願いで

きますか。

(杉 田) 皆さん、おはようございます。石川県の七尾市からまいりました男女参画まちづくり課の職員，協働係長の杉田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

全国の皆さんのお集まりのなかで，当市の事例を発表できる機会をいただきましたことがとても光栄でありがたく感謝申し上げます。本日は憲章づくりについて説明申し上げるといよりも，先輩である皆さま方の成功事例や意見交換をとおして，いろいろと勉強させていただきたいと思って参加いたしました。

制定しましても，まだ推進組織はできておりません。皆さま方の推進協議会の必要性や，どうやって活動しているのかという思いや，またその組織の活動資金はどうやって生み出しているのか。そして会長やリーダーがどうやってつくられているのかなど，皆さんからお聞きしたいなと思ってやってきました。どうぞ指導のほどよろしく願いいたします。

(司 会) どうもありがとうございます。それでは村上さん，よろしくお祈いします。

(村 上) おはようございます。ご紹介いただきました，東北岩手県の奥州市の村上です。青い資料が渡っていると思います。岩手の奥州市どこだろうかというところあるかと思いましたが，簡単につくっておきました。距離にしますと，ここから1千200キロでございます。新幹線乗り継ぎ，7時間で昨日到着いたしました。

市民憲章運動は，合併前にも推進組織をつくって活動していきまして，この全市憲にも参加させていただきました。今年の2月，ようやく新しい市民憲章が生まれました。今，その市民憲章を全市民の生活につながるような推進組織をつくらうという最中に

ございます。七尾さんのほうからもお話がありましたように，今日は全国の皆さんが同じような課題・悩み・喜びをお持ちだと思います。後ほど司会の方のご協力をいただきまして，会場の皆さんと一緒に，これからの市民憲章を通じた新しいまちづくり，市民地域づくりという場にさせていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(司 会) ありがとうございます。それでは今日の助言をいただくことになっております，高岡理事長のほうも自己紹介というかたちでお願いいたします。

(高 岡) 皆さん，おはようございます。「あしたの日本を創る協会」というと，ご存じの方はいろいろとご理解をいただいていると思いますけれども，決して右翼団体ではございません。昔の名前は「新生活運動協会」ということで，今年で設立されてから51年になります財団でございます。

もともと鳩山一郎さんが総理のときにつくられた団体でございます。当時の考え方はいろいろな地域づくり，一種の戦後復興運動として各地で始まっていた市民レベルの活動をサポートすることを目的にしてつくられた団体でございます。その基本精神を今も引き継いで頑張っているところでございます。

実は，今日壇上の私を除くお三方は，私どもと大変長い間深い関係を持っていたところでございます。七尾市さんは，今度新しい市民憲章をおつくりになるときにもお声をかけていただきまして，途中からですがその策定過程に私も参加をさせていただきました。私の思いもいろいろ申し上げたつもりであります。しかし大変斬新なつくり方をされたところでございます。

それから水沢まちづくり運動協議会（現

奥州市)さんは、これもやはり七尾市さんと同様、平成の大合併のもとで、ようやく市民憲章をおつくりになって、そしてこれから推進母体をどうにかたちでつくっていくかという、いろいろ模索をされているところでございます。それから司会をしてくださいます三田会長さんのいる花巻市は、同じように1市3町が合併されましたが、推進母体の問題や市民憲章をつくることも、非常にスムーズにいかれたというところでございます。

この分科会では、それぞれ違った市民憲章のつくり方、今後の問題、推進母体を含めまして、タイプの違った三つの市の皆さま方がご発表になるという仕組みになっております。それからさっき三田会長からもお話がございましたように、ただ単に壇上の4人が意見を交換するだけではなくて、これだけの小人数の集まりですので、皆さま方にも市民憲章についてのいろいろな悩み、深い悩みがおありになると思います。ぜひそれをぶつけていただきながら、これからの市民憲章、この素晴らしい道具をまちづくりにどう生かしていくことができるのかと。できる方法をみんなで考えていこうという基本的なスタンスで、私も皆さま方とお話をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(司 会) 高岡理事長に、本日の趣旨についてもご説明をいただきました。ありがとうございます。それでは、これからは座ったまま続けさせていただきますので、どうぞご了承いただきたいと思えます。

それでは早速、今ご紹介がございました石川県七尾市のケースにつきまして、杉田さんのほうからご説明をお願いしたいと思います。

市民のねがい ー七尾市民憲章ー



(杉 田) それでは、座って説明させていただきます。七尾市の市民憲章は、高岡コーディネーターをお迎えして、1年6カ月という時間をかけて、子どもから高齢者までの幅広い層の思いを、いろいろなかたちに組み入れながら議論してつくり上げ、昨年の9月に制定しました。1年たった10月6日「制定1周年のつどい」を盛大に開催いたしました。

七尾市は能登半島の中央部に位置しまして、七尾港を玄関口に能登の政治・経済・文化の中心地として発展してきた人口6万2千人弱の市です。「渚のいで湯」で有名な和倉温泉があり、多様な祭りがあり、そして自然豊なところです。新しい市民憲章のもとで、「人が輝く交流体感都市」という合併後のまちづくりを進めております。皆さん、ぜひ七尾へおいでください。皆さんがおいでになることが、この新しい市民憲章の一行、「ななおのまちに人集う」という市民みんなのねがいともなっております。おいでくださるのをお待ちしております。

それでは、市民憲章をご紹介します。昨日の交流会で福知山市さんが堂々と朗読されていきましたので、負けないように私のほうも発表したいと思います。

市民のねがい ー七尾市民憲章ー

古き歩みを誇りつつ
文化の薫るふるさとに
豊かな未来夢ひらく
なみおだやかに碧（あお）光り
ななおのまちに人集う
おとなも子どもも手をつなぎ
しあわせの和を広げよう

主な特徴としましては、全体の構成が七尾の「七」を取って7行からなっております。そして、すべての行が七五調の歌のようになっております。表題が特徴です。「市民のねがい」とわかりやすくしながらも、「市民憲章」という言葉に慣れ親しんだ人の思いも大切にしたいと、どちらが表題、副題というのではなく一体のものとしてしました。ですが、言いやすいほうを選んで使ってもよい柔軟なもので、今後、市民の皆さんに親しまれたものが真の表題となっていくでしょう。

また内容的には、理想的で一人ひとりが感じて考えて行動するものとしてしました。一方的に押しつけるのではなくて、どんなまちにしたいのか、そのために何をすればいいのか各自が常に考えていく憲章であります。

覚え方としては、行の頭の文字、「古き、文化の、豊かな、な、な、お、し」とわかりやすくまとめ上げてあります。そしてこの憲章は、次の五つの基本的な考え方にたってつくられました。市民みんなのねがいであること。条例でもなければスローガンでもありません。誓いでもなければ、本当にねがうもの。それから市民みんなのものであること。行政のものでもなければ、協議会などの一部の団体のものでありません。みんなのものであっていいという。

それから、わかりやすくして親しみを持って口ずさめるもの。碑石をつくって終わる。式典で唱和して終わるのではなくて、日常生活で常に口ずさめるものであります。また、合併後のまちづくりにふさわしいもの。新しい時代の、新しい市の、新しい市民の憲章としてつくられました。それから最後に、一人ひとりが実行できるものであります。

思いをカタチに “市民のねがい”ができるまで



そしてこの憲章は、「世代別素案づくり」という手法でつくられました。小学生、中学生、公募会員で六つの世代別グループを構成して、世代ごとに素案をつくって、代表がよって一つにまとめていくものです。

当然、グループ素案をつくるときにも、一人ひとりが素案をつくってグループでまとめていきます。中学校では、市内の全中学校で素案をつくっていただきました。これらのつくり方もアンケートなどの採り方も、各グループで考えて取り組まれました。そして意見を交わしながら学習し合って、何かあったら解決するのは行政というのではなく、自らの話し合いで調整していくというプロセスを大切にしたい取り組みであります。

当然ながら、この過程は険しいものでした。憲章づくりのための特別な予算もなければ、補正も認められません。そしてこの手法を生み出すために、6カ月以上の期間も要しました。まず職員間で一体になることが大事であるということで、庁内の職員で公募して、いないところは部長推薦などで呼びかけ、自主的に意欲のある市職員の参加をお願いしました。

各地区や各庁内の職場・年齢・性別・役職、いろいろな市民を想定して仲間を募ったわけです。でも最初は喧々諤々というような感じでした。私たちは対等合併である。職員でもこうですので、これが市民になると本当にまとめられることができない。しかし、だんだん話し合っていくうちにわかり合ってきて、そして一緒にひとつのものをつくろうということで、職員からまず心をひとつにしていきました。

それから40人以上の公募会員を無報酬で

集めること。そして専門の先生もおらず、私たちも担当になったばかりで、市民憲章が何なのか、なぜ必要なのかを理解することができなくて、どんな先生にお願いすればいいのか、どんな資料で勉強すればいいのか、とても悩みました。

それから各世代の思いをいろいろコーディネートすることの難しさ。やがてできあがってきたときには、新しいかたち、新しい感覚の憲章を市民や各会議の人や議会へと理解を求めてもらうのに、随分と困難な思いをいたしました。その時々、高岡理事長様には公務多忙のなか、夜行列車で何度も駆けつけていただき、ご指導、助言をいただきました。

それでは制定までの険しい歩みを「市民憲章みんなで作る会」の振り返りと交えながら画像をご覧ください。

<スライド>

いかがでしたでしょうか。制定後の私たち市民一人ひとり、この憲章をどのようにとらえ、考え、実践していくかが重要であります。市民のねがい、託した思いを具現化していくために何をすればいいのか、何ができるのか。次なるステップも市民の皆さんとともに考えて進めております。

市民のねがい推進体制と市民参加

こんなに多くの市民の皆さんがかかわってできた憲章ですが、まだまだできたことさえも知らない市民が多いのも現実であります。そこで、今年の6月「市民のねがい推進委員会」を立ち上げました。各方面からの普及を図るため、自ら核となって考えて行動して下さる公募会員・団体代表・行政の45名で構成しています。さらに、一人でも多くの市民に知ってもらい、覚えてもらう、理解してもらおうということを2、

3年はやりたい、しっかりとしてもらいたいなということで取り組んでおります。

そして先月の9月21日から本日まで普及推進月間と定めて、自発的な市民の「ひとつ行動」を推進しました。何かひとつできることを進んでやってみよう。町内会でごみ掃除の当番をしたり、それから公民館の会合に出席したり、家庭で憲章について考えたり、それから団体や組織の会議などに唱和をしてみようというような呼びかけで、自発的にやっていただくということがあります。



事例発表 七尾市企画政策部男女参画まちづくり課
市民協働係長 杉田 とき子 氏

私たち行政担当としては、この市民のねがいを熱く語り、必要性などを、コミュニケーションを通して普及・啓蒙しております。また市民のボランティアの皆さんと一緒に卓上カレンダーなどもつくって、公共の施設だけでなくデパートなど企業・商店にも配布しました。また本日お配りした押し花しおりは、市民ボランティアの手づくりによるものです。

市民の皆さんが各自考えて取り組んだ主な事例として、「はたち委員」による成人式での市民のねがい唱和リレーがあります。合併後バラバラに開催していた成人式で、何か一体感をということで、ちょうど市民のねがいができ、市民のねがいを唱和して、自らが考えて行動する市民になることを誓ったメッセージを各会場につなげて輪をつ

くりました。平成20年の成人式ではその輪が一つになって、はじめて合同で開催される予定です。そしてふるさとの伝統を受け継ぐ若者の心意気を示そうと、今練習中があります。

また、パッチワークグループでは、子どもの健やかな成長を願うとともに、大人も子どもも手をつないだぬくもりのあるまちにしたいと2.5メートル四方の大きなキルトづくりを提案し、行政と700人以上の市民の協働で10月6日「制定1周年のつどい」で見事完成させました。

また地区実践委員会では、40年にわたる憲章の精神・理念を新たな憲章、市民のねがいに引き継いであいさつ運動や花いっぱい運動、ごみゼロ運動など、これまでの活動を自主的に継続しております。これらの市民のねがいを感じて考えて行動する市民の輪は、まちづくりの貴重なパワーであります。

組織活動への課題

一市民の皆さんと一緒に考えて進む姿勢を崩さない

さて、実践組織についての課題を市民の皆さんとともに考えていかねばなりません。旧七尾市民憲章推進協議会は、この新しい憲章ができたと同時に発展的解散をいたしました。厳しい財政状況のなか、これまでのような補助金などの助成は見込まれないでしょう。官であれ民であれ、組織運営には経費を要します。そしてまた、どんなに素晴らしい活動組織であっても、組織の目的・必要性が充分話し合われ納得されなければ、合併後の多くの市民が参加する組織として機能していきません。組織の基軸や核づくりも十分に話し合っただけで考えていきたくていと思っています。

私たちは、憲章づくりのように市民の皆さんと一緒に考えて進む姿勢を崩さず、一

つひとつの推進にも時間をかけて、世代別素案づくりのように本音で話し合える場をたくさんつくって、子どもから高齢者までの幅広い声をどんどん取り入れて進めていきたいと考えています。

最後になりましたが、七尾市民憲章の推進運動は、今は特別な運動にする必要はないと考えています。イベント的ではなく、またボランティア活動イコール憲章運動でもないと思っています。各自が生き生きと元気に暮らすこと自体が運動となっておりますし、これまでの活動の輪を広げたり、生活を振り返ってみたりするなか、この市民のねがいに通じる思いがあるはずで、そしてそれは、市民一人ひとりが感じることから、既に運動は始まっているのです。

市民の自主性、主体性を引き出して、自らの力で市民のねがいの真の価値を生み出していくために、七尾市と七尾市民はともに歩み出したばかりです。小さな輪をたくさんつくって、3人、4人と仲間を増やして手をつないで、そして無理なく活動する市民の輪と幸せの和を広げて市民憲章は生活に活かされて、七尾のまちをみんなで作っていきたくていと思っています。以上でした。

(司 会) 杉田さん、大変ありがとうございました。制定に至るまでのプロセスも非常によくわかりました。質疑につきましては、あとからお受けしたいと思います。

まさに昨日、高岡理事長さんがおっしゃられた住民の住民による住民のための市民憲章運動、その前の市民憲章の策定ということでございますけれども、まさにそれを地で行った憲章の作成の過程。ここに時間をかければかけるほど、制定後の市民憲章の重みとといいますか、存在感とといいますか、そういうものが非常に大きくなるのではな

いかなというふうにも感じました。

ただ問題点は、これをどうやって広く親しめるようなかたちに浸透させていくか。それから具体的に、先ほどの七尾市の市民憲章にうたわれていることを、実践活動としてどうやっておろしていくか、あるいはそのときの活動の母体、あるいは組織、そういうものをどういうふうにしていったらいいのかということで、今、模索されているというふうにお聞きいたしました。

それでは続きまして、奥州市の村上さんお願いいたします。

奥州市民憲章について



(村 上) 大変素晴らしい準備、企画のなかで、ユニークな、子どもたちでもすぐに覚えられようような憲章をつくられた七尾さんに敬意を表したいと思います。

奥州市は、前段に申し上げましたのが2市2町1村でございます。これが5千人の村から7万の市と、人口世帯には非常に大きな差がありましたけれども、対等合併ということでいきましょうという共通項にしまして、各区の代表、あるいはいろいろな団体代表に20名の策定制定委員会を設けました。そして、さらにその中に10名で策定素案づくりの委員会を構成しております。その委員会構成が、合併がスタートしました平成18年2月の半年後に設置されました。1周年記念のときには新しい憲章をみんなで唱和しようという着地点をもうけて作業を進めていただきました。

したがって全体の会議の回数は6回ほどになっておりますが、たまたまこの2市2町1村のなかには、全部に市町村民憲章がございました。しかし、推進組織を持っていたのは、当時の水沢市のみでございます。あとの4市町村につきましては、憲章はあ

るけれども具体的にそれを実践、あるいは生活にどのように運動として持っていくのかなどの部分がなかなか難しかったようでございます。

ただ、成人式ときには教育委員会サイドで唱和するとか、あるいは大きな会ときには担当する主宰者が唱和の音頭をとるとか、そのように個々にはありましたけれども、水沢市の場合には、昭和39年にできた市民憲章でございます。当時は市長が会長で、事務局も社会教育課、あるいは企画課、変わりましたが役所の中にごさいました。しかし、それでは本当の意味にはならないだろうということで見直しが行われまして、昭和59年に会長が民間に変わりました。ただ事務局は、そのまま役所の監督におかれておりました。平成2年、このときに専任の事務局推移とっておりました。これが純然たる民間になって事務局体制、役職、会長もすべて民間の方々が担うと。この市民憲章運動を民間サイドで進めて、行政は当然その後押し、手伝いをしていこうと、常時連携を取りながら活動、運動を進めていったわけです。平成5年になりまして建物も別々にしようと。たまたま古い屋敷が撤去され、その跡地を活用することにしました。

<スライド>

このようなちょっとモダンな建物で、市のほうで市民の交流サロンということで準備いたしました。ここに市民憲章の事務局と、一緒に国際交流協会の事務局と入りました。どちらにも専任職員が配置されまして、ここに事務局長が専業する。会長は民間団体から出ています。このような状況で進めてまいりました。

この市民サロンの施設、水沢地域交流館は愛称で「アスピーア」と呼ばれています。

「明日のユートピア」という造語で非常に多くの市民の方が利用されています。

<スライド>

このなかにはいろいろな団体が、これは会議の席でございます。会議もこのように非常にユニークな会場でやりますと、難しい会議も非常に気持ちよく、お互いに最後は笑顔で別れるということです。ここにサロン風の施設がございます。このサロンは、いろいろな行政団体、あるいは子どもたち、高齢者の皆さんが、いろいろな自分たちの施設として利用しております。さらにここに来ますと、市民憲章がございます。「ここは市民憲章の館だな」という感じがするように計画してまいりました。そういうことで行政の枠がありましたが、当時からこの5市町村の住民の皆さんは、気軽に行政の枠にこだわらずこの交流館を利用して、いろいろな集まり、会議、あるいは歌の会をつくってみんなで歌を歌う、英会話をやる、子どもたちの集いをするなど、そういうように利用されてきましたので、言うなれば市民憲章運動は、日常的に「これが市民憲章か」と、こういう意識を持ってもらうようにこの施設を充分に活用されてまいりました。

何よりも時代を担う子どもたちに焦点を —子ども参加のイベント開催—



そして合併を迎えた平成18年でございますが、合併後、一時は危ないのではないだろうかという議論もあったようですが、平成18年にまとまってスタートし、そして1年後には新しい奥州市民憲章をつくろうという着地を目指して、約半年後の11月にこの委員会が設けられ、具体的な協議が進められてまいりました。

このなかには、たまたま合併前の全市町村に市町村民憲章があったことが参考にさ

れたと思いますし、それから時代の趨勢も含めて、やはりこれからは子どもたちが自然と唱和できるような簡単な憲章にすることが大事ではないか。何よりも時代を担う子どもたちに焦点を置くということが非常に大事ではないかと。お手持ちの資料にもありますように、まず3本の条文でまとめたのが、奥州市民憲章になっております。

～ 奥州市民憲章 ～

ふるさとを愛し

いきいきと働くことができるまちをつくり
ますすんで学び

文化のかおり高いまちをつくり

みんなが手をつなぎ

健康で明るいまちをつくり

この3本に集約された憲章でございます。憲章はできたけれども、それを単にありませんではなく、いかにこれを市民生活に結びつけていくのかということが大事ではないだろうか。先ほど、七尾市のほうからもご提起されましたように、今まで推進組織のあった地区におきましては、これを集会の都度、あるいはいろいろなイベントの都度、全員で唱和する。もちろんこの建物の中での会議等につきましては、前段にみんなで市民憲章の唱和をする。そこから会議が始まると。あるいは総会などでも、前段でこの市民憲章を唱和しましょうと。こういう活動のスタートが市民憲章から始まるということが形態として進んでまいりました。

<スライド>

これは総会です。まずは前段でこのようにみんなで唱和をしましょうと。そして集まった皆さんが心をひとつにして、それが

ら総会、あるいは集会、そういうものに入
っていきこう。こういうことで、この唱和運
動ということを大変大きな位置付けといた
しまして、さらには市民憲章の日常化、要
は毎日の生活、毎日のいろいろな在り方が
市民憲章につながると。こういうことを意
識していただきましょうということで、市
民憲章の日常化ということも常時いろい
ろな場に提示しまして進めてきたところご
ざいます。

まず、このように今新しい市民憲章の推
進措置の検討中でございますので、今まで
のこのような取り組みを、さらに全市に広
げるための組織づくりをしようというこ
とで、いま盛んに検討が重ねられていると
ころでございます。

そのために、今実際にやっているような
ことを広めていくための、このような状況
の活動をやっていきますということをご紹
介しておきたいと思えます。これは市民憲
章の推進大会で毎年やっております。1年間、
いろいろな実践活動をされた方々を各地
区・団体から推薦いただきまして、市民憲
章推進大会で表彰をし、ご苦勞に感謝を
しています。

<スライド>

もうひとつは、子どもたちにいろいろな
ステージをつくって、これから子どもた
ちに対して、多くの地域の皆さんの協力をお
願いしないといけないのかな、というこ
とで、「モデル子ども会」というものを指定
してまいりました。これはモデル子ども会
の代表に指定書を渡すところですが、ちょ
っと緊張しているようでございます。子
どもたちがこういうところに来て、皆さん
で話をする。あるいは自分たちの子ども会
は自分たちで目標を定めて、そして地域の
皆さんと一緒に活動をしていくということが

進められております。特に、最近は子ども
会の数も少なくなっています。10人以下
の子ども会というのも結構多く出てしま
した。そこで二つの指定子ども会が、「うち
の子ども会は人数少ないから一緒に交流を
しましょう」ということで、バックも違え
ば地域も違う子どもたちが、先ほどのサロ
ンに集まりまして一緒に交流をしました。
そこに今度は高齢者のマジッククラブの皆
さんが、「じゃあ、おれたちも何かお手伝
いできるのではなかろうかな」と言って来
まして、子どもたちが真剣な目でいろい
ろとマジッククラブのおじさん方と一緒に交
流をする。こんな場も出てまいりました。

<スライド>

これは子ども会同士が最後にエールを送
ってお別れしたところでございます。これ
がご縁で、その後も交流を続けている地区
もでございます。何よりも子ども会の指定に
なりますと、子どもたちがどんなことをす
るのか。マスコミさんでうちの子ども会が
モデル子ども会の指定になったと。地域の
皆さんが子どもたちに声をかける。ある
いは、今まであまり関心がなかった方々も子
どもに対して、いろいろな協力体制がで
てきたとか。予算も少し増やさなければ
ならないとか、あるいは高齢者の皆さん
と一緒に清掃活動に子どもたちが参加す
るとか。興味がわき、地域も変わってきた
と。こういうモデル子ども会ということが、
このようにつながってきました。

ただ、これをつくるときにも、大変悩み
ました。教育委員会サイドのほうから、な
んで市民憲章運動が子ども会にまで手をか
けないとならないのか。あるいは公民館の
ほうからは、そうでなくても忙しいのにま
た仕事が増えるという苦情もありました。
しかし、何回か話をするなかでご理解いた

だきまして、今では、むしろ地域、あるいは各公民館の職員の方からも「うちの子ども会も、ぜひ指定のなかに入れるとありがたい」というので、二つ予定していた年度が三つになることもございました。このように子どもたちを中心に、市民憲章運動のなかで子どもたちがこのように指定になっていますということが、非常に大きく地域の中に反映してきたことも事実でございます。

<スライド>

これは推進大会。前に開いておりますが、約150名から200名ぐらい集まったなかで、子ども会の1年間の活動報告をいただきます。指定子ども会二つであれば二つの子ども会から。そうしますと、おじいちゃん、おばあちゃんもうちの孫が、近所の子どもたちがということで地域の皆さんも会場にかけつける。特に校長先生は、「うちの学校の子どもたちが発表する。では、ぜひ行こう」というので先生方も来て子どもたちの発表を見守る。そうしますと学校、地域、子ども会、みんながひとつの輪になって、子どもたちの活動が地域に広がるという状況も出てまいりました。

<スライド>

森づくりで広がるきれいなまちづくり

これは森づくりをやりました。昔は、ここは市の土地で廃棄処理場でありました。そこが長年のなかでだいぶ土がたまって、木を植えても大丈夫ではなかろうかという山になっていたのです。ここに、献木運動という木もございましたけれども、ただ木を植えただけでは面白くないということで、これは2年ぐらいかかったのですか、いろいろな方の知恵をいただき、議論も重ねました。そこで人生の中ではいろいろな思い

出があるだろう。子どもが誕生した。あるいは入学をした、結婚、家を建てた、何かの表彰をいただいた。その思い出をこの森に託そうと。その思いを込めた、「ふれあいの森」という名前にして、市の木であります「もみじ」を植えようという運動をいたしました。

一口3千円の協力をいただいて、苗を買い、植栽をし、管理をするという制度を設けたわけです。約4千平米の土地、山がございまして。その中央にあずまやを立てて、散策路を設けて、やがてはこの森で子どもたちが森の学校が開けるようなものにした。あるいはもみじ狩りができるような場所にしたいということで、平成14年から始めまして、今年でもう5年になります。3年計画だったのですが、それが2年間で全部埋まってしまったのです。3年目に、ぜひ私も協力しようと思ったのですけれど、「今年はやれませんか」「いや、残念ながら今のところ山も満杯でございます」とお断りした経過もございまして、家族ぐるみで、あるいはお友だち同士で、約400本近いもみじを植えております。

そして非常にすくすく伸びている、もみじのそばに柔らかな、当初ここは牧草地だったのです。木も元気になりますけれどもやがては雑草もだんだん伸びるようになった山でございます。わざわざ水を持って行って、植えたあとに水をかけて親切に植えた親子もございました。なかには、かわいい名札を自分でつくって、植えた木の側につるす方もおりました。当初は全部に名前を付けたらどうだという話もあったのですが、やがて枯れた場合どうするのか。あるいは、もしそれが雪で痛んだ場合どうなのだというような壁もありまして、表示板として一枚看板の大きなものをつくって、そ

の中に全部この方は何の目的で、献木表示をしました。結婚とか、表彰とか、入学とか、いろいろなそういう表示板を1枚のものにして、この山の中に立てております。

遠くは広島の方の名前もございました。聞いてみたら、広島に孫がいるのですと。その孫の名前でおばあちゃんがお金を出して山にもみじを植えさせてもらったと。やがて子どもが来たときに、「お前の名前が、あの山に行くところあるよ」ということで孫とのふれあいの森にもなるなど思っている方もございました。

あるいは、長年水沢でお世話になったおじいちゃんが亡くなったと。しかしその思いは永遠に残るようにしたいということで、亡くなったおじいちゃんの名前をこの献木のなかに入れて、そして表示板に名前を書かせていただくことによって、この森がおじいちゃんの思い出だと言って協力いただいた方もございます。

<スライド>



事例発表 水沢まちづくり運動協議会
事務局長 村上 徳也 氏

しかし、森も平成14、15年で植えてもう5年になりますので、どんどん木は大きくなりますが周りの木も負けておりません。そこでいまは、森にはいっぱいの木が集まったので、今は植える場所がございませんので、逆にその森を今度は緑ボランティアということで一般の方のボランティア、それから植えた方々にご案内をして年に1回

の草刈り作業をやっております。

これはそのときの作業でございますが、地元の皆さんが、「いや、おれたちは植えてはおらんけども地元の山だと。そういう山であれば協力しよう」というので、みんなが草刈り機械を持ってきて手伝ってくれる。2時間ぐらいで全部きれいなもみじの山に変わりますけれども、このように近所の皆さんにボランティア活動をいただいて、そういう山づくりもやってきたというのがございます。10年、あるいは15年たちますと、素晴らしいもみじの山になるだろうと。そういったならば、そこで森の学校、子どもたちの遊ぶイベントを考えようかと。こんなことも夢を持ちながら、今継続してやっておるところでございます。

<スライド>

これは全国どこでもやっていると思いますが花いっぱい運動をやってまいりました。これは、お花の先生が毎週、月2回ほどこちらの一場所に常駐しまして、無料で緑や花の講座をやっています。そのときの講習のひとつまでございますが、毎年このように楽しく自分の花壇、あるいは家庭に飾る花づくりの勉強にもまいっております。

<スライド>

地域で見ますと、どこでも全国そうだと思いますが、地域の皆さんが空き地、それから自分のまちを花で飾ると、こういう運動はずっと継続をされてきております。このように立派に咲いた花壇も、ただ花壇だけではなくて、これで花壇コンクールをやるかというので進めておりますが、今年で12年になります。これはその一部でございます。花壇コンクールもこのようにそれぞれ地域、あるいは団体がいろいろな工夫を凝らして、大変楽しい花壇をつくっていただいておりますが、老人クラブ、地域花

壇，学校花壇，子ども会花壇，ファミリー花壇，この部門に分けて審査をやっていただいております。いずれ，非常に各家庭の中にもたくさんの花が今は飾られるようになったというのも，この花いっぱい運動，美しいまちづくり，市民憲章のいうきれいなまちづくりの一つという位置付けのなかで，こういう運動を進めているところでございます。

<スライド>

これは，ファミリー花壇で自分の狭い庭だけ柵をきれいに飾って，道ばたの皆さんに花壇を見せておこうというようなファミリー花壇もできております。

<スライド>

そのあと，表彰いたします。表彰式のあとはせっかく集まってくくださった皆さんということで座談会を行っております。これは，最優秀賞の皆さんから1年間の花づくりの苦労，あるいは悩み，喜び，そういうことを発表していただきまして，参加の皆さんでこのように意見交換をしながら，来年はこれでやってみようとか。私もそういうことであればできるなとか。そういう花いっぱい運動に広がるひとつのきっかけにもなっているなというので，座談会も大変楽しいものになってきているという状況の内容でございます。

<スライド>

毎年，リーダーセミナーをやっています。前段で来年の福知山さんが「まちづくりは人づくりから」というお話がございました。やっぱり市民憲章で広がる地域まちづくりということにもなりますが，このようにリーダーセミナーということで，いろいろな体験学習の発表会，あるいはいろいろな講師の方をお招きして，まちづくりのお話をちょうだいする。その際に，必ず子どもた

ちのステージをつくっています。前段でオープニングのように子どもたちが合唱をする，あるいは演奏をする。そして市民憲章を子どもたちが唱和をする。そして更に，リードの部分は子どもたちをお願いして，本文は会場の皆さんと子どもたちが一緒に唱和をする。これを毎年繰り返してやっております。

<スライド>

これは，子どもたちはそらんじて，こうして憲章をやるのですが，一般の方は歌詞本を見ないとなかなかそうはいかないのですが，子どもたちの頭にはしっかりとそれが残る。こういうことで子どもたちのステージを，リーダーセミナー，あるいは推進大会，そのときには学校の協力をいただきまして，子どもたちに必ず参加いただいて，このような出場をつくると。

もう一つは，子どもたちと会場の皆さんと一緒に歌える歌を歌っていこうと。以前は市民憲章の歌がございました。市民憲章の歌と一緒に歌う。それから，例えば「もみじ」や「ふるさと」。おじいちゃん，おばあちゃんにも歌えるような歌。子どもたちと一緒に会場で歌う。それから大会が始まりますと，会場はムードが断然変わってきます。そうはいつでも子どものステージ，子どもたちの役割で非常に大きな意味をもつなというので，必ず子どもは参加するようなステージをつくっていこうと。こういうこともひとつでございます。

<スライド>

この方も講師にお招きしましてまちづくりの基本を教わりました。ここにもあるように，高岡完治先生でございますが，いろいろなお話を全国の事例を紹介いただきながら大変参考にさせていただきました。これも，その都度リーダーセミナーの命題をかかげ

ますのも、必ず子どもたちがこのように参加をして、元気いっぱい会場の皆さんに自分たちの学校のこと、そして元気な子どもたちの笑顔を見せていただいております。

<スライド>

最後にはやはり、さっきの交流会ではないですが、本音を話すまちづくり、こういうものができるのはこういう場所が必要だというので、「語ろう、そして燃えよう、みんなのまちづくり」というテーマにしまして、会費制で毎年、これもリーダーセミナーとやるのですが、これが、一番効果があります。それが、必ず地域であたって、「あのとき会ったあなた」というので質問されるときもあります。そういうことでまちの活性化にもなりますし、非常に素晴らしい大会がまとめの場になるのかなと思ってこういうこともセッティングしております。

<スライド>

民間主導の市民憲章運動を



ご存じの方もおいでになると思いますが、これは後藤新平です。今年生誕150年でございます。この方が子どもたちに残した言葉がございます。「人のお世話にならぬよう、人のお世話をするよう、そして酬いを求めぬよう」「自治三訣」というのがございます。これはまちづくりの基本ではなかろうかというので、市民憲章運動の精神にはこの「自治三訣」「人のお世話にならぬよう、人のお世話をするよう、そして酬いを求めぬよう」、これを基本にしてまちづくりをやろうということで、ちょうど今年生誕150年で、ここにも書いていますが、明日あらためてシンポジウムがございますけれども、いずれこれを市民憲章の誓詞にしながら、市民憲章運動をこれからも続けていこうというので、新しい推進組織が早く誕生することを、

今期待しながら一生懸命努力しておるといのが現状でございます。

<スライド>

これが中央ライオンズクラブの皆さんが、創立40周年ということで、新しい市民憲章を贈呈されました。市役所の玄関前に立っています。市役所にはすごい人数の方が来ますが、必ずこの市民憲章は目にとまるはずで、それを私たちが運動に結びつけるために、立派な憲章はどこでもできておりますが、運動につながらないと、立派な市民憲章も本当に廃退になってしまうのではなかろうかと。逆にこういうことを目に触れながら、これから新しい推進組織をつかって、先ほど申し上げた市民憲章をまず日常化運動にしてあげよう。そして、みんなに唱和をする場をつくっていこうということで、これから推進組織は、今、盛んに検討努力しておりますが、あらためて課題がたくさんございます。

後ほど司会者の方から、皆さんのご意見もちょうだいしながら、これからの新しい組織づくりを、できれば市民憲章制定2周年には誕生できるようになればいいなというので、行政の皆さんとも相談しながら準備しております。いずれ市民憲章運動は、民間サイドを中心にやっていくと。奥州市はこれをこれからの新しいまちづくりの基本に据えていこうと努力しております。ありがとうございました。

(司 会) 村上さん、大変ありがとうございました。皆さまご存じのとおり、水沢市は岩手県のなかでもこの市民憲章運動はもちろん策定も早かったのですが、大変先進的に運動を繰り広げてまいりました。今ご説明がありましたとおり、運動そのものの中身も多岐にわたっておりまして、何よりも素晴らしいのは、全く民間主導で行われていると

ということです。写真にもありましたように、別建ての建物をお借りして、そこに市の常駐する職員がいて、そして国際交流だとかも含めて、ここをひとつの拠点としながら民間活動をする。そのなかに市民憲章運動もあるのだと、そういうふうな考え方でずっと進んできているわけです。

お二方の発表をお聞きいただきましたけれども、ここで共通することがいくつかあります。まずひとつは、今回の平成の大合併で対等合併をしたことです。七尾市さんは1市3町、それから水沢さんは五つの自治体が一緒になった。それによって既存の今まで慣れ親しんできた市民憲章をいったん捨ててといたしますか、棚に上げて、そして新しい市民憲章づくりに、まず取り組んだということです。そして、七尾市さんは時間をかけて四つの自治体の方々にお集まりをいただいて、そのなかで大変苦勞しながらといたしますか、時間をかけながら手間暇をかけて作成なされた。

奥州市さんは五つの自治体でございますが、そのなかで推進協議会を持っているのが水沢市だけだった。それ以外は、ほかにも市があるのですが推進協議会は全くなくて、ただ役所のなかでそういうふうな担当の課があるというだけだったようでございます。

ここで、もうひとつ共通のテーマがありまして、いずれも市民憲章ができたけれども、推進協議会がないということですね。どちらもつくろうというふうに努力をなさっているということだけは事実なのですが、今現在はない。そういうなかで、どうやって市民憲章運動を広めていくのか、浸透させるのかというふうな問題に今度はぶつかってまいります。

花巻市市民憲章ができるまで



先ほど高岡理事長のほうからちょっとご紹介ありましたので、蛇足ながら、私も花巻市の場合をちょっとご紹介させていただきます。前の市民憲章は、二十数年前にやはり四十数名の各界の代表の方々がお集まりいただきまして、2年ほど時間をかけてまして制定をいたしました。その後、制定してから4年後か5年後になりますが、推進協議会ができました。

そして以来19年間、今まで推進協議会は活動を進めてきたわけでございますが、ご存じのとおり昨年1月1日をもって新しい市に生まれ変わりました。これも対等合併でございます。その後市町村も集まり、そして皆さまにもおいでいただきました8月の全国大会を開催させていただきました。しかしこの段階では、花巻市に市民憲章そのものはございませんでした。われわれには市民憲章はないけれども、市民憲章運動はずっと継続している。まちづくり運動は、市民憲章というシンボルがなくても、活動そのものはいささかもとどまることはないという考え方をしておりまして、皆さまをお迎えしたわけです。

9月に入りましてから、新しい市民憲章の作成に取りかかりまして、策定委員会を20名ほどで立ち上げました。それから花・鳥・木小委員会と市民憲章小委員会に分かれて、市民憲章を新しくつくっていったわけですが、いったんは全部白紙という考え方でスタートいたしました。1市3町でございましたが、3町の方々も花巻市の市民憲章が一番いい考えだろうかと、それを下敷きにしながらか話を進めていったほうがいいのではないかとというようなご賛同を得ました。これは、お聞きしていますと

七尾市さん、あるいは奥州市さんと微妙にそこが違う。これは合併に至る経緯が若干ぎくしゃくしたものがあつた場合と、あるいはそういうことがあつても飲み込んで、わりとスムーズに移行が進んでいる地域の違いがもしかしたらあるのかなと思います。



司会者 花巻市市民憲章推進協議会
会長 三田 望 氏

それから、われわれが幸い8月に大会を開かせていただきまして、そして9月から新しい憲章づくりに手をかけはじめました。たまたま私が、新しい市民憲章策定委員会の委員長になりまして進めさせていただいたのですが、最終的には旧花巻市の市民憲章を全文において若干言葉を入れ替えただけで、あとは全部旧花巻市の市民憲章を、採用をいたしました。満場一致でございました。そして3月1日をもって、新市民憲章として議会で採択をいただきまして、現在に至っております。

推進協議会につきましては、そういうわけで全く変化がございません。新しい市民憲章ができたのが3月で、総会は4月、5月に行ったわけですが、その席では新しく会員を広めようということを採用いただきました。実は私どもの会は、180 ぐらいの団体・個人が参加しておりまして、今おっしゃられたような、例えば花と緑だとか交通安全について、それから公衆衛生、その他公民館など、ほとんどありとあらゆる団体が加盟しております。

その推進協議会のなかで、例えば区長会がございます。四つの自治体に区長会がございましたが、区長会は区長会で今年度の総会におきまして、3つの町が合わせた区長がひとつの区長会を構成すると。同じようなかたちで交通安全母の会だとか、そういうものもどンドン広めて、全部同じような組織をつくってまいりました。それらが幹部団体として入っておりますので、自動的に3町の方々もこの協議会に参画するというかたちになっております。実質的には、まだ動いておりません。これをどうやって実質的なかたちにまでおろしていくか。ここがひとつの課題にはなっておりますが、今お話があつたような移行に伴う、いろいろなエネルギーの消耗ということは実際にございませんでしたので、大変恵まれたかなというふうにも思っております。

そういうことで3つの事例を簡単にご紹介いただきました。まず皆さま方から、今聞きになったなかで、もう少し詳しくここを聞きたいというようなことがございましたら、ひとつ手を挙げておっしゃっていただけますか。どんなことでも結構です。何でも結構です。はい、お願いします。

市民憲章と基本条例とのかかわり

(岩 手) 今の市民憲章が合併で消えたと。岩手の場合も、今まで58 あつた市町村が35 に変わりました。半減しました。したがって、ほとんどの市町村に憲章があつたのですが、半減されたところ、なくなったところはほとんど消えております。そして新しく合併したところも、これは岩手のみならず全国共通だと思いますが、まちづくり条例、あるいは住民自治基本条例ですか。そういう条例に変わるところも出てきているというお話もちょうだいしておりますが、も

し、うちのほうのまちでは自治条例ができて、このようにやっていますよというところがあったら、ぜひこの場でお話しいただいて、参考にさせていただければありがたいなど。

実はうちのほうで今、住民の自治基本条例というのを策定作業中でございます。したがって、その自治条例と市民憲章とのかかわりはどのように整合性持つのかなど。あるいは運動というのとは自治かなど。というのは、これから出てまいります、いずれそういうことで、既にそういうものができて、そのようなものが市民生活のなかにこのように生かされておるといふ、もし市町村がありましたらどうか教えていただければありがたいのですが。

(司 会) はい、ちょっと今、論点が変わったわけです。推進協議会の運営の仕方。その他につきましての関連するお話からですね。今、奥州市さんで苦勞なさっているといひますか、とまどいもあるのかも知れませぬ。地方自治体のまちづくり基本条例のような文言なりルールなり、そういうものを作成、策定に入っているという市は、町はございますか。ございませんか。

あまりできていない、もう既にあるということですか。新しく合併した場合は、割と早めにこの基本条例を制定するところが多いのですが、いかがでしょうか。あまり聞いていませんか。花巻市の事務局、突然ですけども、花巻市も今は基本条例をつくりつつあるということ。ちょっとその内容についてお話を聞えますか。

そういうわけで市民憲章は、今年の3月にもう既に制定になって、ひとつの市民の規範といひますか、考え方のよりどころになりつつあるというところでございますが、それと別に、市の基本条例を今作成しよう

ということで、今手続きといひますか、準備でもないですね。もうだいぶ進んでいますね。ちょっとその説明をお願いします。

(花巻市) 横のほうから失礼いたします。岩手県花巻市役所、地域振興課の奥山と申します。花巻市では、市民憲章のほうは今年3月1日に新しい市民憲章を制定させていただきました。現在、「まちづくり基本条例」という名称で全国的には自治基本条例ともいわれてございます。こういった条例の制定作業を今取り組んでおります。水沢といひますか、岩手県でいうと奥州市さんも今現在取り組んでいるわけですけども、こちらのほうと市民憲章との整合性というお話かと思ひますが、この自治基本条例、全国で現在100自治体ぐらいが制定作業を進めている。すべて50から80ぐらいの自治体が制定しているのですが、まだまだ知られていない部分かと思ひます。

市民憲章のつくりといたしまして、まちづくり全般をうたっているような市民憲章の場合と、あるいはどちらかといふと個人の行動の指針になるような憲章をつくっている場合があるかと思ひます。花巻市においては、どちらかといひますと個人の行動指針的な市民憲章という格好になるものですから、花巻のまちづくり、基本条例についてはもう少し全般的といひますか、まちづくりに主眼を置いた条例の制定作業をしているという状況です。それで奥州市さんとは若干変わってきているのかも知れませぬ。

(司 会) ちなみに、花巻市民憲章を読みませぬ。

1. じょうぶな体を持ち 深い知性を育てませぬ
1. すすんで働き 豊かなまちをつくりませぬ
1. ひととふるさとを愛し

世界への眼をひらきませぬ

この3文です。ですから、これはもう全く個人の、一人ひとりが市民として生きていく、生活していくときの目安といいますか、指針となるようにということに主眼を置かれている。まちづくり基本条例につきましては、まさにまちの将来を強固する、目指すべき目標を定めるということが条例ですので、ちょっとその意味合いが違うということですね。

はい、どうぞ。これに絡んで、どこのまちだか教えていただけますか。

(福知山市) 福知山の市民憲章の会長でございます小野山と申します。ただ今、司会者から申されたとおりでと思うのですが、私のまちは平成3年に憲章ができました。京都府では北部にあたいしまして非常に遅いという、京都府全体が非常に遅かったと思うのですね。

ともあれ、42回にもなるという、この市民憲章大会というものの経緯、あるいは先輩諸氏のご努力というものが非常に全国的に広がりまして、ここに来ています。たまたま合併とかいろいろな関係で、解散とかかながしがございますが、これは一つの過渡期だと思うのですね。市としては、行政として総合計画をつくる。その総合計画は行政と市民の代表、団体、有識者等々35名ぐらいの委員で原案を審議しまして、市の総合計画というものができる。これは7、8年間続けるそうで、どこもおつくりではないかと思うのです。そのなかにまちづくり運動が必ず出てくる。

しかし、子どもは行政の関係でなされるまちづくりというものと、市民が役割として意識を持ち、まちづくりをするというのと二つあると。これを混ぜてしまうと、なんか今のようなことが起こると。条例化する

とか、どっちがやるのがいいのか一本化するとか。ですけれども、私はやはり市民の役割というひとつの意識に立って、市民憲章運動を推進して発展させていくというのが、これまでもそうでしたが、よりこれから大事だなと。なぜかと言いますと、価値観の相違や少子高齢化や社会の秩序、あるいは町や村の減少、過疎・過密、今大きな変化の時期にありますので、より住民・市民というのは、ただ今までご報告がございましたように、培われてきた生活文化を尊重しながら、これを意識して発展させていくというようなことが、市民の側にあるまちづくりじゃないかと思うのですね。

(司 会) わかりました。たくさんの方にご意見をいただきたいと思いますので、2、3分でまとめていただければいいかと思います。

(福知山市) 以上です。

(司 会) ありがとうございます。今のお話はだいたいおわかりですね。民間レベル、要するに市民がやることと行政がやることをきちっと分けをして、意識をちゃんとそこにもって活動を続けるべきだろうということだと思います。はい、どうぞ。

市民憲章は自治基本条例の中に どう位置づけされるのか

(笠間市) 茨城県の笠間市です。今回、初めて市民憲章の全国大会に加盟させていただきました。本日初めて来たのですが、市民憲章をつくるにあたって、昨年ずっとつくってきまして、やっぱり七尾市さんのホームページなんかを見ながら参考にして、子どもたちにも教室の中でワークショップをして、意見をいただいてつくっていきました。

やっと市民憲章ができて、推進母体もやっとできて、今度11月にあいさつ運動を初めて開催するという事になっています。

先ほどの水沢の協働、自治基本条例との在り方ということで、市民憲章は私の市もあるし、市民憲章運動は続けていく。そのほかに、今は自治基本条例と市民参画という条例があるところ、それと七尾市さんなんか市民参画なんていうところ、あと協働ですね、協働のまちづくりの条例によるところという、三つ。その市によってタイプの違う条例があるところがあるのです。今はどちらかという協働、みんな、市と市民と一緒にやろうというような条例を定めているところが多くて、市民憲章運動とそれのつながりというのは、別に運動は運動で市民がやっていると。それを市とでどういうふうにつないでいくかというところが焦点になると思うのですが、市民憲章運動を進めながら、市の条例というのは、なくてもべつに問題はないし、それとどうやってつながっていくかというところは、やっぱり市が、市民が、考えていくというところが大きいと思うのですね。そういう条例づくりも、やっぱり市が、市民が携わるということで、やっぱり大きく市のなかで進めていけるということを考えていきますと、そこらへんもこれから進めていったらいいのではないかと。私はいつも、これからそういうところやってきますので、ちょっと参考にしたいなと思っています。

(司 会) はい、ありがとうございます。5カ年とか7カ年の総合計画というのは、比較的行政側で一方的にといいますか、つくられるケースが多いわけですし、市民憲章はご覧のとおり市民の総意をなるべく結集してつくり上げるということになると思います。また、まちづくり基本条例につきましても、総合計画とはまた別の視点で考えられているところが多いのではないかなと思います。水沢の佐々木会長さんいかがで

しょうか。基本条例のことについて。今、いろいろとお進めになっているところでしょうか。

(奥州市) 水沢ではないですね。奥州市と合併して、まだ年を取らないところで。私も自治基本条例の作成委員の一人でもあるわけです。進めるなかで、今、うちの村上が言ったような問題等も、やっぱり非常に悩んでいる一人でもあるわけです。

高岡理事長さんに、昨夜、懇親会の席上で示唆を与えられました。それは、やっぱり基本条例のなかに市民憲章をどう位置付けていただくのかということが大事だと思います。しかも条例は大変難しく、市民の何人がわかるのかということです。子どもたちはわかりません。ですから、市民憲章そのもの、市民憲章運動そのものは、市民に捧げていくわけですから、そういう子どものわかるような条例をつくろうと思ってもできませんので、言うなればそこに、どのようなかたちで位置付けをしていただくかというのは、これはそれぞれの自治体において、たぶん違っただろうということで、今どんな方法で進めようかとこのように思っています。

それともう一つ、大変失礼ですけれども、先ほど「アスピアが市の職員を置いて」とありましたが、全く民間です。しかもあそこは利用する際に、「来たときよりも美しく」という合い言葉で、掃除は職員がすることはありません。利用者が来たときにやっていただける。このことをちょっと付け加えておきます。

(司 会) わかりました。大変失礼しました。先ほどお話が出ましたように、まちづくりの将来の展望を開く、あるいは目標を定める。そういう基本条例と市民憲章の、例えば相関関係といえますか、お互いに相反するよ

うな哲学を持ったのでは、やはりおかしいだろうというふうに思いますね。文言だとか対象は微妙に違うとしても、どういうまちづくりをしたい、あるいはどのような人が育ってほしいというような基本的な考え方は、たぶん同じでないとおかしいだろうというふうに思います。

村上さん、どうでしょう。今のお話のやりとりのなかで何かコメントございますか。よろしいでしょうか。

(村 上) はい。

(司 会) それでは、ちょっと理事長に助言をお願いします。

(高 岡) 助言ということではございませんで、今の問題は新しい問題として非常に皆さん悩んでおられるところだと思いますが、先ほど花巻市の方が言われたように、考えられる要素としては、市民憲章は実は大きく分けて二つある。一つは市民個人の行動規範を主にして決めておられるところと、自分たちのまちはこういうまちにしていきたいという、まちづくりの目標といたしまして、理念みたいなものを市民憲章として定められているところと、大きく言って二つのタイプがあるのだらうと思います。七尾市さんの場合は、実はこの二つが混じり合っている、非常に美しい言葉で混じり合っている。読めば混じり合っていると読めますし、それから、むしろまちづくりの活用。こんな七尾にしたいのだと、こんなまちに住みたいのだというまちづくりのターゲットを、こういう美しい文章にしておられるということだらうと思います。二つの折衷案の市民憲章のタイプもあるだらうと思います。

これから先も、笠間市さんがおっしゃったように、従来のこの条例というのは、行政が勝手な動きをすることをむしろ議会が

チェックする。市の執行部の動きを全面的に委任しないで議会がチェックする。市民がチェックする手段として条例というものを使うというのが、この条例そもそもの基本的な考え方であるだらうと思います。

その議会が定めたことにしたがって、市長以下は執行していく、執行部なのだというのがこの条例の基本的なものの考え方。これは国の場合でも、法律と政府との関係はそういう関係になっているわけです。実際はどうかという逆転している場合もありますけれども、少なくとも制度上のものの考え方はそういう考え方になっている。

従来のように、そういう条例の伝統的な考え方にしたがって、基本条例、協働条例というものを考えるのか。それとも、「いや、これから協働の時代になっていかないかん」、本当にそのとおりだと思います。市民の力をいかに引き出して、みんなで力を合わせて自分たちのまちをいいまちにしていこうかと。

今までは、行政がやるのが仕事だらうと。おれたちは税金払っているのだから、あんたら市長以下が考えてやればいいじゃないかと。やるべきだと。そのために給料をもらっているのだらうという考え方は、国の場合でも、市の場合でもみんなそういう考え方できたし、引き受け側も「それはそうだ」と、「おれたちに任せといて」ということで、決しておかしなことはしないからということでやってきたわけです。しかし現在は、やっぱり制度疲労を起こしてきていると思います。さらに深刻な問題もいろいろ起こってきた。

その問題を完結する一つの方法として、協働のまちづくりという、市民と行政とのコラボレーションという、こういう考え方が出てきている。これは今から考えると、

もうそういうコラボレーションの通るような方向に行かざるを得ない。そうすると、条例と市民活動との関係も従来の伝統的なものの考え方では、どうも市自体が、市民の力も含めて力を発揮できないのではないかと。そういうふうになっていくのではないかと思います。

そういう観点で基本条例なり協働条例というものを考えてみますと、もっと市民の力を引き出すような内容を持った基本条例を考えていくこと。私も元役人ですが、役人が考えますと、法律・条例というのは国民の権利義務に関することを書く。あるいは国の基本的な仕組みのことについて書くというのが、法律や条例だという伝統的なものの考え方があるわけです。どうも最近の大きな世の中の変化というのは、そういう伝統的なものの考え方では駄目だということを提示しているのではないかと思います。

ですから、新しい問題として市民憲章と基本条例との関係をどう考えていくのか。その前に、市民憲章がだいたい皆さん方のまちでは先にできておりますから、では基本条例をおつくりになるときに、いったい市民憲章との関係をどう考えていくのか。もし市民憲章のほうが、考えてみるとちょっと手直した方がいいねというところがあれば、市民憲章を手直しにするのもよしということになっているのではないかと思います。少なくとも、この市民憲章と基本条例との関係、コラボレーションということに言及した、そういう新しい条例というものをお考えになっていくといいのではないかと思います。

基本条例と市民憲章は、機能が違うわけですね。さっき佐々木会長や七尾市さんも言うておられますように、市民憲章という

のは子どもからお年寄りまでわかりやすい言葉で、こんなまちにしていこうよということを行っているわけですね。そういうまちを実現していく手段が基本条例ではないかと、協働条例ではないかというふうに私は考えているわけです。

だから、本文に書くか前文に書くか、いろいろな技術的な工夫はあるだろうと思いますが、せつかくある市民憲章という宝を、やはり生かす方法で基本自治条例というものと考えていかれるといいのではないかと。せつかく七尾市さんのように、子どもからお年寄りまで全員参加のかたちで市民憲章をおつくりになったわけですから、そういうまちであればあるほど、この基本条例との関係というのを、市民の力を引き出し、市民憲章を生かした、根付かせていくためにどうしていったらいいのかと。根付かせていく過程は、私は市民の力が前面に出てくるのだらうと思います。その出てきた市民の力を行政がうまく活用していく。今までの市民憲章のつくり方のように、市が前面に立つのではなくて、あくまでも黒子に徹しながら、市民の皆さまの力、お顔を立てながら一生懸命頑張ってください。そうすると、市民の皆さまが納得されるまちづくりができるのですね。

もうひとつの視点として、今、言いかれましたが、これから行政というのは評価を求められるわけですね。行政効果のある、市民から評価されるような行政を実現していくためには、最初から市民の皆さんに参加していただければと。参加することによって市民の皆さんの理解が生まれる。理解が生まれることによって納得が生まれる。納得が生まれることによって、市民の皆さんの力が発揮されていく。自主的にボランティア活動してやろうと。「わかった、おれ

「たちもこれだけやらせてくれ」というような自発的な市民活動が出てくるのではないかと。そういうことを視野に入れながら、市民憲章と基本条例、協働条例との関係を考えていかれるといいのではないかなと。

ただこれは、さっき佐々木会長がおっしゃったように、それぞれ市の特徴があります。だから、そういうことを視野に入れながら、自分たちのまちではどういう関係の在り方がいいのかということ、それこそ市民ぐるみでお考えになっていくのがいいのではないかというふうに私は考えております。



助言者 財団法人あしたの日本を創る協会
理事長 高岡 完治 氏

行政から見た市民憲章—各市の考え—

(司 会) ありがとうございます。それでは、七尾市さんは、実は同じような市民憲章の推進協議会をつくろう、立ち上げようというふうに考えていらっしゃるわけですが、奥州市さんと違って杉田さんは市の職員でございます。市の職員の側から、実はこの市民憲章運動を民間主導型で進めるためにはどうしたらいいかということをお考えになっています。ではちょっと、お話をお聞きしたいと思います。

(杉 田) すみません。先ほど基本条例のことで、高岡理事長さんがうまくまとめてくださったのですが、私も実は、そのまちづくり条例、協働条例をつくるために新しい係として配属されました。そして「市民憲章は

まだつからないのか」ということで、市民の皆さんの声も挙がって、市民憲章をつくるということになって、二本立てでこの検討を進めてきました。そして職員、市民を含めて、今、時代はまちづくり条例、基本条例などであるということで、全国の合併した同時期の 31 市にもアンケートを採りました。市民憲章をつくっていこうと考えているところは 10 件。あとはもうまちづくり条例や総合計画、そういったものと考えながら進めていきたいというようなことでした。それで 2 年たって私たちが制定したのですが、皆さん方はどうでしょうかというような推進状況を確認したところ、10 件進めていたところが 13 件制定したということで、残り 18 件はまだ未制定の状態です。時代は、やはりまちづくり条例というようなものを考えていると。でも、それはいったい何なのか、どうすればいいのか。大きな先進地はそのように進んでいるけれども、小さなまちでそれはいったい何なのかということ、担当も迷っていらっしゃるといふ答えが多かったです。

私たちも、合併以前からまちづくり条例をつくれということで検討をしてきましたけれども、協働がなんなのかといったことも理解していない市民と一緒に、市民の責務や行政の役割、そういったものを条例化することは時期尚早ではないかということで見送っておりました。私が担当になりましたら、「早くつくれ、早くつくれ」というような指示だったのですが、市民憲章と自治条例の二つ、どういう関連性があるのかということ、やはり職員のワーキングと一緒に研究をしてきました。

この市民憲章は市民みんなのものであって、条例は悪いことを想定して縛り付けていくようなものである。市民憲章は市民の

良いことを想定しながら進めていくようなものであるから、これを一緒にすることはおかしいのではないかなという考えを持ちました。

そして、その市民憲章をどういう位置付けにするかというところで、やはり総合計画のうえであろう。そして自治条例・まちづくり条例・建設条例、そういったものの上であろう。最高上位のものとして市民憲章を位置付けて、その理念のもとで総合計画や基本条例などがつくられていくのが筋ではないのかということで、まずその市民憲章づくりを合併のまちづくりの第一に掲げながら、そしてそのつくり方を検討しながら、それでも試行錯誤を踏まえて、自治条例や協働条例などを考えていく必要があるのではないかなということで、私は今検討しているところです。



市民憲章運動分科会 会場内の様子

最近はその協働もすごく難しく、私たち地方のところでは「協働」という言葉よりも「地域活動」というような言葉がもう盛んで根付いておりますので、その協働という言葉、市民活動という言葉が無理に使わなくても自然とボランティア活動、地域・まちのために、そういったものを当然ながら自然と動かれているような地域市民が多いわけです。だから協働という言葉を使わないで、もっと違った私たち七尾市独自の考え方、そういう条例じゃなくてもで

きるのではないかなという考え方を持っています。だから、まちづくり条例、基本条例をつくろうとしている市の皆さんは、本当に私は興味があるのです。またいろいろと参考にさせていただきたいと思っています。以上です。

(司 会) はい、ありがとうございました。今のご発言について、どなたかご意見ございましたか。どうぞ。福知山さんですね。

(福知山市) 来年、当番をさせていただきます福知山市でございます。私は副市長をしておりますので、行政側の立場でひとこと述べてみたいと思います。長くなつてはいけないうので簡単に申し上げます。私は、一番大切なのは「市民の意見をどう聞くか」というシステム化だと思います。

福知山市の場合は編入合併いたしました。今言われましたところは対等合併ということですが、私たちは編入合併でしたけれども市民憲章を押しつけてはおりません。1市3町で合併いたしましたそれぞれありましたが、さっき発言されました会長さんあたりがつくっていただきました。たまたま「共に幸せを生きる」という項目ございまして、固有名詞が入っていなかったということのなかで取っつきやすかったと。お互いの目的だと思うのですが、そうしたなかで今一番課題なのは、1市3町が合併しまして、3町さんにはそれぞれつくってきた村づくり、まちづくりの色があるわけです。それぞれの色を大事にしたまちづくりをしていきたいと思ったわけです。

それは、編入しますと市会議員さんの数のがたつと減るわけです。今まででしたら16人もおられるので意見が吸い上がっているのですが、編入合併ですので2人しかおられない。地方自治法の改正で、将来的にはまた更に減っていくというなかで、市民

の声が届きにくいというようなことがあります。そうしたときに、いかに市民の声を聞く必要があるということで、まず優先的に「パブリック・コメント条例」というものをつくらせていただきました。

それと男女共同参画条例のなかで、実際はまだできていませんけれども、審議会には必ず女性を30%以上という条例。まずそういったシステム化づくりをさせていただいて、そして盛り上げていきたい。そのためにはぜひ来年の全国大会に皆さん来ていただきまして、「行政主導型のまちづくりしとったらあかんのや。やっぱり住民の、本当の行政主導でないまちづくりをすることが大事や」ということをぜひ言っていただきまして、バックアップしていただきたいと思っています。ありがとうございました。以上でございます。

(司 会) ありがとうございます。システム化が大事だというふうなご意見でございました。どうぞ。

(笠間市) 先ほどの七尾市さんからの話と関連して、私のところは笠間で1市2町の対等合併です。もとの町の議員しておりました。合併すると合併協議会でいろいろなシステムをどんどん決めてしまいますね。私はそのときに、それも大事だけれども市民憲章をつくることのほうが先じゃないか。実際には難しいのですが、こんな市にしたいから、「この指とまれ」と言って合併ができたらどんなに素晴らしいか、そんな思いでいました。

その根本は、昔に聞いたイスラエル建国のときに、やっとな国を得た国民が、これからどういった国をつくっていくかというときに取ったのは小学生で。山の中腹までの模型をつくって、「これからは私たちの手で」というふうな、それが国で1位になっ

た。そんな思いがこの市民憲章づくりにはありました。

それから国会議員・県議員・市長、そういった方はみんな、選挙のときには「こうやります」「ああやります」、やることばかり言いますから、有権者はやってもらえる。やるとやってもらうが、そんなことが何十年も日本の国で続きすぎたので国民がやらないといけないこと、市民がやらないといけないぶんまで、みんな怠けてしまった。そのへんで、やはり基本条例などはある程度、やっぱり必要ではあると思います。そういうなかで市民としてやらなければならない思いで市民憲章を大切にしたいと思っています。

さいごに—まとめ—



(司 会) ありがとうございます。住民の意識が、まず大事だというようなことでしょうか。時間も迫ってまいりまして10分少々なのですが、今までのお話し合いのなかで、これだけはちょっと皆さんに伝えたいとか、あるいはこの意見は皆さん聞いてもらいたいとか、何かございましたらもう一つ、二つぐらいお受けしたいと思いますがいかがですか。

ないようでしたら、事例発表者のほうにお返ししたいと思います。あとはよろしいですか。

後半は、市民条例のお話が多くなりましたけれども、当然ながら共通しているわけです。あるいはどなたかおっしゃられたように、いくなればまちの憲法みたいなものは、やっぱり市民憲章ではないかと。その市民憲章が核になって、それにかかわるような条例というふうになる。それから地域の住民の方々も自分のまちは自分たちの手でつくるのだというふうな、

まず意識付けが大事だろうと。行政のほうは、それを受けるためのシステムをきちんとこれからはつくっていく必要があるのではないかというようなお話だったのかなと思います。

それでは、せっかくでするので事例発表者のお二人に3分ぐらいずつ、今までのことを総括しながら感想でも、あるいは何でも結構ですのご発言をいただいて、最後に助言者の理事長のほうからまとめをお願いしたいというふうに思います。それでは七尾市の杉田さんよろしく申し上げます。3分ぐらいでお願いします。

(杉 田) 私が感じていた推進協議会の維持する経費などは、民でやっていらっしゃるところはどのように生み出しているのかなということが疑問です。旧七尾市は補助金で支出しておりました。それを推進協議会が受け取って、自分たちの活動に展開していくと。そして、その推進協議会でもまた寄付を募って、それらをもとに活動経費に充てていたわけですが、合併後、厳しい状況になってきました。そして、その市民主体ということで、できるだけ補助金カットということが行政での目標が下ります。そんななかで組織をつくるのはいいですが、今まで補助金をもらって活動していた市民は、補助金もなくて何をしろという、花を植えるにも種代もあるし水だって水道料がかかるわけだからというような協議がよく挙げられます。そういったなかで、行革とか現在の財政状況を話し合っていくと、すごく理解してくれる市民も多いのですが、そういった協議会の運営資金は、民でやられているところはどのようにしていらっしゃるのか。また官主体でやっているところは、どうされているのかなというところです。

それから、本当に公の組織として必要な

のかということですね。それは母体となっている大きな組織なのか、それとも実践している組織なのか。旧七尾市民憲章推進協議会の事務局は解散したのですが、生涯学習を基底とした公民館での実践委員会はまだ残っております。そしてその行政から声がかかったら、いつでも旗揚げできる体勢で待っている状態ですが、こちら声もかけますと、やはりそれは行政主体みたいになって、経費をくれるのかなという感じになっていけなくて、できるだけ自発的にこれまでの活動を継続していただけるよということ、そういった市民の意識を変えようというようなことを考えております。

そして旧七尾市の実践委員の組織の運動が、合併以前にそういう組織運動をしていなかった地域にモデルケースとなって、模範的になって自然ととけ込んでいって、向こうのほうにもそういう動きが出てくればいいなというような思いなのですが、やはりこの美しい施設や場所やこの自然は、市民の皆さんのそれを大切にしたいと思っている心、市民の皆さんの力でつくられているということがわかります。一人ひとり感じて行動することも大切ですが、特に花を植えて美しいまちをつくるような、その花を愛する心はすごく大切で、それらでまちをきれいにしていく行動は、やっぱり一人よりも二人、三人、組織なり団体でやったほうが素晴らしいものになるのではないかなと思っています。

一日でも早くそういった地区の実践組織ができればいいなと思っているのですが、それをどうやって行政主体にならないで市民の力で団体なり組織ができていくにはリーダーが必要なかどうなのか、どうすればいいのかなということで、今回皆さんに

お聞きしたいなと思ってまいりました。また、帰ってから直接こちらのほうから、またそういったことをお伺いするかもしれませんが、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。今日はありがとうございました。

(司 会) はい、ありがとうございました。村上さんお願ひします。

(村 上) これから具体的に進めるための推進組織の結成の準備に入っていますが、前段で、私は民間サイドで、他の市町村、全市町村にも呼びかけようと、新聞紙大の市民憲章の表示板を3千枚つくりました。これを今、公共施設、図書館、学校、そしていろいろな集会所など、全部に配っています。もう公共施設は全部配りましたが、これから民間サイドの集会所や事業所が結構あります。あるいは個人の商店などにもお願ひして、多くの市民の皆さんの目に触れるところに掲示してもらおうということで、ぎりぎりの予算のなか、3千枚自前で作って、今それを配って、心を一つにする方法に使おうと思っています。

それからもう一つは、先ほども紹介しましたが、毎年開いております推進大会でございます。今年は来月の27日に予定しております。今までは推進組織のあった水沢区、旧水沢市だけでしたが、今年は「憲章制定1周年記念」と名をうって、奥州市全体の他の合併した市町村にも協力をお願ひしようと。一同に会して市民憲章を唱和し、憲章運動を多く理解いただくという大きな大会を計画しております。もちろん、このときには実は知事と呼ばうということで、知事といろいろとこれからの県のまちづくり構想、住民の在り方、県民に求めるもの。そういうことをテーマでやろうと思ったのですが、知事の日程が合わなかったので、

県の教育長が、それでは子どもたちの時代に向けて私が行ってお話ししようというので発表します。そうしますと、子どもたちを中心に地域のかかわり、あるいは学校の課題など、いろいろな課題が出ていますので、そういうこともその場でお話しいただければ、非常に奥州市全体の心がつながるのではないだろうかということで、次の推進大会を期待しております。

それからもう一つは、うちのほうで90すべての団体が構成団体に入っています。子ども会・老人クラブ・交通・防犯・学校の校長会・警察、すべて網羅しておりますので、そういう団体の協力もこれからお願ひしていこうかと思っていますが、特に合併したことによって、今まで、例えば5市町村あった体育協会。そういうものは自分たちの民間サイドで今1本の組織に変わってきております。福祉協議会も変わってきました。老人クラブも変わりました。全部一緒になりました。しかし、今の私の組織の立場から全部に呼びかけするというのは非常に難しいということもありますので、できるだけ民間サイドのそのような団体が大きくなることを手助けできるように、市が大いに一緒になってやっていこうかという考え方も持っております。

あとは予算のことがございました。実は先ほど紹介しましたこの地域交流館も、昨年度から指定管理者制度が導入されました。したがって、予算もぎりぎりになってまいります。そこで、もう一つは協賛会員制度というのを設けてまいりました。これはもう平成7年から拡大運動をやっています。個人の場合は年間1千円、団体が5千円、法人が1万円ということで、ご協力を申し上げて、毎年口座振り込みでお願いしております。金額にしますと60万ほどになりま

す。ですから、事業展開はこの予算に限りますと、ほぼいろいろな事業が計上できますが、いずれ指定管理者制度の関係がありますので、またきつい予算措置になるわけですが、そのように財政の支援と併せて、憲章運動についての理解を得た事業所 20 ほどモデル事業をやっていますので、それから事業所のなかで憲章運動をやっていたらどうか。そして、その事業所については地元の新聞社に紹介したり、あるいはうちのほうで出している会報で紹介したりということで、いろいろ資料ができております。

そういうなかでもう一つは、お手元に、全国の市民憲章の唱和と出ております。実は、来年 10 年になります。これは平成 10 年で、私らも当時、この全市憲の会員として参加しておりましたので、全国の団体と意見交換してもらいましたけれども。これのできたのが平成 10 年、ちょうど視聴においてになっています新潟県の村上市の長谷川さんが、やはり全国が集まったときに、みんなで心をつなげて唱和文するのがほしいな。各県、地区ではやっているのだというので、長谷川さんが提案しまして、当時、釧路と村上市と愛知県の豊田市、それから岩手の水沢、この 4 団体が策定委員として頑張って、懸案をつくるという作業を仰せつかった経過があります。

そして平成 10 年にできて、11 年の釧路大会のときに初めてこれは唱和されました。ずっと前からこれが唱和されてきておりますので、来年、福知山さんのときに 10 年という節目の年になります。そうしますと、先ほど福知山さんのほうからも「共に幸せ」、そして「まちづくり、人づくり、憲章運動から」、こういうテーマがありましたので、素晴らしい大会が期待されるなということで、先ほどいろいろとお話を聞いて、来年

が楽しみだと思っております。

(司 会) ありがとうございます。時間が過ぎました。大変申し訳ありませんが、5 分間だけ延長をさせていただいてよろしいでしょうか。それでは理事長にまとめに入させていただきます。

(高 岡) では、5 分間で終わるようにいたします。これから私どもの暮らしというのは、先ほども申し上げましたように、「誰の責任か、おれじゃない」というようなものの考え方では、決してみんながいい暮らしをすることができない。だから、「お前だ」「おれだ」と言わないで、みんな一緒になってやっぺいこう。自分のできることを、できるときにできるやり方でやろうということを行政も考える。行政の職員も、私たち市民も考えるということが基本になっていくと思います。

それを難しい言葉で言えば、「行政と市民とのコラボレーション」だとか「協働」ということになるのですが、しかし在りようを申し上げればそういうことなのです。これは、実は日本が最も得意としてきた、江戸時代から集落というのはみんな自分のところで自分のことをやってきたのです。実は、私たちのご先祖がやってこられたこと、道普請も村の人がみんな総出でやったのですね。何のことはない、昔に帰って物事を考えてみれば、大変優れた知恵で、私どものご先祖は暮らし、まちというものをマネジメントしてきたということが言えるのではないかと。昔に戻っていくということを考えれば、決して新しいことをやるわけではない。原点に返るというものの考え方ではないかというふうに思います。

環境政策をはじめとして、実は世界的に、もうみんなが一緒になって知恵を出し、汗を流してやっぺいしていくのだという方向になっ

てきているのです。コラボレーションという言葉が今盛んに言われるようになってきた。特に日本においては大変厳しい状況ですから、コラボレーション以外に、みんなが知恵を出し、汗をかく以外に自分たちの暮らしを良くしていく道はない。これ以上悪くしないように頑張っていく手はないということだろうと思います。

そのときに考えていくのは、システムづくりと、そのシステムを動かす人づくりです。これを考えなきやいけない。一挙に基本条例という流行に合うような、そういうシステムに飛びつくのではなくて、福知山市の副市長さんがおっしゃったように、それを視野に入れつつも、その土台となるシステムづくりをやっていくのだと。これは、行政だけでやるのではなくて、このシステムの点も、やはり市民と協働で行政がつくっていくということだろうと思います。そのシステムを動かす人も、やはり協働でつくっていくと。

この人づくりの点は、やはり今のレベル・段階では、やはり行政の方が知恵を出すということだろうと思います。自分のまちにリーダーとなれる、核となれるような人をまずつくっていく。その人が今度、自分たちの地域のなかで、自分たちのまちのなかにそういうリーダー的な人を育てていく。リーダーというのは、決してこういう話をするようなところには出てこないのですね。実際に活動のなかから、本当のリーダーシップというのは培われる。

リーダーシップの最も大事なことは何か。これは人ですね。人柄です。人格なのです。いかに人を引きつけるような魅力のある人間をつくるか。私は、これが人づくりの基本だと思います。

それぞれものの考え方、生活習慣も違い

ますからリーダーのかたちも違ってくると思いますけれども、そういうことを基本に入れながら、私はこの市民憲章づくり、市民憲章運動というのを進めていかれるというのが、先ほど七尾市さんがおっしゃったように、実は市民憲章というのは、本当にまちづくりといいですか、まちの最高憲章だ。だから憲章なのだ。マグナ・カルタなのです。

憲章というのは、ただ単に名前ではなくて、われわれの人類の歴史のなかで、これだけの民主的で平和で安定した反映する社会を築き上げた原点がマグナ・カルタにあるわけですから、それだけの深い意味を持ったのが市民憲章の最後の二文字「憲章」だということを、われわれはもう一度思い起こして、そのために具体的に何をやっていけばいい。自分のまちで何をやっていけばいいか。よそのまちのしておられることを参考にすることはとてもいいことですが、うのみにしないで、自分たちでそしゃくして、自分たちのまちに合ったやり方をやっていく。いろいろな市民憲章運動の進め方があって、私はしかるべきだというふうに考えております。失礼しました。

(司 会) ありがとうございます。大変短い時間ではございましたが、市民憲章の運動の根幹にかかわる問題、それから皆さんが漠然ともっていらっしゃるいろいろな思い、コラボレーションという言葉が何回も出てまいりました。まさに今こそ、そういう住民の意識の向上、あるいは目的意識を持った参画の仕方、そういうものが必要になってきている時代ではないかなと思います。この市民憲章運動の各々のまちの素晴らしいまちづくりに少しでも活用され、そして意識がそこに注入され、そして素晴らしいまちが少しずつできあがっていくこと

を念じていきたいと思います。

今日は、本当に中身が大変大切な話ばかりでございまして、われわれも大変勉強になりました。ちょっと司会の不手際で時間を延ばしてしまったこととお詫び申し上げ、また今日のお二人の事例発表者と助言者の方々に、あらためて感謝の拍手を送りながら閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

出演者プロフィール



事例発表 村上 徳也 氏
(水沢まちづくり
推進協議会事務局長)

1935年生まれ。平成8年4月、水沢市民憲章推進協議会理事、同年10月、水沢市民憲章推進協議会事務局長に就任。
(平成18年2月合併により「水沢まちづくり運動協議会」と名称を変更し、従来の運動を継承)他に、あしたの日本を創る岩手県協議会事務局長、奥州市文化振興財団評議員、水沢ユネスコ協会理事、水沢南防犯協会事務局長、他等で活躍中。



助言者 高岡 完治 氏
(財団法人
あしたの日本を創る協会理事長)

1939年生まれ。立命館大学法学部卒、平成7年総理府次長、平成8年に退官。その後、総理府本府顧問、(社)時事画報社理事長、国立公文書館長を経て、現在、財団法人あしたの日本を創る協会理事長。

全国大会交流交歓会次第

日時／平成19年10月19日（金）午後6時00分

場所／倉敷チボリ公園 アンデルセンホール

1. 開会
弦楽合奏 倉敷弦楽アンサンブル
ヴィヴァルディ作曲 協奏曲集「四季」より～春
第1楽章 アレグロ
第2楽章 ラルゴ
第3楽章 アレグロ
パッヘルベル作曲 カノン
2. 主催者あいさつ 全国市民憲章運動連絡協議会会長 室山 貴義
3. 開催地市長あいさつ 倉敷市長 古市 健三
4. 乾杯 全国市民憲章運動連絡協議会顧問 三田 望
5. 歓談
6. アトラクション 子供備中神楽
さるたひこのみことのまい
猿田彦の命の舞
すきのおのみこと おろちたいじのまい
素戔の鳴の尊（大蛇退治の舞）
7. 次期開催地あいさつ 福知山市副市長 山段 誠
福知山大会実行委員長 前田 秀和
8. 閉会 倉敷大会副実行委員長 吉田 猪三郎

視 察 研 修

日時／平成19年10月20日（土）午後4時20分

場所／「日本の夕陽百選” 鷺羽山から見る瀬戸大橋」（倉敷市児島）

倉敷市芸文館		鷺羽山レストハウス（夕食）		倉敷市芸文館～
16:30	バス	17:10	バス	倉敷駅（随時） 19:30

平成19年度全国市民憲章運動連絡協議会総会

日時／平成19年10月20日（土）午前9時30分

場所／倉敷市芸文館 別館アイシアター

平成19年度全国市民憲章運動連絡協議会総会を、第42回全国大会に先立って開催した。

全国市民憲章運動連絡協議会唱和文唱和

1. 開会挨拶 全国市民憲章運動連絡協議会副会長 小野山 利雄
2. 会長挨拶 全国市民憲章運動連絡協議会会長 室山 貴義
3. 議 事

規約に基づき、会長が議長となって、議事を進行した。

- (1) 第1号議案「平成18年度事業報告」及び第2号議案「平成18年度収支決算報告について」を提案し、監査報告を受け、原案どおり承認された。（監査報告は、前年度の監事、遠野市市民憲章運動推進協議会長、気仙沼市民憲章推進協議会長が欠席のため事務局が代読）

収入決算額	1,900,164 円
支出決算額	1,685,743 円
次年度繰越金	214,421 円

- (2) 第3号議案「平成19年度事業計画（案）について」及び第4号議案「平成19年度収支予算（案）について」を提案し、原案どおり承認された。

収入見込額	1,920,000 円
支出見込額	1,920,000 円

- (3) 第5号議案「平成20年度第43回全国大会の開催地（案）について」、開催地を京都府福知山市とすることを提案し、原案どおり承認された。

4. 報 告

- (1) 全国市民憲章運動連絡協議会運営要領第4条により、平成19年度第1回役員会において決定している役員を紹介した。
- (2) 市民憲章運動推進全国大会宣言文起草要領により、市民憲章運動推進第42回全国大会の大会宣言文を報告した。
- (3) 平成19年度全国市民憲章運動連絡協議会加盟団体について、10月1日現在、2団体が加盟し、2団体が脱退したことを報告した。

【加盟団体】 笠間市民憲章推進協議会（茨城県笠間市）・七尾市（石川県七尾市）

【脱退団体】 南陽市民憲章推進協議会（山形県南陽市）

北九州市民憲章推進協議会（福岡県北九州市）

5. 記念品贈呈

平成18年度第41回全国大会開催地である、花巻市市民憲章推進協議会に記念品を贈呈した。

6. 閉 会 全国市民憲章運動連絡協議会顧問 三 田 望

大会参加状況

地区	都道府県	加盟 市町数	大会参加 市町数	総会 出席者数	分科会参加者数			大会 参加者数	交歓会 参加者数	視察研修 参加者数
					環境問題	まちづくり	市民憲章 運動			
北海道	北海道	6	2	3	0	0	3	3	3	3
東北	岩手県	2	2	13	4	4	4	13	13	11
	宮城県	2	1	2	0	0	2	2	2	2
	秋田県	1	1	4	2	0	2	4	4	4
	山形県	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島県	2	1	1	0	0	1	1	1	0
関東	茨城県	4	3	6	2	0	2	4	4	4
	栃木県	1	1	3	0	3	0	3	3	0
	埼玉県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	千葉県	3	1	0	0	0	0	2	0	2
	東京都	2	1	0	0	0	0	3	0	3
	山梨県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
東海	長野県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	静岡県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	愛知県	5	3	8	2	2	4	8	4	0
北陸	新潟県	1	1	1	0	0	1	1	1	0
	石川県	2	1	0	0	0	2	2	2	0
	福井県	1	1	2	0	0	2	2	2	2
近畿	京都府	2	2	11	7	7	12	26	7	0
	大阪府	4	3	2	0	1	2	5	2	0
	兵庫県	2	0	0	0	0	0	0	0	0
中国	島根県	1	1	1	0	0	1	1	0	0
	岡山県	2	2	17	39	43	39	637	142	20
	広島県	1	1	9	1	7	2	10	3	0
	山口県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
四国	徳島県	1	1	7	3	4	1	8	7	0
	高知県	1	1	5	1	2	2	5	5	0
九州	福岡県	2	1	7	2	3	3	8	8	0
沖縄	沖縄県	4	2	5	1	4	0	5	5	5
あしたの日本を創る協会				2	1		1	2	2	1
計画哲学研究所						1		1	1	1
合計		60	33	109	65	81	86	756	221	58

全国大会開催年次と開催都市

年度	回数	開催都市	年度	回数	開催都市
昭和 4 1	第 1	岡山県倉敷市	昭和 6 3	第 2 3	北海道函館市
4 2	2	宮城県仙台市	平成 元	2 4	福岡県大牟田市
4 3	3	愛知県豊橋市	2	2 5	栃木県宇都宮市
4 4	4	秋田県秋田市	3	2 6	香川県高松市
4 5	5	岐阜県高岡市	4	2 7	岩手県水沢市
4 6	6	広島県福山市	5	2 8	静岡県富士市
4 7	7	高知県高知市	6	2 9	宮城県仙台市
4 8	8	北海道札幌市	7	3 0	埼玉県所沢市
4 9	9	山口県下松市	8	3 1	岡山県倉敷市
5 0	1 0	中止（東京大会）	9	3 2	福岡県北九州市
5 1	1 1	沖縄県那覇市	1 0	3 3	石川県七尾市
5 2	1 2	茨城県水戸市	1 1	3 4	愛知県豊田市
5 3	1 3	福島県会津若松市	1 2	3 5	北海道釧路市
5 4	1 4	千葉県成田市	1 3	3 6	茨城県ひたちなか市
5 5	1 5	北海道釧路市	1 4	3 7	秋田県秋田市
5 6	1 6	青森県十和田市	1 5	3 8	沖縄県石垣市
5 7	1 7	石川県金沢市	1 6	3 9	福岡県大牟田市
5 8	1 8	山口県光市	1 7	4 0	徳島県徳島市
5 9	1 9	静岡県沼津市	1 8	4 1	岩手県花巻市
6 0	2 0	福井県福井市	1 9	4 2	岡山県倉敷市
6 1	2 1	岡山県津山市	2 0	4 3	京都府福知山市
6 2	2 2	茨城県勝田市	2 1	4 4	山形県米沢市（予定）

倉敷市民憲章

私たちは、日本のふるさと瀬戸内海と母なる高梁川にはぐくまれ、古い伝統と洋々たる未来にかがやく倉敷市民の誇りをこめて

- 1 自然を生かし、縁と花のあるきれいな環境をつくります。
- 1 人間をたいせつにし、青少年には夢、老人には安らぎのあるあたたかい社会をつくります。
- 1 秩序を守り、平和で安全なまちをつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、明るく健康な家庭をつくり
ます。
- 1 教養を高め、世界と通じ、個性ある文化をつくります。

全国市民憲章運動連絡協議会事務局

倉敷市 総合政策局政策推進部 市民活動推進課（倉敷市民憲章推進協議会事務局）

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

TEL 086-426-3107 FAX 086-421-4422

Eメール collabo_kensyo@city.kurashiki.okayama.jp



倉敷市民憲章碑



いま、なにが大切か！～人間にとって、都市にとって～